

恩給法（大正十二年法律第四十八号）（第一条第一号関係）	1
中小企業等協同組合法（昭和二十四年法律第八十一号）（第一条第二号関係）	2
旧令による共済組合等からの年金受給者のための特別措置法（昭和二十五年法律第二百五十六号）（第一条第三号関係）	3
国家公務員災害補償法（昭和二十六年法律第九十一号）（第一条第四号関係）	4
戦傷病者戦没者遺族等援護法（昭和二十七年法律第二百二十七号）（第一条第五号関係）	5
警察官の職務に協力援助した者の災害給付に関する法律（昭和二十七年法律第二百四十五号）（第一条第六号関係）	6
労働金庫法（昭和二十八年法律第二百二十七号）（第一条第七号関係）	7
消防団員等公務災害補償等責任共済等に関する法律（昭和三十一年法律第七号）（第一条第八号関係）	9
公立学校の学校医、学校歯科医及び学校薬剤師の公務災害補償に関する法律（昭和三十二年法律第四百十三号）（第一条第九号関係）	10
証人等の被害についての給付に関する法律（昭和三十三年法律第九号）（第一条第十号関係）	11
地方公務員災害補償法（昭和四十二年法律第二百一十一号）（第一条第十一号関係）	12
公衆浴場の確保のための特別措置に関する法律（昭和五十六年法律第六十八号）（第一条第十二号関係）	13
厚生年金保険制度及び農林漁業団体職員共済組合制度の統合を図るための農林漁業団体職員共済組合法等を廃止する等の法律（平成十三年法律第一百一号）（第一条第十三号関係）	14
国会議員互助年金法を廃止する法律（平成十八年法律第一号）附則第二条第一項の規定によりなおその効力を有することとされる 旧国会議員互助年金法（昭和三十三年法律第七十号）（第一条第十四号関係）	15
国会職員法（昭和二十二年法律第八十五号）（第二条第一号関係）	16
国家公務員法（昭和二十二年法律第二十号）（第二条第二号関係）	18
一般職の職員の給与に関する法律（昭和二十五年法律第九十五号）（第二条第三号関係）	20
国家公務員退職手当法（昭和二十八年法律第八十二号）（第二条第四号関係）	21
自衛隊法（昭和二十九年法律第六十五号）（第二条第五号関係）	22
官公需についての中小企業者の受注の確保に関する法律（昭和四十一年法律第九十七号）（第二条第六号関係）	24
一般職の職員の勤務時間、休暇等に関する法律（平成六年法律第三十三号）（第二条第七号関係）	25

国家公務員の留学費用の償還に関する法律（平成十八年法律第七十号）（第二条第八号関係）	26
金融商品取引法（昭和二十三年法律第二十五号）（第三条関係）	28
国等の債権債務等の金額の端数計算に関する法律（昭和二十五年法律第六十一号）（第四条関係）	29
公職選挙法（昭和二十五年法律第百号）（第五条関係）	30
資産再評価法（昭和二十五年法律第百十号）（第六条関係）	31
予算執行職員等の責任に関する法律（昭和二十五年法律第七十二号）（第七条関係）	32
中小企業信用保険法（昭和二十五年法律第二百六十四号）（第八条第一号関係）	35
地方公務員等共済組合法の長期給付等に関する施行法（昭和三十七年法律第五百十三号）（第八条第二号関係）	37
公庫の予算及び決算に関する法律（昭和二十六年法律第九十九号）（第九条関係）	39
信用金庫法（昭和二十六年法律第二百三十八号）（第十条関係）	41
中小漁業融資保証法（昭和二十七年法律第三百四十六号）（第十一条第一号関係）	43
農業信用保証保険法（昭和三十六年法律第二百四号）（第十一条第二号関係）	45
山村振興法（昭和四十年法律第六十四号）（第十一条第三号関係）	47
農林水産省設置法（平成十一年法律第九十八号）（第十一条第四号関係）	48
農林中央金庫法（平成十三年法律第九十三号）（第十一条第五号関係）	49
農山漁村電気導入促進法（昭和二十七年法律第三百五十八号）（第十二条関係）	50
国際復興開発銀行等からの外資の受入に関する特別措置に関する法律（昭和二十八年法律第五十一号）（第十三条関係）	51
信用保証協会法（昭和二十八年法律第九十六号）（第十四条関係）	52
国民生活金融公庫が行う恩給担保金融に関する法律（昭和二十九年法律第九十一号）（第十五条関係）	53
防衛省設置法（昭和二十九年法律第六十四号）（第十六条関係）	55
酪農及び肉用牛生産の振興に関する法律（昭和二十九年法律第八十二号）（第十七条第一号関係）	56
漁業経営の改善及び再建整備に関する特別措置法（昭和五十一年法律第四十三号）（第十七条第二号関係）	57
地方財政再建促進特別措置法（昭和三十年法律第九十五号）（第十八条関係）	58
小規模企業者等設備導入資金助成法（昭和三十一年法律第百十五号）（第十九条関係）	60

国家公務員共済組合法（昭和三十三年法律第二百二十八号）（第二十条関係）	61
電話加入権質に関する臨時特例法（昭和三十三年法律第三百三十八号）（第二十一条関係）	63
経済基盤強化のための資金及び特別の法人の基金に関する法律（昭和三十三年法律第六十九号）（第二十二条関係）	64
果樹農業振興特別措置法（昭和三十六年法律第十五号）（第二十三条関係）	67
行政事件訴訟法（昭和三十七年法律第三十九号）（第二十四条関係）	70
激甚災害に対処するための特別の財政援助等に関する法律（昭和三十七年法律第五十号）（第二十五条関係）	71
地方公務員等共済組合法（昭和三十七年法律第五十二号）（第二十六条関係）	73
中小企業投資育成株式会社法（昭和三十八年法律第一百一号）（第二十七条関係）	76
勤労者財産形成促進法（昭和四十六年法律第九十二号）（第二十八条関係）	77
沖縄振興開発金融公庫法（昭和四十七年法律第三十一号）（第二十九条関係）	78
林業経営基盤の強化等の促進のための資金の融通等に関する暫定措置法（昭和五十四年法律第五十一号）（第三十条関係）	82
農業経営基盤強化促進法（昭和五十五年法律第六十五号）（第三十一条関係）	86
特定農産加工業経営改善臨時措置法（平成元年法律第六十五号）（第三十二条関係）	87
食品流通構造改善促進法（平成三年法律第五十九号）（第三十三条関係）	89
獣医療法（平成四年法律第四十六号）（第三十四条関係）	92
青年等の就農促進のための資金の貸付け等に関する特別措置法（平成七年法律第二号）（第三十五条関係）	94
破綻金融機関等の融資先である中堅事業者に係る信用保険の特例に関する臨時措置法（平成十年法律第五十一号）（第三十六条関係）	95
家畜排せつ物の管理の適正化及び利用の促進に関する法律（平成十一年法律第一百十二号）（第三十七条関係）	100
過疎地域自立促進特別措置法（平成十二年法律第十五号）（第三十八条関係）	102
独立行政法人等の保有する情報の公開に関する法律（平成十三年法律第四十号）（第三十九条関係）	103
農業法人に対する投資の円滑化に関する特別措置法（平成十四年法律第五十二号）（第四十条関係）	104
入札談合等関与行為の排除及び防止並びに職員による入札等の公正を害すべき行為の処罰に関する法律（平成十四年法律第一百一号）（第四十一条関係）	106
独立行政法人国際協力機構法（平成十四年法律第三十六号）（第四十二条関係）	107

独立行政法人福祉医療機構法（平成十四年法律第百六十六号）（第四十三条関係）	108
独立行政法人等の保有する個人情報保護に関する法律（平成十五年法律第五十九号）（第四十四条関係）	110
株式等の取引に係る決済の合理化を図るための社債等の振替に関する法律等の一部を改正する法律（平成十六年法律第八十八号）（第四十五条関係）	111
郵政民営化法（平成十七年法律第九十七号）（第四十六条関係）	112
独立行政法人郵便貯金・簡易生命保険管理機構法（平成十七年法律第一百一号）（第四十七条関係）	113
郵政民営化法等の施行に伴う関係法律の整備等に関する法律（平成十七年法律第二百二号）（第四十八条関係）	114
国会議員互助年金法を廃止する法律（平成十八年法律第一号）（第四十九条関係）	118
一般社団法人及び一般財団法人に関する法律及び公益社団法人及び公益財団法人の認定等に関する法律の施行に伴う関係法律の整備等に関する法律（平成十八年法律第五十号）（第五十条関係）	119
競争の導入による公共サービスの改革に関する法律（平成十八年法律第五十一号）（第五十一条関係）	122
独立行政法人国際協力機構法の一部を改正する法律（平成十八年法律第百号）（第五十二条関係）	123
貸金業の規制等に関する法律等の一部を改正する法律（平成十八年法律第百十五号）（第五十三条関係）	127
駐留軍等の再編の円滑な実施に関する特別措置法（平成十九年法律第 号）（第五十四条関係）	129
地方税法（昭和二十五年法律第二百二十六号）（第五十五条関係）	141
所得税法（昭和四十年法律第三十三号）（第五十六条関係）	143
法人税法（昭和四十年法律第三十四号）（第五十七条関係）	145
印紙税法（昭和四十二年法律第二十三号）（第五十八条関係）	146
登録免許税法（昭和四十二年法律第三十五号）（第五十九条関係）	147
消費税法（昭和六十三年法律第八八号）（第六十条関係）	150

恩給法（大正十二年法律第四十八号）（第一条第一号関係）

（傍線の部分は改正部分）

改 正 案	現 行
<p>第十一条 恩給ヲ受クルノ権利ハ之ヲ讓渡シ又ハ担保ニ供スルコトヲ得ス 但シ株式会社日本政策金融公庫及別ニ法律ヲ以テ定ムル金融機関ニ担保 ニ供スルハ此ノ限ニ在ラズ</p> <p>・ （略）</p>	<p>第十一条 恩給ヲ受クルノ権利ハ之ヲ讓渡シ又ハ担保ニ供スルコトヲ得ス 但シ国民生活金融公庫及別ニ法律ヲ以テ定ムル金融機関ニ担保ニ供スル ハ此ノ限ニ在ラズ</p> <p>・ （略）</p>

中小企業等協同組合法（昭和二十四年法律第百八十一号）（第一条第二号関係）

（傍線の部分は改正部分）

改 正 案	現 行
<p>（信用協同組合）            第九条の八（略）</p> <p>2 信用協同組合は、前項の事業のほか、次の事業を併せ行うことができる。</p> <p>一〇十一（略）</p> <p>十二 信用協同組合、次条第一項第一号の事業を行う協同組合連合会、株式会社日本政策金融公庫その他内閣総理大臣の定める者の業務の代理又は媒介（内閣総理大臣の定めるものに限る。）</p> <p>十三〇二十一（略）</p> <p>三〇十（略）</p>	<p>（信用協同組合）            第九条の八（略）</p> <p>2 信用協同組合は、前項の事業のほか、次の事業を併せ行うことができる。</p> <p>一〇十一（略）</p> <p>十二 信用協同組合、次条第一項第一号の事業を行う協同組合連合会、国民生活金融公庫その他内閣総理大臣の定める者の業務の代理又は媒介（内閣総理大臣の定めるものに限る。）</p> <p>十三〇二十一（略）</p> <p>三〇十（略）</p>

旧令による共済組合等からの年金受給者のための特別措置法（昭和二十五年法律第二百五十六号）（第一条第三号関係）

（傍線の部分は改正部分）

改 正 案	現 行
<p>（給付を受ける権利の保護） 第十六条の二（略）</p> <p>2 年金である給付を受ける権利は、前項の規定にかかわらず、株式会社日本政策金融公庫又は沖縄振興開発金融公庫に担保に供することができる。</p> <p>3（略）</p>	<p>（給付を受ける権利の保護） 第十六条の二（略）</p> <p>2 年金である給付を受ける権利は、前項の規定にかかわらず、国民生活金融公庫又は沖縄振興開発金融公庫に担保に供することができる。</p> <p>3（略）</p>

改 正 案	現 行
<p>（補償を受ける権利）</p> <p>第七条（略）</p> <p>2 補償を受ける権利は、譲り渡し、担保に供し、又は差し押さえることはできない。ただし、年金たる補償を受ける権利を株式会社日本政策金融公庫又は沖縄振興開発金融公庫に担保に供する場合は、この限りでない。</p>	<p>（補償を受ける権利）</p> <p>第七条（略）</p> <p>2 補償を受ける権利は、譲り渡し、担保に供し、又は差し押さえることはできない。ただし、年金たる補償を受ける権利を国民生活金融公庫又は沖縄振興開発金融公庫に担保に供する場合は、この限りでない。</p>

戦傷病者戦没者遺族等援護法（昭和二十七年法律第二百二十七号）（第一条第五号関係）

（傍線の部分は改正部分）

改 正 案	現 行
<p>（譲渡又は担保の禁止）</p> <p>第四十六条 障害年金、障害一時金、遺族年金、遺族給与金又は弔慰金を受ける権利は、譲渡し、又は担保に供することができない。ただし、株式会社日本政策金融公庫及び別に法律で定める金融機関に担保に供する場合は、この限りでない。</p>	<p>（譲渡又は担保の禁止）</p> <p>第四十六条 障害年金、障害一時金、遺族年金、遺族給与金又は弔慰金を受ける権利は、譲渡し、又は担保に供することができない。ただし、国、民生活金融公庫及び別に法律で定める金融機関に担保に供する場合は、この限りでない。</p>

警察官の職務に協力援助した者の災害給付に関する法律（昭和二十七年法律第二百四十五号）（第一条第六号関係）

（傍線の部分は改正部分）

改 正 案	現 行
<p>（給付を受ける権利の保護）</p> <p>第十条 給付を受ける権利は、譲り渡し、担保に供し、又は差し押さえることができない。ただし、年金である傷病給付、障害給付又は遺族給付を受ける権利を株式会社日本政策金融公庫又は沖縄振興開発金融公庫に担保に供する場合は、この限りでない。</p>	<p>（給付を受ける権利の保護）</p> <p>第十条 給付を受ける権利は、譲り渡し、担保に供し、又は差し押さえることができない。ただし、年金である傷病給付、障害給付又は遺族給付を受ける権利を国民生活金融公庫又は沖縄振興開発金融公庫に担保に供する場合は、この限りでない。</p>

改正案	現行
<p>（金庫の事業） 第五十八条（略）</p> <p>2 労働金庫は、前項の業務のほか、次に掲げる業務及びこれに付随する業務を併せ行うことができる。</p> <p>一～十二（略）</p> <p>十三 金庫、独立行政法人住宅金融支援機構、株式会社日本政策金融公庫、独立行政法人雇用・能力開発機構その他内閣総理大臣及び厚生労働大臣の定める者の業務の代理又は媒介（内閣総理大臣及び厚生労働大臣の定めるものに限る。）</p> <p>十四～二十一（略）</p> <p>三～八（略）</p> <p>第五十八条の二 労働金庫連合会は、前条第一項の業務のほか、次に掲げる業務及びこれに付随する業務を併せ行うことができる。</p> <p>一～十（略）</p> <p>十一 金庫、独立行政法人住宅金融支援機構、株式会社日本政策金融公庫、独立行政法人雇用・能力開発機構その他内閣総理大臣及び厚生労働大臣の定める者の業務の代理又は媒介（内閣総理大臣及び厚生労働大臣の定めるものに限る。）</p>	<p>（金庫の事業） 第五十八条（略）</p> <p>2 労働金庫は、前項の業務のほか、次に掲げる業務及びこれに付随する業務を併せ行うことができる。</p> <p>一～十二（略）</p> <p>十三 金庫、独立行政法人住宅金融支援機構、国民生活金融公庫、独立行政法人雇用・能力開発機構その他内閣総理大臣及び厚生労働大臣の定める者の業務の代理又は媒介（内閣総理大臣及び厚生労働大臣の定めるものに限る。）</p> <p>十四～二十一（略）</p> <p>三～八（略）</p> <p>第五十八条の二 労働金庫連合会は、前条第一項の業務のほか、次に掲げる業務及びこれに付随する業務を併せ行うことができる。</p> <p>一～十（略）</p> <p>十一 金庫、独立行政法人住宅金融支援機構、国民生活金融公庫、独立行政法人雇用・能力開発機構その他内閣総理大臣及び厚生労働大臣の定める者の業務の代理又は媒介（内閣総理大臣及び厚生労働大臣の定めるものに限る。）</p>

十二了十九 (略)  
2  
7 (略)

十二了十九 (略)  
2  
7 (略)

消防団員等公務災害補償等責任共済等に関する法律（昭和三十一年法律第百七号）（第一条第八号関係）

（傍線の部分は改正部分）

改 正 案	現 行
<p>（権利の保護等）</p> <p>第五十五条 消防団員等公務災害補償を受ける権利は、譲り渡し、担保に供し、又は差し押さえることができない。ただし、傷病補償年金又は年金である障害補償若しくは遺族補償を受ける権利を株式会社日本政策金融公庫又は沖縄振興開発金融公庫に担保に供する場合は、この限りでない。</p> <p>2 （略）</p>	<p>（権利の保護等）</p> <p>第五十五条 消防団員等公務災害補償を受ける権利は、譲り渡し、担保に供し、又は差し押さえることができない。ただし、傷病補償年金又は年金である障害補償若しくは遺族補償を受ける権利を国民生活金融公庫又は沖縄振興開発金融公庫に担保に供する場合は、この限りでない。</p> <p>2 （略）</p>

公立学校の学校医、学校歯科医及び学校薬剤師の公務災害補償に関する法律（昭和三十二年法律第四百十三号）（第一条第九号関係）

（傍線の部分は改正部分）

改 正 案	現 行
<p>（補償を受ける権利）</p> <p>第八条（略）</p> <p>2 この法律による補償を受ける権利は、譲り渡し、担保に供し、又は差し押さえることはできない。ただし、年金である傷病補償、障害補償又は遺族補償を受ける権利を株式会社日本政策金融公庫又は沖縄振興開発金融公庫に担保に供する場合は、この限りでない。</p>	<p>（補償を受ける権利）</p> <p>第八条（略）</p> <p>2 この法律による補償を受ける権利は、譲り渡し、担保に供し、又は差し押さえることはできない。ただし、年金である傷病補償、障害補償又は遺族補償を受ける権利を国民生活金融公庫又は沖縄振興開発金融公庫に担保に供する場合は、この限りでない。</p>

証人等の被害についての給付に関する法律（昭和三十三年法律第九号）（第一条第十号関係）

（傍線の部分は改正部分）

改 正 案	現 行
<p>（権利の保護）</p> <p>第十条 この法律による給付を受ける権利は、譲り渡し、担保に供し、又は差し押さえることができない。ただし、年金である傷病給付、障害給付又は遺族給付を受ける権利を株式会社日本政策金融公庫又は沖縄振興開発金融公庫に担保に供する場合は、この限りでない。</p>	<p>（権利の保護）</p> <p>第十条 この法律による給付を受ける権利は、譲り渡し、担保に供し、又は差し押さえることができない。ただし、年金である傷病給付、障害給付又は遺族給付を受ける権利を国民生活金融公庫又は沖縄振興開発金融公庫に担保に供する場合は、この限りでない。</p>

改 正 案	現 行
<p>（補償を受ける権利）</p> <p>第六十二条（略）</p> <p>2 補償を受ける権利は、譲り渡し、担保に供し、又は差し押さえることはできない。ただし、年金たる補償を受ける権利を株式会社日本政策金融公庫又は沖縄振興開発金融公庫に担保に供する場合は、この限りでない。</p>	<p>（補償を受ける権利）</p> <p>第六十二条（略）</p> <p>2 補償を受ける権利は、譲り渡し、担保に供し、又は差し押さえることはできない。ただし、年金たる補償を受ける権利を国民生活金融公庫又は沖縄振興開発金融公庫に担保に供する場合は、この限りでない。</p>

公衆浴場の確保のための特別措置に関する法律（昭和五十六年法律第六十八号）（第一条第十二号関係）

（傍線の部分は改正部分）

改 正 案	現 行
<p>（貸付けについての配慮）</p> <p>第五條 <u>株式会社日本政策金融公庫</u>又は<u>沖縄振興開発金融公庫</u>は、その業務を行うに当たつて、公衆浴場を経営する者に対し、その公衆浴場の施設又は設備の設置又は整備に要する資金を貸し付ける場合には、通常の条件よりも有利な条件で貸し付けるように努めるものとする。</p> <p>2 （略）</p>	<p>（貸付けについての配慮）</p> <p>第五條 <u>国民生活金融公庫</u>又は<u>沖縄振興開発金融公庫</u>は、その業務を行うに当たつて、公衆浴場を経営する者に対し、その公衆浴場の施設又は設備の設置又は整備に要する資金を貸し付ける場合には、通常の条件よりも有利な条件で貸し付けるように努めるものとする。</p> <p>2 （略）</p>

厚生年金保険制度及び農林漁業団体職員共済組合制度の統合を図るための農林漁業団体職員共済組合法等を廃止する等の法律（平成十三年法律第一百  
号）（第一条第十三号関係）

（傍線の部分は改正部分）

改 正 案	現 行
<p>附 則</p> <p>（国民生活金融公庫が行う恩給担保金融に関する法律の一部改正に伴う経過措置）</p> <p>第一百条 移行農林共済年金及び移行農林年金並びに特例年金給付（特例老齢農林年金、特例障害農林年金及び特例遺族農林年金を除く。）は、株式会社日本政策金融公庫が行う恩給担保金融に関する法律の規定（沖縄振興開発金融公庫法（昭和四十七年法律第三十一号）第十九条第五項において準用する場合を含む。）の適用については、株式会社日本政策金融公庫が行う恩給担保金融に関する法律第二条に規定する恩給等とみなす。</p>	<p>附 則</p> <p>（国民生活金融公庫が行う恩給担保金融に関する法律の一部改正に伴う経過措置）</p> <p>第一百条 移行農林共済年金及び移行農林年金並びに特例年金給付（特例老齢農林年金、特例障害農林年金及び特例遺族農林年金を除く。）は、国民生活金融公庫が行う恩給担保金融に関する法律の規定（沖縄振興開発金融公庫法（昭和四十七年法律第三十一号）第十九条第五項において準用する場合を含む。）の適用については、国民生活金融公庫が行う恩給担保金融に関する法律第二条に規定する恩給等とみなす。</p>

国会議員互助年金法を廃止する法律（平成十八年法律第一号）附則第二条第一項の規定によりなおその効力を有することとされる旧国会議員互助年金法（昭和三十三年法律第七十号）（第一条第十四号関係）

（傍線の部分は改正部分）

改 正 案	現 行
<p>（譲渡、担保及び差押の禁止）</p> <p>第六条 互助年金及び互助一時金を受ける権利は、譲渡し又は担保に供することができない。ただし、互助年金を受ける権利を株式会社日本政策金融公庫又は沖縄振興開発金融公庫に担保に供する場合は、この限りでない。</p> <p>2（略）</p>	<p>（譲渡、担保及び差押の禁止）</p> <p>第六条 互助年金及び互助一時金を受ける権利は、譲渡し又は担保に供することができない。ただし、互助年金を受ける権利を国民生活金融公庫又は沖縄振興開発金融公庫に担保に供する場合は、この限りでない。</p> <p>2（略）</p>

改 正 案	現 行
<p>第二十八条（略）</p> <p>国会職員が、各本属長の要請に応じ国会職員以外の国家公務員、地方公務員又は沖縄振興開発金融公庫その他その業務が国の事務若しくは事業と密接な関連を有する法人のうち両議院の議長が協議して定めるものを使用される者（以下「国会職員以外の国家公務員等」という。）となるため退職し、引き続き国会職員以外の国家公務員等として在職した後、引き続き当該退職を前提として国会職員として採用された場合（一の国会職員以外の国家公務員等として在職した後、引き続き一以上の国会職員以外の国家公務員等として在職し、引き続き当該退職を前提として国会職員として採用された場合を含む。）において、当該退職までの引き続き国会職員としての在職期間（当該退職前に同様の退職（以下「先の退職」という。）、国会職員以外の国家公務員等としての在職及び国会職員としての採用がある場合には、当該先の退職までの引き続き国会職員としての在職期間を含む。以下「要請に応じた退職前の在職期間」という。）のうち前項の国会職員としての在職期間中に同項各号のいずれかに該当したときは、当該国会職員（同項の国会職員であるものに限る。）は、懲戒の処分を受ける。国会職員が、第十五条の四第一項又は第十五条の五第一項の規定により採用された場合において、定年退職者等となつた日までの引き続き国会職員としての在職期間（要請に応</p>	<p>第二十八条（略）</p> <p>国会職員が、各本属長の要請に応じ国会職員以外の国家公務員、地方公務員又は公庫の予算及び決算に関する法律（昭和二十六年法律第九十九号）第一条に規定する公庫その他その業務が国の事務若しくは事業と密接な関連を有する法人のうち両議院の議長が協議して定めるものを使用される者（以下「国会職員以外の国家公務員等」という。）となるため退職し、引き続き国会職員以外の国家公務員等として在職した後、引き続き当該退職を前提として国会職員として採用された場合（一の国会職員以外の国家公務員等として在職した後、引き続き一以上の国会職員以外の国家公務員等として在職し、引き続き当該退職を前提として国会職員として採用された場合を含む。）において、当該退職までの引き続き国会職員としての在職期間（当該退職前に同様の退職（以下「先の退職」という。）、国会職員以外の国家公務員等としての在職及び国会職員としての採用がある場合には、当該先の退職までの引き続き国会職員としての在職期間を含む。以下「要請に応じた退職前の在職期間」という。）のうち前項の国会職員としての在職期間中に同項各号のいずれかに該当したときは、当該国会職員（同項の国会職員であるものに限る。）は、懲戒の処分を受ける。国会職員が、第十五条の四第一項又は第十五条の五第一項の規定により採用された場合において、定年退職者</p>

じた退職前の在職期間を含む。( )のうち前項の国会職員としての在職期間又は第十五条の四第一項若しくは第十五条の五第一項の規定によりかつて採用されて国会職員として在職していた期間中に前項各号のいずれかに該当したときも、同様とする。

等となつた日までの引き続き国会職員としての在職期間(要請に応じた退職前の在職期間を含む。( )のうち前項の国会職員としての在職期間又は第十五条の四第一項若しくは第十五条の五第一項の規定によりかつて採用されて国会職員として在職していた期間中に前項各号のいずれかに該当したときも、同様とする。

改正案	現行
<p>（懲戒の場合）</p> <p>第八十二条（略）</p> <p>職員が、任命権者の要請に応じ特別職に属する国家公務員、地方公務員又は沖縄振興開発金融公庫その他その業務が国の事務若しくは事業と密接な関連を有する法人のうち人事院規則で定めるものに使用される者（以下この項において「特別職国家公務員等」という。）となるため退職し、引き続き特別職国家公務員等として在職した後、引き続き当該退職を前提として職員として採用された場合（一の特別職国家公務員等として在職した後、引き続き一以上の特別職国家公務員等として在職し、引き続き当該退職を前提として職員として採用された場合を含む。）において、当該退職までの引き続き職員としての在職期間（当該退職前に同様の退職（以下この項において「先の退職」という。））、特別職国家公務員等としての在職及び職員としての採用がある場合には、当該先の退職までの引き続き職員としての在職期間を含む。以下この項において「要請に応じた退職前の在職期間」という。）中に前項各号のいずれかに該当したときは、これに対し同項に規定する懲戒処分を行うことができる。職員が、第八十一条の四第一項又は第八十一条の五第一項の規定により採用された場合において、定年退職者等となつた日までの引き続き職員としての在職期間（要請に応じた退職前の在職期間を含む）</p>	<p>（懲戒の場合）</p> <p>第八十二条（略）</p> <p>職員が、任命権者の要請に応じ特別職に属する国家公務員、地方公務員又は公庫の予算及び決算に関する法律（昭和二十六年法律第九十九号）第一条に規定する公庫その他その業務が国の事務若しくは事業と密接な関連を有する法人のうち人事院規則で定めるものに使用される者（以下この項において「特別職国家公務員等」という。）となるため退職し、引き続き特別職国家公務員等として在職した後、引き続き当該退職を前提として職員として採用された場合（一の特別職国家公務員等として在職した後、引き続き一以上の特別職国家公務員等として在職し、引き続き当該退職を前提として職員として採用された場合を含む。）において、当該退職までの引き続き職員としての在職期間（当該退職前に同様の退職（以下この項において「先の退職」という。））、特別職国家公務員等としての在職及び職員としての採用がある場合には、当該先の退職までの引き続き職員としての在職期間を含む。以下この項において「要請に応じた退職前の在職期間」という。）中に前項各号のいずれかに該当したときは、これに対し同項に規定する懲戒処分を行うことができる。職員が、第八十一条の四第一項又は第八十一条の五第一項の規定により採用された場合において、定年退職者等となつた日までの引き続き</p>

（又は第八十一条の四第一項若しくは第八十一条の五第一項の規定によりかつて採用されて職員として在職していた期間中に前項各号のいずれかに該当したときも、同様とする。

く職員としての在職期間（要請に応じた退職前の在職期間を含む。）又は第八十一条の四第一項若しくは第八十一条の五第一項の規定によりかつて採用されて職員として在職していた期間中に前項各号のいずれかに該当したときも、同様とする。

改正案	現行
<p>第十一条の七（略）</p> <p>2（略）</p> <p>3 検察官であつた者又は国有林野事業を行う国の経営する企業に勤務する職員の給与等に関する特例法（昭和二十九年法律第四百十一号）の適用を受ける職員、独立行政法人通則法（平成十一年法律第百三号）（第二条第二項に規定する特定独立行政法人の職員、特別職に属する国家公務員、地方公務員若しくは沖縄振興開発金融公庫その他その業務が国の事務若しくは事業と密接な関連を有する法人のうち人事院規則で定めるものに使用される者（以下「給与特例法適用職員等」という。）であつた者が、引き続き俸給表の適用を受ける職員となり、第十一条の三第二項第一号の一級地に係る地域及び官署以外の地域又は官署に在勤することとなつた場合において、任用の事情、当該在勤することとなつた日の前日における勤務地等を考慮して前二項の規定による地域手当を支給される職員との権衡上必要があるとき、当該職員には、人事院規則の定めるところにより、これらの規定に準じて、地域手当を支給する。</p>	<p>第十一条の七（略）</p> <p>2（略）</p> <p>3 検察官であつた者又は国有林野事業を行う国の経営する企業に勤務する職員の給与等に関する特例法（昭和二十九年法律第四百十一号）の適用を受ける職員、独立行政法人通則法（平成十一年法律第百三号）（第二条第二項に規定する特定独立行政法人の職員、特別職に属する国家公務員、地方公務員若しくは公庫の予算及び決算に関する法律（昭和二十六年法律第九十九号）第一条に規定する公庫その他その業務が国の事務若しくは事業と密接な関連を有する法人のうち人事院規則で定めるものに使用される者（以下「給与特例法適用職員等」という。）であつた者が、引き続き俸給表の適用を受ける職員となり、第十一条の三第二項第一号の一級地に係る地域及び官署以外の地域又は官署に在勤することとなつた場合において、任用の事情、当該在勤することとなつた日の前日における勤務地等を考慮して前二項の規定による地域手当を支給される職員との権衡上必要があるとき、当該職員には、人事院規則の定めるところにより、これらの規定に準じて、地域手当を支給する。</p>

改正案	現行
<p>（公庫等職員として在職した後引き続き職員となつた者に対する退職手当に係る特例）</p> <p>第七条の二 職員のうち、任命権者又はその委任を受けた者の要請に応じ、引き続き沖縄振興開発金融公庫その他特別の法律により設立された法人（特定独立行政法人を除く。）でその業務が国の事務又は事業と密接な関連を有するものうち政令で定めるもの（退職手当（これに相当する給付を含む。）に関する規程において、職員が任命権者又はその委任を受けた者の要請に応じ、引き続き当該法人に使用される者となつた場合に、職員としての勤続期間を当該法人に使用される者としての勤続期間に通算することと定めている法人に限る。以下「公庫等」という。）に使用される者（役員及び常時勤務に服することを要しない者を除く。以下「公庫等職員」という。）となるため退職をし、かつ、引き続き公庫等職員として在職した後引き続き再び職員となつた者の前条第一項の規定による在職期間の計算については、先の職員としての在職期間の始期から後の職員としての在職期間の終期までの期間は、職員としての引き続きいた在職期間とみなす。</p> <p>2 5 （略）</p>	<p>（公庫等職員として在職した後引き続き職員となつた者に対する退職手当に係る特例）</p> <p>第七条の二 職員のうち、任命権者又はその委任を受けた者の要請に応じ、引き続き公庫の予算及び決算に関する法律（昭和二十六年法律第十九号）第一条に規定する公庫その他特別の法律により設立された法人（特定独立行政法人を除く。）でその業務が国の事務又は事業と密接な関連を有するものうち政令で定めるもの（退職手当（これに相当する給付を含む。）に関する規程において、職員が任命権者又はその委任を受けた者の要請に応じ、引き続き当該法人に使用される者となつた場合に、職員としての勤続期間を当該法人に使用される者としての勤続期間に通算することと定めている法人に限る。以下「公庫等」という。）に使用される者（役員及び常時勤務に服することを要しない者を除く。以下「公庫等職員」という。）となるため退職をし、かつ、引き続き公庫等職員として在職した後引き続き再び職員となつた者の前条第一項の規定による在職期間の計算については、先の職員としての在職期間の始期から後の職員としての在職期間の終期までの期間は、職員としての引き続きいた在職期間とみなす。</p> <p>2 5 （略）</p>

改正案	現行
<p>（懲戒処分）</p> <p>第四十六条（略）</p> <p>2 隊員が、任命権者の要請に応じ一般職に属する国家公務員、特別職に属する国家公務員（隊員を除く。）、地方公務員又は沖縄振興開発金融公庫その他の業務が国の事務若しくは事業と密接な関連を有する法人のうち政令で定めるものを使用される者（以下この項において「一般職国家公務員等」という。）となるため退職し、引き続き一般職国家公務員等として在職した後、引き続き当該退職を前提として採用された場合（一の一般職国家公務員等として在職した後、引き続き一以上の一般職国家公務員等として在職し、引き続き当該退職を前提として採用された場合を含む。）において、当該退職までの引き続き採用された場合（一の一般職国家公務員等として在職し、引き続き一以上の一般職国家公務員等として在職し、引き続き当該退職を前提として採用された場合を含む。）において、当該退職までの引き続き採用された場合（一の一般職国家公務員等として在職し、引き続き一以上の一般職国家公務員等として在職し、引き続き当該退職を前提として採用された場合を含む。）において、「先の退職」という。）、一般職国家公務員等としての在職及び採用された場合（一の一般職国家公務員等として在職し、引き続き一以上の一般職国家公務員等として在職し、引き続き当該退職を前提として採用された場合を含む。）において、「要請に応じた退職前の在職期間」という。）中に前項各号のいずれかに該当したときは、これに対し同項に規定する懲戒処分を行うことができる。隊員が、第四十四条の四第一項、第四十四条の五第一項又は第四十五条の二第一項の規定により採用された場合において、第四十四条の四第一項第一号から第六号</p>	<p>（懲戒処分）</p> <p>第四十六条（略）</p> <p>2 隊員が、任命権者の要請に応じ一般職に属する国家公務員、特別職に属する国家公務員（隊員を除く。）、地方公務員又は公庫の予算及び決算に関する法律（昭和二十六年法律第九十九号）第一条に規定する公庫その他の業務が国の事務若しくは事業と密接な関連を有する法人のうち政令で定めるものを使用される者（以下この項において「一般職国家公務員等」という。）となるため退職し、引き続き一般職国家公務員等として在職した後、引き続き当該退職を前提として採用された場合（一の一般職国家公務員等として在職し、引き続き一以上の一般職国家公務員等として在職し、引き続き当該退職を前提として採用された場合（一の一般職国家公務員等として在職し、引き続き一以上の一般職国家公務員等として在職し、引き続き当該退職を前提として採用された場合を含む。）において、当該退職までの引き続き採用された場合（一の一般職国家公務員等として在職し、引き続き一以上の一般職国家公務員等として在職し、引き続き当該退職を前提として採用された場合を含む。）において、「先の退職」という。）、一般職国家公務員等としての在職及び採用された場合（一の一般職国家公務員等として在職し、引き続き一以上の一般職国家公務員等として在職し、引き続き当該退職を前提として採用された場合を含む。）において、「要請に応じた退職前の在職期間」という。）中に前項各号のいずれかに該当したときは、これに対し同項に規定する懲戒処分を行うことができる。隊員が、第四十四条の四第一項、第四十四条の五第一項又は第四十五条の二第一項の規定により</p>

までに掲げる者となつた日までの引き続き隊員としての在職期間（要請に  
応じた退職前の在職期間を含む。）又は第四十四条の四第一項、第四  
十四条の五第一項若しくは第四十五条の二第一項の規定によりかつて採  
用されて隊員として在職していた期間中に前項各号のいずれかに該当し  
たときも、同様とする。

採用された場合において、第四十四条の四第一項第一号から第六号まで  
に掲げる者となつた日までの引き続き隊員としての在職期間（要請に応  
じた退職前の在職期間を含む。）又は第四十四条の四第一項、第四十四  
条の五第一項若しくは第四十五条の二第一項の規定によりかつて採用さ  
れて隊員として在職していた期間中に前項各号のいずれかに該当したと  
きも、同様とする。

官公需についての中小企業者の受注の確保に関する法律（昭和四十一年法律第九十七号）（第一条第六号関係）

（傍線の部分は改正部分）

改 正 案	現 行
<p>（定義） 第二条（略） 2 この法律において「国等」とは、国及び公庫等（<u>沖縄振興開発金融公庫</u>その他の特別の法律によつて設立された法人であつて政令で定めるものをいう。以下同じ。）をいう。</p>	<p>（定義） 第一条（略） 2 この法律において「国等」とは、国及び公庫等（公庫の予算及び決算に関する法律（昭和二十六年法律第九十九号）第一条に規定する公庫その他の特別の法律によつて設立された法人であつて政令で定めるものをいう。以下同じ。）をいう。</p>

改正案	現行
<p>（年次休暇）</p> <p>第十七条 年次休暇は、一の年ごとにおける休暇とし、その日数は、一の年において、次の各号に掲げる職員の区分に応じて、当該各号に掲げる日数とする。</p> <p>一・二（略）</p> <p>三 当該年の前年において国有林野事業を行う国の経営する企業に勤務する職員の給与等に関する特例法（昭和二十九年法律第四百十一号）の適用を受ける職員、独立行政法人通則法（平成十一年法律第三百三号）<u>（第二条第二項に規定する特定独立行政法人の職員、特別職に属する国家公務員、地方公務員又は沖縄振興開発金融公庫その他その業務が国の事務若しくは事業と密接な関連を有する法人のうち人事院規則で定めるもの）</u>に使用される者（以下この号において「給与特例法適用職員等」という。）であつた者であつて引き続き当該年に新たに職員となつたものその他人事院規則で定める職員 給与特例法適用職員等としての在職期間及びその在職期間中における年次休暇に相当する休暇の残日数等を考慮し、二十日に次項の人事院規則で定める日数を加えた日数を超えない範囲内で人事院規則で定める日数</p> <p>2・3（略）</p>	<p>（年次休暇）</p> <p>第十七条 年次休暇は、一の年ごとにおける休暇とし、その日数は、一の年において、次の各号に掲げる職員の区分に応じて、当該各号に掲げる日数とする。</p> <p>一・二（略）</p> <p>三 当該年の前年において国有林野事業を行う国の経営する企業に勤務する職員の給与等に関する特例法（昭和二十九年法律第四百十一号）の適用を受ける職員、独立行政法人通則法（平成十一年法律第三百三号）<u>（第二条第二項に規定する特定独立行政法人の職員、特別職に属する国家公務員、地方公務員又は公庫の予算及び決算に関する法律（昭和二十六年法律第九十九号）第一条に規定する公庫その他その業務が国の事務若しくは事業と密接な関連を有する法人のうち人事院規則で定めるもの）</u>に使用される者（以下この号において「給与特例法適用職員等」という。）であつた者であつて引き続き当該年に新たに職員となつたものその他人事院規則で定める職員 給与特例法適用職員等としての在職期間及びその在職期間中における年次休暇に相当する休暇の残日数等を考慮し、二十日に次項の人事院規則で定める日数を加えた日数を超えない範囲内で人事院規則で定める日数</p> <p>2・3（略）</p>

改正案			現行		
		<p>（定義）</p> <p>第二条（略）</p> <p>2・3（略）</p> <p>4 この法律において「特別職国家公務員等」とは、国家公務員法第二条に規定する特別職に属する国家公務員、地方公務員又は沖縄振興開発金融公庫その他その業務が国の事務若しくは事業と密接な関連を有する法人のうち人事院規則で定めるものを使用される者をいう。</p> <p>（裁判所職員への準用）</p> <p>第十条 第二条から第六条まで（第二条第一項及び第四項並びに第四条第五号を除く。）の規定は、裁判所職員（国家公務員法第二条第三項第十号に掲げる裁判官及びその他の裁判所職員をいう。）について準用する。この場合において、これらの規定中「人事院規則」とあるのは、「最高裁判所規則」と読み替えるほか、次の表の上欄に掲げる規定中同表の中欄に掲げる字句は、それぞれ同表の下欄に掲げる字句に読み替えるものとする。</p>			<p>（定義）</p> <p>第二条（略）</p> <p>2・3（略）</p> <p>4 この法律において「特別職国家公務員等」とは、国家公務員法第二条に規定する特別職に属する国家公務員、地方公務員又は公庫の予算及び決算に関する法律（昭和二十六年法律第九十九号）第一条に規定する公庫その他その業務が国の事務若しくは事業と密接な関連を有する法人のうち人事院規則で定めるものを使用される者をいう。</p> <p>（裁判所職員への準用）</p> <p>第十条 第二条から第六条まで（第二条第一項及び第四項並びに第四条第五号を除く。）の規定は、裁判所職員（国家公務員法第二条第三項第十号に掲げる裁判官及びその他の裁判所職員をいう。）について準用する。この場合において、これらの規定中「人事院規則」とあるのは、「最高裁判所規則」と読み替えるほか、次の表の上欄に掲げる規定中同表の中欄に掲げる字句は、それぞれ同表の下欄に掲げる字句に読み替えるものとする。</p>
第四条	前号に掲げる場合	一般職国家公務員等（国家公務員法第二条	第四条	前号に掲げる場合	一般職国家公務員等（国家公務員法第二条
	（略）	（略）		（略）	（略）

(略)	(略)	<p>第六号 のほか、特別職国 会公務員等</p> <p>に規定する一般職に属する国家公務員、同 条に規定する特別職に属する国家公務員（ 裁判所職員を除く。）、地方公務員又は沖 縄振興開発金融公庫その他の業務が国の 事務若しくは事業と密接な関連を有する法 人のうち最高裁判所規則で定めるものに使 用される者をいう。以下同じ。）</p>
(略)	(略)	<p>第六号 のほか、特別職国 会公務員等</p> <p>に規定する一般職に属する国家公務員、同 条に規定する特別職に属する国家公務員（ 裁判所職員を除く。）、地方公務員又は公 庫の予算及び決算に関する法律（昭和二十 六年法律第九十九号）第一条に規定する公 庫その他の業務が国の事務若しくは事業 と密接な関連を有する法人のうち最高裁判 所規則で定めるものに使用される者をいう 。以下同じ。）</p>

改正案	現行
<p>（適用除外） 第六十五条の五（略）</p> <p>2（略）</p> <p>3 独立行政法人住宅金融支援機構（次項において「機構」という。）が、独立行政法人住宅金融支援機構法（平成十七年法律第八十二号）第十二条の規定による第二条第一項第十四号に掲げる有価証券若しくは同条第十七号に掲げる有価証券（同項第十四号に掲げる有価証券の性質を有するものに限る。）に表示される権利又は同項第二項第一号若しくは第二号に掲げる権利の販売（次項において「信託受益権の販売」という。）を行う場合には、第二十九条の規定は、適用しない。</p> <p>4 機構が信託受益権の販売を行う場合においては、機構を金融商品取引業者とみなして、第三十四条から第三十四条の五まで、第三十六条、第三十七条（第一項第二号を除く。）、第三十七条の四、第三十七条の六、第三十八条、第三十九条、第四十条並びに第四十五条第一号及び第二号の規定（これらの規定に係る罰則を含む。）を適用する。</p> <p>5（略）</p>	<p>（適用除外） 第六十五条の五（略）</p> <p>2（略）</p> <p>3 独立行政法人住宅金融支援機構又は中小企業金融公庫（次項において「機構等」という。）が、独立行政法人住宅金融支援機構法（平成十七年法律第八十二号）第二十二条又は中小企業金融公庫法（昭和二十八年法律第三十八号）第二十五条の四第一項の規定による第二条第一項第十四号に掲げる有価証券若しくは同項第十七号に掲げる有価証券（同項第十四号に掲げる有価証券の性質を有するものに限る。）に表示される権利又は同条第二項第一号若しくは第二号に掲げる権利の販売（次項において「信託受益権の販売」という。）を行う場合には、第二十九条の規定は、適用しない。</p> <p>4 機構等が信託受益権の販売を行う場合においては、当該機構等を金融商品取引業者とみなして、第三十四条から第三十四条の五まで、第三十六条、第三十七条（第一項第二号を除く。）、第三十七条の四、第三十七条の六、第三十八条、第三十九条、第四十条並びに第四十五条第一号及び第二号の規定（これらの規定に係る罰則を含む。）を適用する。</p> <p>5（略）</p>

国等の債権債務等の金額の端数計算に関する法律（昭和二十五年法律第六十一号）（第四条関係）

（傍線の部分は改正部分）

改 正 案	現 行
<p>（通則）</p> <p>第一条 国、沖縄振興開発金融公庫、地方公共団体及び政令で指定する公共組合（以下「国及び公庫等」という。）の債権若しくは債務の金額又は国の組織相互間の受払金等についての端数計算は、この法律の定めるところによる。</p> <p>2 （略）</p>	<p>（通則）</p> <p>第一条 国、国民生活金融公庫、農林漁業金融公庫、中小企業金融公庫、沖縄振興開発金融公庫、国際協力銀行、地方公共団体及び政令で指定する公共組合（以下「国及び公庫等」という。）の債権若しくは債務の金額又は国の組織相互間の受払金等についての端数計算は、この法律の定めるところによる。</p> <p>2 （略）</p>

公職選挙法（昭和二十五年法律第百号）（第五条関係）

（傍線の部分は改正部分）

改正案	現行
<p>（公務員等の地位利用による選挙運動の禁止）            第三百三十六条の二 次の各号のいずれかに該当する者は、その地位を利用して選挙運動をすることができない。</p> <p>一 （略）</p> <p>二 沖縄振興開発金融公庫の役員又は職員（以下「公庫の役職員」という。）</p> <p>2 （略）</p>	<p>（公務員等の地位利用による選挙運動の禁止）            第三百三十六条の二 次の各号のいずれかに該当する者は、その地位を利用して選挙運動をすることができない。</p> <p>一 （略）</p> <p>二 国民生活金融公庫、農林漁業金融公庫、中小企業金融公庫又は沖縄振興開発金融公庫の役員又は職員（以下「公庫の役職員」という。）</p> <p>2 （略）</p>

改 正 案	現 行
<p>（適用除外）</p> <p>第五条 この法律の規定は、左の各号に掲げる法人には適用しない。</p> <p>一 （略）</p> <p>二から六まで 削除</p> <p>七・八 （略）</p>	<p>（適用除外）</p> <p>第五条 この法律の規定は、左の各号に掲げる法人には適用しない。</p> <p>一 （略）</p> <p>二から四まで 削除</p> <p>五 国民生活金融公庫</p> <p>六 削除</p> <p>七・八 （略）</p>

改正案	現行
<p>（公庫の予算執行職員に対する準用）</p> <p>第九条 沖縄振興開発金融公庫（以下「公庫」という。）の理事長（以下「公庫の長」という。）から公庫の予算執行の職務を行う者として指定された者（以下「公庫予算執行職員」という。）は、公庫の経理に関する事務を処理するための法律及び命令の規定、公庫の定款並びに公庫の経理に関する規程（以下「公庫に関する法令」という。）に準拠し、かつ、予算で定めるところに従い、それぞれの職分に応じ、公庫において行う第二条第三項に規定する支出等の行為に相当する行為（以下「公庫の支出等の行為」という。）をしなければならない。</p> <p>2 第三条第二項及び第三項並びに第四条から前条までの規定は、前項の公庫予算執行職員について準用する。ただし、国家公務員法の適用を受けない公庫予算執行職員については、第六条第二項の規定及び第三項の規定中人事院に対する通知に関する部分は、この限りでない。</p> <p>3 前項の場合において、同項に掲げる準用規定中「予算執行職員」とあるのは「公庫予算執行職員」と、「法令」とあるのは「公庫に関する法令」と、「国」とあるのは「公庫」と、「支出等の行為」とあるのは「公庫の支出等の行為」と、「各省各庁の長」とあるのは「公庫の長」と</p>	<p>（公庫等の予算執行職員に対する準用）</p> <p>第九条 国民生活金融公庫、農林漁業金融公庫、中小企業金融公庫、沖縄振興開発金融公庫又は国際協力銀行（以下「公庫等」という。）の総裁又は理事長（以下「公庫等の長」という。）から公庫等の予算執行の職務を行う者として指定された者（以下「公庫等予算執行職員」という。）は、公庫等の経理に関する事務を処理するための法律及び命令の規定、公庫等の定款並びに公庫等の経理に関する規程（以下「公庫等に関する法令」という。）に準拠し、かつ、予算で定めるところに従い、それぞれの職分に応じ、公庫等において行う第二条第三項に規定する支出等の行為に相当する行為（以下「公庫等の支出等の行為」という。）をしなければならない。</p> <p>2 第三条第二項及び第三項並びに第四条から前条までの規定は、前項の公庫等予算執行職員について準用する。ただし、国家公務員法の適用を受けない公庫等予算執行職員については、第六条第二項の規定及び第三項の規定中人事院に対する通知に関する部分は、この限りでない。</p> <p>3 前項の場合において、同項に掲げる準用規定中「予算執行職員」とあるのは「公庫等予算執行職員」と、「法令」とあるのは「公庫等に関する法令」と、「国」とあるのは「公庫等」と、「支出等の行為」とあるのは「公庫等の支出等の行為」と、「各省各庁の長」とあるのは「公庫</p>

、「任命権者」とあるのは「公庫の長又は公庫の職員の任免を行う権限を有する者」と、「懲戒処分」とあるのは、「公庫予算執行職員で国家公務員法その他の法律による懲戒処分の規定の適用を受けないものにあつては「公庫の長の行う懲戒処分に相当する処分」と、第四条第四項中「財務大臣」とあるのは「主務大臣、財務大臣」と読み替えるものとする。

4 公庫の長は、公庫予算執行職員を指定したときは、遅滞なく、主務大臣、財務大臣及び会計検査院に通知しなければならない。

5 公庫予算執行職員がその職務の執行に関し疑義のある事項について会計検査院に意見を求めたときは、会計検査院は、これに対し意見を表示しなければならない。

(公庫の現金出納職員の弁償責任)

第十条 公庫において、公庫の長又はその委任を受けた者から現金の出納保管をつかさどることを命ぜられた職員（以下「公庫の現金出納職員」という。）は、公庫に関する法令の定めるところにより、現金を出納保管しなければならない。

2 公庫の現金出納職員が、その保管に係る現金を亡失した場合において、善良な管理者の注意を怠つたときは、公庫に対し弁償の責を免かれることができない。

3 会計法第四十一条第二項、第四十二条、第四十三条並びに会計検査院法第三十二条第一項及び第三項から第五項までの規定は、前項の場合に準用する。この場合において、当該準用規定中「出納官吏」とあるのは「公庫の現金出納職員」と、「各省各庁の長」とあるのは「公庫の長」

等の長」と、「任命権者」とあるのは「公庫等の長又は公庫等の職員の任免を行う権限を有する者」と、「懲戒処分」とあるのは、「公庫等予算執行職員で国家公務員法その他の法律による懲戒処分の規定の適用を受けないものにあつては「公庫等の長の行う懲戒処分に相当する処分」と、第四条第四項中「財務大臣」とあるのは「主務大臣、財務大臣」と読み替えるものとする。

4 公庫等の長は、公庫等予算執行職員を指定したときは、遅滞なく、主務大臣、財務大臣及び会計検査院に通知しなければならない。

5 公庫等予算執行職員がその職務の執行に関し疑義のある事項について会計検査院に意見を求めたときは、会計検査院は、これに対し意見を表示しなければならない。

(公庫等の現金出納職員の弁償責任)

第十条 公庫等において、公庫等の長又はその委任を受けた者から現金の出納保管をつかさどることを命ぜられた職員（以下「公庫等の現金出納職員」という。）は、公庫等に関する法令の定めるところにより、現金を出納保管しなければならない。

2 公庫等の現金出納職員が、その保管に係る現金を亡失した場合において、善良な管理者の注意を怠つたときは、公庫等に対し弁償の責を免れることができない。

3 会計法第四十一条第二項、第四十二条、第四十三条並びに会計検査院法第三十二条第一項及び第三項から第五項までの規定は、前項の場合に準用する。この場合において、当該準用規定中「出納官吏」とあるのは「公庫等の現金出納職員」と、「各省各庁の長」とあるのは「公庫等の

と、「財務大臣」とあるのは「主務大臣、財務大臣」と、「国」とあるのは「公庫」と、「本属長官」とあるのは「公庫の長」と読み替えるものとする。

(公庫の物品管理職員の弁償責任)

第十一条 公庫において、公庫の長又はその委任を受けた者から公庫の物品の管理の職務を行う者として指定された者(以下「公庫の物品管理職員」という。)は、公庫に関する法令に準拠するほか、善良な管理者の注意をもつて公庫の物品を管理しなければならない。

2 物品管理法第三十一条から第三十三条まで及び会計検査院法第三十二条第二項から第五項までの規定は、公庫の物品管理職員について準用する。この場合において、これらの規定中「この法律」とあり、又は「物品管理法(昭和三十一年法律第百十三号)」とあるのは「予算執行職員等の責任に関する法律第十一条第一項」と、「国」とあるのは「公庫」と、「各省各庁の長」とあり、又は「本属長官」とあるのは「公庫の長」と、「財務大臣」とあるのは「主務大臣、財務大臣」と読み替えるものとする。

長」と、「財務大臣」とあるのは「主務大臣、財務大臣」と、「国」とあるのは「公庫等」と、「本属長官」とあるのは「公庫等の長」と読み替えるものとする。

(公庫等の物品管理職員の弁償責任)

第十一条 公庫等において、公庫等の長又はその委任を受けた者から公庫等の物品の管理の職務を行う者として指定された者(以下「公庫等の物品管理職員」という。)は、公庫等に関する法令に準拠するほか、善良な管理者の注意をもつて公庫等の物品を管理しなければならない。

2 物品管理法第三十一条から第三十三条まで及び会計検査院法第三十二条第二項から第五項までの規定は、公庫等の物品管理職員について準用する。この場合において、これらの規定中「この法律」とあり、又は「物品管理法(昭和三十一年法律第百十三号)」とあるのは「予算執行職員等の責任に関する法律第十一条第一項」と、「国」とあるのは「公庫等」と、「各省各庁の長」とあり、又は「本属長官」とあるのは「公庫等の長」と、「財務大臣」とあるのは「主務大臣、財務大臣」と読み替えるものとする。

改正案	現行
<p>（普通保険）</p> <p>第三条 <u>株式会社日本政策金融公庫</u>（以下「公庫」という。）は、事業年度の半期ごとに、信用保証協会を相手方として、当該信用保証協会が中小企業者の銀行、信用金庫、信用協同組合その他の政令で定める金融機関（第三条の九第一項を除き、以下単に「金融機関」という。）からの借入れ（手形の割引を受けることを含む。以下同じ。）による債務の保証（保証契約で定める期間内に生ずる債務について、当該中小企業者が履行しない場合に、利息及び費用その他の損害の賠償として履行する額を除いた額が保証契約で定める額（以下「限度額」という。）に達するまで、その履行をする責めに任ずる保証（以下「特殊保証」という。）を含む。）をすることにより、中小企業者一人についての保険価額の合計額が二億円（その中小企業者が中小企業等協同組合、協業組合、商工組合、商工組合連合会、商店街振興組合、商店街振興組合連合会、生活衛生同業組合、生活衛生同業小組合、生活衛生同業組合連合会又は酒類業組合であるときは、四億円）を超えないことができない保険（以下「普通保険」という。）について、借入金の額のうち保証をした額（手形の割引の場合は手形金額のうち保証をした額、特殊保証の場合は限度額。第三項、次条第一項及び第三項並びに第三条の四第一項及び第二項において同じ。）の総額が一定の金額に達するまで、その保証につき、公庫</p>	<p>（普通保険）</p> <p>第三条 <u>中小企業金融公庫</u>（以下「公庫」という。）は、事業年度の半期ごとに、信用保証協会を相手方として、当該信用保証協会が中小企業者の銀行、信用金庫、信用協同組合その他の政令で定める金融機関（第三条の九第一項を除き、以下単に「金融機関」という。）からの借入れ（手形の割引を受けることを含む。以下同じ。）による債務の保証（保証契約で定める期間内に生ずる債務について、当該中小企業者が履行しない場合に、利息及び費用その他の損害の賠償として履行する額を除いた額が保証契約で定める額（以下「限度額」という。）に達するまで、その履行をする責めに任ずる保証（以下「特殊保証」という。）を含む。）をすることにより、中小企業者一人についての保険価額の合計額が二億円（その中小企業者が中小企業等協同組合、協業組合、商工組合、商工組合連合会、商店街振興組合、商店街振興組合連合会、生活衛生同業組合、生活衛生同業小組合、生活衛生同業組合連合会又は酒類業組合であるときは、四億円）を超えないことができない保険（以下「普通保険」という。）について、借入金の額のうち保証をした額（手形の割引の場合は手形金額のうち保証をした額、特殊保証の場合は限度額。第三項、次条第一項及び第三項並びに第三条の四第一項及び第二項において同じ。）の総額が一定の金額に達するまで、その保証につき、公庫と当該信</p>

と当該信用保証協会との間に保険関係が成立する旨を定める契約を締結  
することができる。

2  
5  
(略)

用保証協会との間に保険関係が成立する旨を定める契約を締結すること  
ができる。

2  
5  
(略)

改正案	現行
<p>（経過措置に伴う費用の負担） 第九十六条（略）</p> <p>2（略）</p> <p>3 機構等（独立行政法人都市再生機構、独立行政法人水資源機構、東日本高速道路株式会社、中日本高速道路株式会社、西日本高速道路株式会社、独立行政法人日本高速道路保有・債務返済機構、独立行政法人緑資源機構、原子燃料公社、地方公営企業等金融機構、独立行政法人労働者健康福祉機構、株式会社日本政策金融公庫、首都高速道路株式会社、独立行政法人雇用・能力開発機構又は阪神高速道路株式会社をいう。以下この項において同じ。）は、政令で定めるところにより、第七条（第三十六条第一項において準用する場合を含む。）の規定により機構等（独立行政法人水資源機構にあつては愛知用水公団、独立行政法人緑資源機構にあつては農地開発機械公団又は森林開発公団、独立行政法人都市再生機構にあつては日本住宅公団、株式会社日本政策金融公庫にあつては中小企業信用保険公庫、独立行政法人雇用・能力開発機構にあつては雇用促進事業団、独立行政法人労働者健康福祉機構にあつては労働福祉事業団、東日本高速道路株式会社、中日本高速道路株式会社及び西日本高速道路株式会社にあつては日本道路公団、首都高速道路株式会社にあつては首都高速道路公団、阪神高速道路株式会社にあつては阪神高速道路</p>	<p>（経過措置に伴う費用の負担） 第九十六条（略）</p> <p>2（略）</p> <p>3 機構等（独立行政法人都市再生機構、独立行政法人水資源機構、東日本高速道路株式会社、中日本高速道路株式会社、西日本高速道路株式会社、独立行政法人日本高速道路保有・債務返済機構、独立行政法人緑資源機構、原子燃料公社、地方公営企業等金融機構、独立行政法人労働者健康福祉機構、中小企業金融公庫、首都高速道路株式会社、独立行政法人雇用・能力開発機構又は阪神高速道路株式会社をいう。以下この項において同じ。）は、政令で定めるところにより、第七条（第三十六条第一項において準用する場合を含む。）の規定により機構等（独立行政法人水資源機構にあつては愛知用水公団、独立行政法人緑資源機構にあつては農地開発機械公団又は森林開発公団、独立行政法人都市再生機構にあつては日本住宅公団、中小企業金融公庫にあつては中小企業信用保険公庫、独立行政法人雇用・能力開発機構にあつては雇用促進事業団、独立行政法人労働者健康福祉機構にあつては労働福祉事業団、東日本高速道路株式会社、中日本高速道路株式会社及び西日本高速道路株式会社にあつては日本道路公団、首都高速道路株式会社にあつては首都高速道路公団、阪神高速道路株式会社にあつては阪神高速道路公団、独立行政法</p>

公団、独立行政法人日本高速道路保有・債務返済機構にあつては日本道路公団、首都高速道路公団又は阪神高速道路公団、地方公営企業等金融機構にあつては公営企業金融公庫）に勤務していた期間を組合員期間に算入される者に係る長期給付で当該勤務していた期間に係るものの支払に充てる金額を負担し、これを組合に払い込むものとする。

人日本高速道路保有・債務返済機構にあつては日本道路公団、首都高速道路公団又は阪神高速道路公団、地方公営企業等金融機構にあつては公営企業金融公庫）に勤務していた期間を組合員期間に算入される者に係る長期給付で当該勤務していた期間に係るものの支払に充てる金額を負担し、これを組合に払い込むものとする。

改正案	現行
<p>沖繩振興開発金融公庫の予算及び決算に関する法律</p> <p>（通則）</p> <p>第一条 沖繩振興開発金融公庫（以下「公庫」という。）の予算の作成及び執行並びに決算の作成に関しては、この法律の定めるところによる。</p> <p>（予算の形式及び内容）</p> <p>第五条 （略）</p> <p>2 前項の予算総則においては、次の事項に関する規定を設けるものとする。</p> <p>一 政府からの借入金の限度額及び政府以外の者からの借入金（沖繩振興開発金融公庫法（昭和四十七年法律第三十一号）第二十六条第二項の規定による短期借入金を除く。）の限度額</p> <p>二 沖繩振興開発金融公庫債券、沖繩振興開発金融公庫財形住宅債券及び沖繩振興開発金融公庫住宅地債券の発行（外国通貨をもつて支</p>	<p>公庫の予算及び決算に関する法律</p> <p>（通則）</p> <p>第一条 国民生活金融公庫、農林漁業金融公庫、中小企業金融公庫及び沖繩振興開発金融公庫（以下「公庫」という。）の予算の作成及び執行並びに決算の作成に関しては、この法律の定めるところによる。</p> <p>（予算の形式及び内容）</p> <p>第五条 （略）</p> <p>2 前項の予算総則においては、次の事項に関する規定を設けるものとする。</p> <p>一 借入金の借入の限度額。（国民生活金融公庫及び中小企業金融公庫にあつては政府からの借入金の限度額、農林漁業金融公庫にあつては借入金（農林漁業金融公庫法（昭和二十七年法律第三百五十五号）第二十四条第四項の規定による短期借入金を除く。）の限度額、沖繩振興開発金融公庫にあつては政府からの借入金の限度額及び政府以外の者からの借入金（沖繩振興開発金融公庫法（昭和四十七年法律第三十一号）第二十六条第二項の規定による短期借入金を除く。）の限度額とする。）</p> <p>二 国民生活債券、中小企業債券、沖繩振興開発金融公庫債券、沖繩振興開発金融公庫財形住宅債券、沖繩振興開発金融公庫住宅地債券及</p>

払われる沖縄振興開発金融公庫債券を失った者からの請求によりその者に交付するためにする当該債券の発行を除く。の限度額

三 (略)

3 第一項の収入支出予算における収入は、貸付金の利子その他資産の運用に係る収入、出資に対する配当金及び債務保証料、社債の利子並びに附属雑収入とし、支出は、借入金（沖縄振興開発金融公庫債券及び沖縄振興開発金融公庫財形住宅債券を含む。）の利子、寄託金の利子、沖縄振興開発金融公庫住宅地債券の利子（割引の方法をもつて発行する債券にあつては、償還金額と発行価額との差額に相当する金額の償還金）、債務保証に係る弁済金、事務取扱費、業務委託費及び附属諸費とする。

4・5 (略)

び農林漁業金融公庫債券の発行（外国通貨をもつて支払われる国民生活債券若しくは沖縄振興開発金融公庫債券又は外国を発行地とする中小企業債券若しくは農林漁業金融公庫債券を失った者からの請求によりその者に交付するためにするこれらの債券の発行を除く。）の限度額

三 (略)

3 第一項の収入支出予算における収入は、貸付金の利子その他資産の運用に係る収入、収入保険料（中小企業金融公庫の場合に限る。）、出資に対する配当金（農林漁業金融公庫及び沖縄振興開発金融公庫の場合に限る。）及び債務保証料（中小企業金融公庫及び沖縄振興開発金融公庫の場合に限る。）、社債の利子（中小企業金融公庫及び沖縄振興開発金融公庫の場合に限る。）、回収金（中小企業金融公庫の場合に限る。）並びに附属雑収入とし、支出は、借入金（国民生活金融公庫にあつては国民生活債券、中小企業金融公庫にあつては中小企業債券、沖縄振興開発金融公庫にあつては沖縄振興開発金融公庫債券及び沖縄振興開発金融公庫財形住宅債券、農林漁業金融公庫にあつては農林漁業金融公庫債券を含む。）の利子、寄託金（沖縄振興開発金融公庫の場合に限る。）の利子、沖縄振興開発金融公庫住宅地債券の利子（割引の方法をもつて発行する債券にあつては、償還金額と発行価額との差額に相当する金額の償還金）、支払保険金（中小企業金融公庫の場合に限る。）、債務保証に係る弁済金（中小企業金融公庫及び沖縄振興開発金融公庫の場合に限る。）、事務取扱費、業務委託費及び附属諸費とする。

4・5 (略)

改 正 案	現 行
<p>（信用金庫の事業） 第五十二条（略）</p> <p>2（略）</p> <p>3 信用金庫は、前二項の規定により行う業務のほか、当該業務に付随する次に掲げる業務その他の業務を行うことができる。</p> <p>一～六（略）</p> <p>七 金庫、株式会社日本政策金融公庫その他内閣総理大臣の定める者の業務の代理又は媒介（内閣総理大臣の定めるものに限る。）</p> <p>八～十六（略）</p> <p>4～8（略）</p> <p>9 信用金庫は、株式会社日本政策金融公庫の業務の代理を行うときは、株式会社日本政策金融公庫法（平成十九年法律第 号）第五十六条第三号の規定の適用については、銀行とみなす。</p> <p>10 信用金庫は、次の各号に掲げる者で第三項第七号の規定による内閣総理大臣の指定を受けたものの業務の代理を行うときは、当該各号に掲げる者の区分に応じ当該各号に定める法律の規定の適用については、銀行とみなす。</p> <p>（削る。）</p>	<p>（信用金庫の事業） 第五十三条（略）</p> <p>2（略）</p> <p>3 信用金庫は、前二項の規定により行う業務のほか、当該業務に付随する次に掲げる業務その他の業務を行うことができる。</p> <p>一～六（略）</p> <p>七 金庫、国民生活金融公庫その他内閣総理大臣の定める者の業務の代理又は媒介（内閣総理大臣の定めるものに限る。）</p> <p>八～十六（略）</p> <p>4～8（略）</p> <p>9 信用金庫は、国民生活金融公庫の業務の代理を行うときは、国民生活金融公庫法（昭和二十四年法律第四十九号）第二十三条第一項第三号の規定の適用については、銀行とみなす。</p> <p>10 信用金庫は、次の各号に掲げる者で第三項第七号の規定による内閣総理大臣の指定を受けたものの業務の代理を行うときは、当該各号に掲げる者の区分に応じ当該各号に定める法律の規定の適用については、銀行とみなす。</p> <p>一 農林漁業金融公庫 農林漁業金融公庫法（昭和二十七年法律第三百五十五号）第二十六条第二項</p>

(削る。)

一 農業信用基金協会 農業信用保証保険法(昭和三十六年法律第二百四号)第九条第一号

二 地方住宅供給公社 地方住宅供給公社法(昭和四十年法律第二百二十四号)第三十四条第二号

11 (略)

(信用金庫連合会の事業)

第五十四条 (略)

2・3 (略)

4 信用金庫連合会は、前三項の規定により行う業務のほか、当該業務に付随する次に掲げる業務その他の業務を行うことができる。

一～六 (略)

七 金庫、株式会社日本政策金融公庫その他内閣総理大臣が定める者の業務の代理又は媒介(内閣総理大臣の定めるものに限る。)

八～十六 (略)

5～8 (略)

二 中小企業金融公庫 中小企業金融公庫法(昭和二十八年法律第二百十八号)第二十七条第二項

三 農業信用基金協会 農業信用保証保険法(昭和三十六年法律第二百四号)第九条第一号

四 地方住宅供給公社 地方住宅供給公社法(昭和四十年法律第二百二十四号)第三十四条第二号

11 (略)

(信用金庫連合会の事業)

第五十四条 (略)

2・3 (略)

4 信用金庫連合会は、前三項の規定により行う業務のほか、当該業務に付随する次に掲げる業務その他の業務を行うことができる。

一～六 (略)

七 金庫、国民生活金融公庫その他内閣総理大臣が定める者の業務の代理又は媒介(内閣総理大臣の定めるものに限る。)

八～十六 (略)

5～8 (略)

改 正 案	現 行
<p>（業務）</p> <p>第四条 協会は、次の業務を行う。</p> <p>一 （略）</p> <p>二 水産業協同組合法第十一条第一項第三号及び第四号の事業を行う漁業協同組合又は信用漁業協同組合連合会が株式会社日本政策金融公庫又は沖縄振興開発金融公庫の委託（沖縄振興開発金融公庫にあつては沖縄振興開発金融公庫法（昭和四十七年法律第三十一号）第十九条第一項第四号の規定による貸付けの業務に係るものに限る。）を受けて中小漁業者等に対する貸付けを行つた場合であつて、当該漁業協同組合又は信用漁業協同組合連合会が中小漁業者等の当該借入れによる債務を保証することとなるときのその保証をしたこととなる債務の保証</p> <p>三・四 （略）</p> <p>第十七条 会員は、事業年度の終において脱退することができる。ただし、次の各号のいずれかに該当する場合は、この限りでない。</p> <p>一・二 （略）</p> <p>三 協会が保証契約を結んでいる金融機関（株式会社日本政策金融公庫及び沖縄振興開発金融公庫を含む。以下この条及び第三十二条第三項において同じ。）が協会に対し当該会員の脱退に異議を申し出たこと</p>	<p>（業務）</p> <p>第四条 協会は、次の業務を行う。</p> <p>一 （略）</p> <p>二 水産業協同組合法第十一条第一項第三号及び第四号の事業を行う漁業協同組合又は信用漁業協同組合連合会が農林漁業金融公庫又は沖縄振興開発金融公庫の委託（沖縄振興開発金融公庫にあつては沖縄振興開発金融公庫法（昭和四十七年法律第三十一号）第十九条第一項第四号の規定による貸付けの業務に係るものに限る。）を受けて中小漁業者等に対する貸付けを行つた場合であつて、当該漁業協同組合又は信用漁業協同組合連合会が中小漁業者等の当該借入れによる債務を保証することとなるときのその保証をしたこととなる債務の保証</p> <p>三・四 （略）</p> <p>第十七条 会員は、事業年度の終において脱退することができる。ただし、次の各号のいずれかに該当する場合は、この限りでない。</p> <p>一・二 （略）</p> <p>三 協会が保証契約を結んでいる金融機関（農林漁業金融公庫及び沖縄振興開発金融公庫を含む。以下この条及び第三十二条第三項において同じ。）が協会に対し当該会員の脱退に異議を申し出たこと。</p>

2 } 5 (略)

(業務方法書に記載すべき事項)

第二十一条 協会の業務方法書には、次の事項を記載しなければならない。

一 被保証人の資格及び保証に係る借入資金(手形の割引に係る保証にあつては当該手形の割引により融通を受ける資金をいい、第四条第二号に掲げる保証にあつては株式会社日本政策金融公庫又は沖縄振興開発金融公庫の委託を受けて漁業協同組合又は信用漁業協同組合連合会が貸し付ける資金をいう。第五号において同じ。)の種類

二 } 十五 (略)

2 } 5 (略)

(業務方法書に記載すべき事項)

第二十一条 協会の業務方法書には、次の事項を記載しなければならない。

一 被保証人の資格及び保証に係る借入資金(手形の割引に係る保証にあつては当該手形の割引により融通を受ける資金をいい、第四条第二号に掲げる保証にあつては農林漁業金融公庫又は沖縄振興開発金融公庫の委託を受けて漁業協同組合又は信用漁業協同組合連合会が貸し付ける資金をいう。第五号において同じ。)の種類

二 } 十五 (略)

改 正 案	現 行
<p>（業務の範囲）</p> <p>第八条 基金協会は、次の業務を行う。</p> <p>一 （略）</p> <p>二 第二条第二項第一号に掲げる農業協同組合（農業協同組合法第十条第一項第三号の事業を併せ行うものに限る。）が株式会社日本政策金融公庫又は沖縄振興開発金融公庫の委託（沖縄振興開発金融公庫にあつては沖縄振興開発金融公庫法（昭和四十七年法律第三十一号）第十九条第一項第四号の規定による貸付けの業務に係るものに限る。）を受けて農業者等に対する貸付けを行った場合、当該農業協同組合が農業者等の当該借入れによる債務を保証することとなる場合におけるその保証債務（以下「特定債務」という。）の保証</p> <p>三・四 （略）</p> <p>2 （略）</p> <p>第二十条 会員は、事業年度末において脱退することができる。ただし、次の各号のいずれかに該当する場合は、この限りでない。</p> <p>一～三 （略）</p> <p>四 基金協会が保証契約を結んでいる融資機関（株式会社日本政策金融公庫及び沖縄振興開発金融公庫を含む。以下この条及び第四十一条に</p>	<p>（業務の範囲）</p> <p>第八条 基金協会は、次の業務を行う。</p> <p>一 （略）</p> <p>二 第二条第二項第一号に掲げる農業協同組合（農業協同組合法第十条第一項第三号の事業を併せ行うものに限る。）が農林漁業金融公庫又は沖縄振興開発金融公庫の委託（沖縄振興開発金融公庫にあつては沖縄振興開発金融公庫法（昭和四十七年法律第三十一号）第十九条第一項第四号の規定による貸付けの業務に係るものに限る。）を受けて農業者等に対する貸付けを行った場合、当該農業協同組合が農業者等の当該借入れによる債務を保証することとなる場合におけるその保証債務（以下「特定債務」という。）の保証</p> <p>三・四 （略）</p> <p>2 （略）</p> <p>第二十条 会員は、事業年度末において脱退することができる。ただし、次の各号のいずれかに該当する場合は、この限りでない。</p> <p>一～三 （略）</p> <p>四 基金協会が保証契約を結んでいる融資機関（農林漁業金融公庫及び沖縄振興開発金融公庫を含む。以下この条及び第四十一条において同</p>

おいて同じ。)が基金協会に対し当該会員の脱退について異議を申し出た場合

2)5 (略)

(業務方法書に記載すべき事項)

第三十条 基金協会の業務方法書には、次の事項を記載しなければならない。  
い。

一)四 (略)

五 保証に係る借入資金(第八条第一項第二号に掲げる保証にあつては、株式会社日本政策金融公庫又は沖縄振興開発金融公庫の委託を受けて農業協同組合が貸し付ける資金)の種類及びその借入期間の最高限度

六)十二 (略)

じ。)が基金協会に対し当該会員の脱退について異議を申し出た場合

2)5 (略)

(業務方法書に記載すべき事項)

第三十条 基金協会の業務方法書には、次の事項を記載しなければならない。  
い。

一)四 (略)

五 保証に係る借入資金(第八条第一項第二号に掲げる保証にあつては、農林漁業金融公庫又は沖縄振興開発金融公庫の委託を受けて農業協同組合が貸し付ける資金)の種類及びその借入期間の最高限度

六)十二 (略)

改正案	現行
<p>（株式会社日本政策金融公庫からの資金の貸付け）</p> <p>第十七条 株式会社日本政策金融公庫は、振興山村において農業（畜産業を含む。）、林業若しくは漁業を営む者又はこれらの者の組織する法人に対し、その者又はその法人が農林水産省令で定めるところにより作成した農林漁業の経営改善又は振興のための計画であつて農林水産省令で定める基準に適合する旨の都道府県知事の認定を受けたものを実施するために必要な資金の貸付けを行うものとする。</p>	<p>（農林漁業金融公庫からの資金の貸付け）</p> <p>第十七条 農林漁業金融公庫は、振興山村において農業（畜産業を含む。）、林業若しくは漁業を営む者又はこれらの者の組織する法人に対し、その者又はその法人が農林水産省令で定めるところにより作成した農林漁業の経営改善又は振興のための計画であつて農林水産省令で定める基準に適合する旨の都道府県知事の認定を受けたものを実施するために必要な資金の貸付けを行うものとする。</p>

改 正 案	現 行
<p>（所掌事務）</p> <p>第四条 農林水産省は、前条の任務を達成するため、次に掲げる事務をつかさどる。</p> <p>一～三十四 （略）</p> <p>三十五 株式会社日本政策金融公庫、農林中央金庫、農業信用基金協会、漁業信用基金協会及び農水産業協同組合貯金保険機構の業務の監督に関すること。</p> <p>三十六～八十七 （略）</p>	<p>（所掌事務）</p> <p>第四条 農林水産省は、前条の任務を達成するため、次に掲げる事務をつかさどる。</p> <p>一～三十四 （略）</p> <p>三十五 農林漁業金融公庫、農林中央金庫、農業信用基金協会、漁業信用基金協会及び農水産業協同組合貯金保険機構の業務の監督に関すること。</p> <p>三十六～八十七 （略）</p>

改正案	現行
<p>（業務の範囲） 第五十四条（略） 2・3（略） 4 農林中央金庫は、前三項の規定により営む業務のほか、当該業務に付随する次に掲げる業務その他の業務を営むことができる。 一〇九（略） 十 株式会社日本政策金融公庫その他主務大臣の定める者の業務の代理又は媒介（主務大臣の定めるものに限る。） 十一〇十九（略） 五〇九（略）</p>	<p>（業務の範囲） 第五十四条（略） 2・3（略） 4 農林中央金庫は、前三項の規定により営む業務のほか、当該業務に付随する次に掲げる業務その他の業務を営むことができる。 一〇九（略） 十 農林漁業金融公庫その他主務大臣の定める者の業務の代理又は媒介（主務大臣の定めるものに限る。） 十一〇十九（略） 五〇九（略）</p>

改正案	現行
<p>（資金の貸付け）</p> <p>第四条 <u>株式会社日本政策金融公庫及び沖縄振興開発金融公庫は、農林漁業団体に対し、当該農林漁業団体が第二条第一項の規定により電気導入計画が定められた農山漁村につき電気の導入をするために必要とする次の各号に掲げる資金を貸し付ける場合には、前条の計画を基準としなければならない。</u></p> <p>一～三（略）</p> <p>（国の補助）</p> <p>第五条 国は、開拓地、離島振興法（昭和二十八年法律第七十二号）第二条の規定による離島振興対策実施地域その他経済的に遅れており、かつ、電気の導入に関する条件が著しく悪いため株式会社日本政策金融公庫からの資金の貸付けのみでは電気の導入をすることが困難であると認められる地域における農林漁業団体が必要とする前条各号に掲げる資金に対して都道府県が補助を行うに要する経費に対し、毎年度、予算の範囲内において、政令の定めるところにより、補助金を交付することができる。</p>	<p>（資金の貸付）</p> <p>第四条 <u>農林漁業金融公庫及び沖縄振興開発金融公庫は、農林漁業団体に対し、当該農林漁業団体が第二条第一項の規定により電気導入計画が定められた農山漁村につき電気の導入をするために必要とする次の各号に掲げる資金を貸し付ける場合には、前条の計画を基準としなければならない。</u></p> <p>一～三（略）</p> <p>（国の補助）</p> <p>第五条 国は、開拓地、離島振興法（昭和二十八年法律第七十二号）第二条の規定による離島振興対策実施地域その他経済的に遅れており、かつ、電気の導入に関する条件が著しく悪いため農林漁業金融公庫からの資金の貸付のみでは電気の導入をすることが困難であると認められる地域における農林漁業団体が必要とする前条各号に掲げる資金に対して都道府県が補助を行うに要する経費に対し、毎年度、予算の範囲内において、政令の定めるところにより、補助金を交付することができる。</p>

改 正 案	現 行
<p>（外貨債務の保証）</p> <p>第二条（略）</p> <p>2 政府は、法人に対する政府の財政援助の制限に関する法律第三条の規定にかかわらず、次に掲げる法人が発行する債券又は地方債証券のうち外貨で支払われるもの（地方債証券については、政令で定めるものに限る。以下「外貨債」という。）に係る債務について、予算をもつて定める金額の範囲内において、保証契約をすることができる。</p> <p>一 株式会社日本政策金融公庫</p> <p>二 四（略）</p> <p>3（略）</p>	<p>（外貨債務の保証）</p> <p>第二条（略）</p> <p>2 政府は、法人に対する政府の財政援助の制限に関する法律第三条の規定にかかわらず、次に掲げる法人が発行する債券又は地方債証券のうち外貨で支払われるもの（地方債証券については、政令で定めるものに限る。以下「外貨債」という。）に係る債務について、予算をもつて定める金額の範囲内において、保証契約をすることができる。</p> <p>一 国際協力銀行</p> <p>二 四（略）</p> <p>3（略）</p>

改 正 案	現 行
<p>（業務）</p> <p>第二十条 協会は、次に掲げる業務及びこれに付随する業務を行うことができる。</p> <p>一・二 （略）</p> <p>三 銀行その他の金融機関が株式会社日本政策金融公庫の委託を受けて中小企業者等に対する貸付けを行った場合、当該金融機関が中小企業者等の当該借入れによる債務を保証することとなる場合におけるその保証をしたこととなる債務の保証</p> <p>四 （略）</p> <p>2 （略）</p>	<p>（業務）</p> <p>第二十条 協会は、次に掲げる業務及びこれに付随する業務を行うことができる。</p> <p>一・二 （略）</p> <p>三 銀行その他の金融機関が中小企業金融公庫の委託を受け、又は国民生活金融公庫を代理して中小企業者等に対する貸付けを行った場合、<u>当該金融機関が中小企業者等の当該借入れによる債務を保証することとなる場合におけるその保証をしたこととなる債務の保証</u></p> <p>四 （略）</p> <p>2 （略）</p>

国民生活金融公庫が行う恩給担保金融に関する法律（昭和二十九年法律第九十一号）（第十五条関係）

（傍線の部分は改正部分）

改正案	現行
<p>株式会社日本政策金融公庫が行う恩給担保金融に関する法律</p> <p>（目的）</p> <p>第一条 この法律は、株式会社日本政策金融公庫が恩給等を担保として貸付けをする場合におけるその担保の効力に関する規定を設けるとともに、その業務の範囲を拡張することにより、恩給等を担保とする金融の円滑化を図ることを目的とする。</p> <p>（担保に供された恩給等の支払）</p> <p>第三条 株式会社日本政策金融公庫（以下「公庫」という。）に担保に供された恩給等については、その担保に供されている間は、公庫だけがこれに係る恩給等の支払を受けることができる。</p> <p>2 （略）</p> <p>（公庫の業務の特例）</p> <p>第十条 公庫は、株式会社日本政策金融公庫法（平成十九年法律第<u>一</u>号）<u>第十一</u>条第一項第一号、<u>第二</u>号及び<u>第四</u>号並びに<u>第二</u>項第一号の規定にかかわらず恩給等を担保とする場合に限り、これらの規定による貸付け以外の貸付けの業務を行うことができる。</p>	<p>国民生活金融公庫が行う恩給担保金融に関する法律</p> <p>（目的）</p> <p>第一条 この法律は、国民生活金融公庫が恩給等を担保として貸付をする場合におけるその担保の効力に関する規定を設けるとともに、その業務の範囲を拡張することにより、恩給等を担保とする金融の円滑化を図ることを目的とする。</p> <p>（担保に供された恩給等の支払）</p> <p>第三条 国民生活金融公庫（以下「公庫」という。）に担保に供された恩給等については、その担保に供されている間は、公庫だけがこれに係る恩給等の支払を受けることができる。</p> <p>2 （略）</p> <p>（公庫の業務の特例）</p> <p>第十条 公庫は、国民生活金融公庫法（昭和二十四年法律第四十九号）<u>第一</u>条（目的）及び<u>第十八</u>条（業務の範囲）の規定にかかわらず恩給等を担保とする場合に限り、<u>同</u>条の規定による貸付け以外の貸付けの業務を行うことができる。</p>

2 前項の業務は、株式会社日本政策金融公庫法の適用については、同法  
第十一條第一項第一号の規定による同法別表第一第一号の下欄に掲げる  
資金の貸付けの業務とみなす。

2 前項の業務は、国民生活金融公庫法第三十條の四第一項（主務大臣）  
又は第三十二條第三号（罰則）の規定の適用については、同法第十八條  
第一号に規定する業務とみなす。

改 正 案		現 行	
附 則		附 則	
（所掌事務の特例）			
2 防衛省は、第五条各号に掲げる事務のほか、次の表の上欄に掲げる期間、それぞれ同表の下欄に掲げる事務をつかさどる。			
期 間 (略)	事 務 (略)	期 間 (略)	事 務 (略)
駐留軍等の再編の円滑な実施に関する特別措置法第四章の規定が効力を有する間	同法第十六条の規定による駐留軍再編促進金融業務に係る資金の貸付け及び出資並びに同法第二十一条第二項の規定による交付金の交付に関すること。	駐留軍等の再編の円滑な実施に関する特別措置法第四章の規定が効力を有する間	同法第十六条第一項の規定による駐留軍再編促進金融業務に係る資金の貸付け及び出資並びに同法第二十二条第一項の規定により読み替えて適用する国際協力銀行法（平成十一年法律第三十五号）第四十八条の規定による交付金の交付（当該駐留軍再編促進金融業務に要する費用に係るものに限る。）に関すること。

酪農及び肉用牛生産の振興に関する法律（昭和二十九年法律第百八十二号）（第十七条第一号関係）

（傍線の部分は改正部分）

改 正 案	現 行
<p>（資金の貸付け）</p> <p>第二条の六 株式会社日本政策金融公庫又は沖縄振興開発金融公庫は、前条の認定を受けた者に対し、その申請に基づき、株式会社日本政策金融公庫法（平成十九年法律第 号）又は沖縄振興開発金融公庫法（昭和四十七年法律第三十一号）の定めるところにより、当該認定に係る経営改善計画を実施するために必要な資金の貸付けを行うものとする。</p>	<p>（資金の貸付け）</p> <p>第二条の六 農林漁業金融公庫又は沖縄振興開発金融公庫は、前条の認定を受けた者に対し、その申請に基づき、農林漁業金融公庫法（昭和二十七年法律第三百五十五号）又は沖縄振興開発金融公庫法（昭和四十七年法律第三十一号）の定めるところにより、当該認定に係る経営改善計画を実施するために必要な資金の貸付けを行うものとする。</p>

漁業経営の改善及び再建整備に関する特別措置法（昭和五十一年法律第四十三号）（第十七条第二号関係）

（傍線の部分は改正部分）

改 正 案	現 行
<p>（資金の貸付け）</p> <p>第九条 <u>株式会社日本政策金融公庫又は沖縄振興開発金融公庫は、次の各号に掲げる者に対し、その者の申請に基づき、株式会社日本政策金融公庫法（平成十九年法律第 号）又は沖縄振興開発金融公庫法（昭和四十七年法律第三十一号）で定めるところにより、当該各号に定める資金の貸付けを行うものとする。</u></p> <p>一・二（略）</p>	<p>（資金の貸付け）</p> <p>第九条 <u>農林漁業金融公庫又は沖縄振興開発金融公庫は、次の各号に掲げる者に対し、その者の申請に基づき、農林漁業金融公庫法（昭和二十七年法律第三百五十五号）又は沖縄振興開発金融公庫法（昭和四十七年法律第三十一号）で定めるところにより、当該各号に定める資金の貸付けを行うものとする。</u></p> <p>一・二（略）</p>

地方財政再建促進特別措置法（昭和三十年法律第九十五号）（第十八条関係）

（傍線の部分は改正部分）

改正案	現行
<p>（国等に対する寄附金等）</p> <p>第二十四条 地方公共団体は、当分の間、国（国の地方行政機関及び裁判所法（昭和二十二年法律第五十九号）第二条に規定する下級裁判所を含む。以下同じ。）<u>、独立行政法人（独立行政法人通則法（平成十一年法律第百三号）第二条第一項に規定する独立行政法人であつて当該独立行政法人に対する国の出資の状況及び関与、当該独立行政法人の業務の内容その他の事情を勘案してこの項の規定を適用することが適当であるものとして政令で定めるものに限る。以下同じ。）</u>若しくは国立大学法人等（国立大学法人法（平成十五年法律第百十二号）第二条第一項に規定する国立大学法人及び同条第三項に規定する大学共同利用機関法人をいう。以下同じ。）又は日本郵政株式会社、郵便事業株式会社、郵便局株式会社、東日本高速道路株式会社、中日本高速道路株式会社、西日本高速道路株式会社、本州四国連絡高速道路株式会社、株式会社日本政策金融公庫若しくは沖縄振興開発金融公庫（以下「会社等」という。）に対し、寄附金、法律又は政令の規定に基づかない負担金その他これらに類するもの（これに相当する物品等を含む。以下「寄附金等」という。）を支出してはならない。ただし、地方公共団体がその施設を国、独立行政法人若しくは国立大学法人等又は会社等に移管しようとする場合その他やむを得ないと認められる政令で定める場合における国、独立行政法</p>	<p>（国等に対する寄附金等）</p> <p>第二十四条 地方公共団体は、当分の間、国（国の地方行政機関及び裁判所法（昭和二十二年法律第五十九号）第二条に規定する下級裁判所を含む。以下同じ。）<u>、独立行政法人（独立行政法人通則法（平成十一年法律第百三号）第二条第一項に規定する独立行政法人であつて当該独立行政法人に対する国の出資の状況及び関与、当該独立行政法人の業務の内容その他の事情を勘案してこの項の規定を適用することが適当であるものとして政令で定めるものに限る。以下同じ。）</u>若しくは国立大学法人等（国立大学法人法（平成十五年法律第百十二号）第二条第一項に規定する国立大学法人及び同条第三項に規定する大学共同利用機関法人をいう。以下同じ。）又は日本郵政株式会社、郵便事業株式会社、郵便局株式会社、東日本高速道路株式会社、中日本高速道路株式会社、西日本高速道路株式会社、本州四国連絡高速道路株式会社、<u>国民生活金融公庫、農林漁業金融公庫、中小企業金融公庫</u>若しくは沖縄振興開発金融公庫（以下「会社等」という。）に対し、寄附金、法律又は政令の規定に基づかない負担金その他これらに類するもの（これに相当する物品等を含む。以下「寄附金等」という。）を支出してはならない。ただし、地方公共団体がその施設を国、独立行政法人若しくは国立大学法人等又は会社等に移管しようとする場合その他やむを得ないと認められる政令で定め</p>

人若しくは国立大学法人等又は会社等と当該地方公共団体との協議に基づいて支出する寄附金等で、あらかじめ総務大臣に協議し、その同意を得たものについては、この限りでない。

る場合における国、独立行政法人若しくは国立大学法人等又は会社等と当該地方公共団体との協議に基づいて支出する寄附金等で、あらかじめ総務大臣に協議し、その同意を得たものについては、この限りでない。

改正案	現行
<p>第十五条 株式会社日本政策金融公庫又は沖縄振興開発金融公庫は、株式会社日本政策金融公庫法（平成十九年法律第 号）第十一条又は沖縄振興開発金融公庫法（昭和四十七年法律第三十一号）第十九条の規定にかかわらず、都道府県から小規模企業者等設備導入資金の貸付けを受けている貸与機関に対し、その行う設備貸与事業に必要な長期資金を貸し付けることができる。</p> <p>2 前項の規定による貸付けは、株式会社日本政策金融公庫法又は沖縄振興開発金融公庫法の適用については、株式会社日本政策金融公庫法第十条第一項第一号の規定による同法別表第一第十四号の下欄に掲げる資金の貸付けの業務又は沖縄振興開発金融公庫法第十九条の業務とみなす。</p>	<p>第十五条 中小企業金融公庫又は沖縄振興開発金融公庫は、中小企業金融公庫法（昭和二十八年法律第百三十八号）第十九条又は沖縄振興開発金融公庫法（昭和四十七年法律第三十一号）第十九条の規定にかかわらず、都道府県から小規模企業者等設備導入資金の貸付けを受けている貸与機関に対し、その行う設備貸与事業に必要な長期資金を貸し付けることができる。</p> <p>2 前項の規定による貸付けは、中小企業金融公庫法又は沖縄振興開発金融公庫法の適用については、中小企業金融公庫法第十九条第一項又は沖縄振興開発金融公庫法第十九条の業務とみなす。</p>

改正案	現行
<p>（給付を受ける権利の保護）</p> <p>第四十九条 この法律に基づく給付を受ける権利は、譲り渡し、担保に供し、又は差し押さえることができない。ただし、年金である給付を受ける権利を株式会社日本政策金融公庫又は沖縄振興開発金融公庫に担保に供する場合及び退職共済年金又は休業手当金を受ける権利を国税滞納処分（その例による処分を含む。）により差し押さえる場合は、この限りでない。</p> <p>（公庫等に転出した継続長期組合員についての特例）</p> <p>第二百二十四条の二 組合員（長期給付に関する規定の適用を受けない者を除く。）が任命権者若しくはその委任を受けた者の要請に応じ、引き続き沖縄振興開発金融公庫その他特別の法律により設立された法人でその業務が国若しくは地方公共団体の事務若しくは事業と密接な関連を有するものうち政令で定めるもの（第四項において「公庫等」という。）に使用される者（役員及び常時勤務に服することを要しない者を除く。以下「公庫等職員」という。）となるため退職した場合（政令で定める場合を除く。）又は組合員（長期給付に関する規定の適用を受けない者を除く。）が任命権者若しくはその委任を受けた者の要請に応じ、引き続き沖縄振興開発金融公庫その他特別の法律により設立された法人</p>	<p>（給付を受ける権利の保護）</p> <p>第四十九条 この法律に基づく給付を受ける権利は、譲り渡し、担保に供し、又は差し押さえることができない。ただし、年金である給付を受ける権利を国民生活金融公庫又は沖縄振興開発金融公庫に担保に供する場合及び退職共済年金又は休業手当金を受ける権利を国税滞納処分（その例による処分を含む。）により差し押さえる場合は、この限りでない。</p> <p>（公庫等に転出した継続長期組合員についての特例）</p> <p>第二百二十四条の二 組合員（長期給付に関する規定の適用を受けない者を除く。）が任命権者若しくはその委任を受けた者の要請に応じ、引き続き公庫の予算及び決算に関する法律（昭和二十六年法律第九十九号）第一条に規定する公庫その他特別の法律により設立された法人でその業務が国若しくは地方公共団体の事務若しくは事業と密接な関連を有するものうち政令で定めるもの（第四項において「公庫等」という。）に使用される者（役員及び常時勤務に服することを要しない者を除く。以下「公庫等職員」という。）となるため退職した場合（政令で定める場合を除く。）又は組合員（長期給付に関する規定の適用を受けない者を除く。）が任命権者若しくはその委任を受けた者の要請に応じ、引き続き</p>

でその業務が国の事務若しくは事業と密接な関連を有するもののうち政令で定めるもの（同項において「特定公庫等」という。）の役員（常時勤務に服することを要しない者を除く。以下「特定公庫等役員」という。）となるため退職した場合（政令で定める場合を除く。）には、長期給付に関する規定（第四十一条第二項の規定を除く。）の適用については、別段の定めがあるものを除き、その者の退職は、なかつたものとみなし、その者は、当該公庫等職員又は特定公庫等役員である期間引き続き転出（公庫等職員又は特定公庫等役員となるための退職をいう。以下この条において同じ。）の際に所属していた組合の組合員であるものとする。この場合においては、第四章中「公務」とあるのは「業務」と、第九十九条第二項中「及び国の負担金」とあるのは、「公庫等又は特定公庫等の負担金及び国の負担金」と、同項第二号及び第三号中「国の負担金」とあるのは「公庫等又は特定公庫等の負担金」と、第一百一条第一項中「各省各庁の長（環境大臣を含む。）、特定独立行政法人又は職員団体」とあり、及び「国、特定独立行政法人又は職員団体」とあるのは「公庫等又は特定公庫等」と、「第九十九条第二項（同条第五項から第七項までの規定により読み替えて適用する場合を含む。）」とあるのは「第九十九条第二項」と、同条第四項中「職員団体」とあるのは「公庫等若しくは特定公庫等」とする。

2  
5 (略)

いて同条に規定する公庫その他特別の法律により設立された法人でその業務が国の事務若しくは事業と密接な関連を有するものうち政令で定めるもの（同項において「特定公庫等」という。）の役員（常時勤務に服することを要しない者を除く。以下「特定公庫等役員」という。）となるため退職した場合（政令で定める場合を除く。）には、長期給付に関する規定（第四十一条第二項の規定を除く。）の適用については、別段の定めがあるものを除き、その者の退職は、なかつたものとみなし、その者は、当該公庫等職員又は特定公庫等役員である期間引き続き転出（公庫等職員又は特定公庫等役員となるための退職をいう。以下この条において同じ。）の際に所属していた組合の組合員であるものとする。この場合においては、第四章中「公務」とあるのは「業務」と、第九十九条第二項中「及び国の負担金」とあるのは、「公庫等又は特定公庫等の負担金及び国の負担金」と、同項第二号及び第三号中「国の負担金」とあるのは「公庫等又は特定公庫等の負担金」と、第一百一条第一項中「各省各庁の長（環境大臣を含む。）、特定独立行政法人又は職員団体」とあり、及び「国、特定独立行政法人又は職員団体」とあるのは「公庫等又は特定公庫等」と、「第九十九条第二項（同条第五項から第七項までの規定により読み替えて適用する場合を含む。）」とあるのは「第九十九条第二項」と、同条第四項中「職員団体」とあるのは「公庫等若しくは特定公庫等」とする。

2  
5 (略)

改正案	現行
<p>（質権者の範囲）</p> <p>第二条 電話加入権を目的とする質権を取得することができる者は、<u>沖縄振興開発金融公庫、株式会社日本政策金融公庫、株式会社商工組合中央金庫、信用金庫、信用協同組合及び政令で定めるその他の金融機関並びに信用保証協会及び事業協同組合に限る。</u>ただし、民法（明治二十九年法律第八十九号）第五百条の規定により債権者に代位する者については、この限りでない。</p>	<p>（質権者の範囲）</p> <p>第二条 電話加入権を目的とする質権を取得することができる者は、<u>国民生活金融公庫、中小企業金融公庫、沖縄振興開発金融公庫、株式会社商工組合中央金庫、信用金庫、信用協同組合及び政令で定めるその他の金融機関並びに信用保証協会及び事業協同組合に限る。</u>ただし、民法（明治二十九年法律第八十九号）第五百条の規定により債権者に代位する者については、この限りでない。</p>

改正案	現行
<p>経済基盤強化のための資金に関する法律</p> <p>（目的）</p> <p>第一条 この法律は、経済基盤強化資金の設置及び当該資金の適正な管理、運用等に関し必要な事項を定め、もつてわが国の経済の基盤の強化と健全な発展に資することを目的とする。</p> <p>（削る。）</p> <p>（削る。）</p> <p>（削る。）</p>	<p>経済基盤強化のための資金及び特別の法人の基金に関する法律</p> <p>（目的）</p> <p>第一条 この法律は、経済基盤強化資金の設置、農林漁業金融公庫の特別の基金に充てるための政府の出資並びにこれらの資金及び基金の適正な管理、運用等に関し必要な事項を定め、もつてわが国の経済の基盤の強化と健全な発展に資することを目的とする。</p> <p>第三章 農林漁業金融公庫の基金</p> <p>（政府の出資）</p> <p>第十条 政府は、昭和三十三年度において、一般会計から、次条第一項に規定する基金に充てるものとして、農林漁業金融公庫に対し、六十五億円を出資するものとする。</p> <p>（基金）</p> <p>第十一条 農林漁業金融公庫は、前条の規定により出資を受けたときは、その出資を受けた金額を、国の直接又は間接の補助の対象とならない農地又は牧野の改良又は造成に係る事業に対して同公庫が行う貸付けに係</p>

る利子の軽減に充てる財源をその運用によつて得るための非補助小団地等土地改良事業助成基金に充てなければならない。

2 農林漁業金融公庫は、非補助小団地等土地改良事業助成基金に係る経理については、政令で定めるところにより、一般の経理と区分して整理しなければならない。

(基金に属する現金の管理等)

第十二条 農林漁業金融公庫は、非補助小団地等土地改良事業助成基金に属する現金については、第十条の規定による出資の額に相当する金額(次条第一項の規定による組入金の場合には、その金額(同条第二項の規定により使用した金額があるときは、その金額を控除した金額)を加算した金額。以下この条において「出資相当額」という。)を下らない金額(農林漁業金融公庫が主務大臣の承認を受けて年度内における資金繰りのために当該現金を繰替使用する場合においては、出資相当額からその繰替使用中の金額を控除した金額を下らない金額)を、財政融資資金に預託して管理しなければならない。

2 主務大臣は、前項の承認をしようとするときは、財務大臣に協議しなければならない。

(基金の剰余金等の処理)

第十三条 農林漁業金融公庫は、政令で定めるところにより、非補助小団地等土地改良事業助成基金に属する現金の前条第一項の規定による預託により生ずる利子の金額から、第十一条第一項に規定する貸付けに係る利子の軽減のために使用した金額を差し引いて、なお剰余があるときは

(削る。)

(削る。)

、これを当該基金に組み入れなければならない。

2 農林漁業金融公庫は、前項に規定する預託により生ずる利子の金額が、第十一条第一項に規定する貸付けに係る利子の軽減のために使用する金額に不足する場合においては、政令で定めるところにより、前項の規定による組入金の額に相当する金額を限度として、非補助小団地等土地改良事業助成基金に属する現金を当該利子の軽減のために使用することができる。

(基金の取崩しの制限等)

第十四条 農林漁業金融公庫の非補助小団地等土地改良事業助成基金は、取り崩してはならない。ただし、前条第二項の規定により当該基金に属する現金を使用する場合は、この限りでない。

(削る。)

改正案	現行
<p>（資金の貸付け）</p> <p>第四条の二 株式会社日本政策金融公庫又は沖縄振興開発金融公庫は、果樹園経営計画につき前条の認定を受けた者に対し、その申請に基づき、株式会社日本政策金融公庫法（平成十九年法律第 号）又は沖縄振興開発金融公庫法（昭和四十七年法律第三十一号）の定めるところにより、当該認定に係る果樹園経営計画を実施するために必要な資金の貸付けを行うものとする。</p> <p>（削る。）</p> <p>附則</p> <p>この法律は、公布の日から起算して六十日をこえない範囲内において政</p>	<p>（資金の貸付け）</p> <p>第四条の二 農林漁業金融公庫又は沖縄振興開発金融公庫は、果樹園経営計画につき前条の認定を受けた者に対し、その申請に基づき、この法律及び農林漁業金融公庫法（昭和二十七年法律第三百五十五号）又は沖縄振興開発金融公庫法（昭和四十七年法律第三十一号）の定めるところにより、当該認定に係る果樹園経営計画を実施するために必要な資金の貸付けを行うものとする。</p> <p>2 農林漁業金融公庫が前項に規定する者に対し同項の資金のうち果樹を植栽するため農地とする土地の取得（その取得に当たつて、その土地の農業上の利用を増進するため防風林、道路、水路、ため池等として利用する必要がある土地をあわせて取得する場合におけるその土地の取得を含む。）に必要な資金で農林漁業金融公庫法第十八条第一項第一号の二に掲げるものの貸付けを行なう場合における貸付金の据置期間は、同条第三項の規定にかかわらず、十年以内において農林漁業金融公庫が定めるものとする。</p> <p>附則</p> <p>1  この法律は、公布の日から起算して六十日をこえない範囲内において</p>

令で定める日から施行する。

(削る。)

(削る。)

政令で定める日から施行する。

2 この法律の規定により農林漁業金融公庫が行う資金の貸付けについての農林漁業金融公庫法第十二条の二第二項第一号、第二十九条及び第三十条第一項の規定の適用については、同号中「又はこの法律」とあるのは「若しくは果樹農業振興特別措置法（昭和三十六年法律第十五号）又はこれらの法律」と、同法第二十九条及び同項中「この法律」とあるのは「この法律又は果樹農業振興特別措置法」とし、この法律の規定により沖縄振興開発金融公庫が行う資金の貸付けについての沖縄振興開発金融公庫法第十二条第二項及び第三十二条第二項の規定の適用については、同法第十二条の二第二項第一号中「産業労働者住宅金融融通法（昭和二十八年法律第六十三号。以下「融通法」という。）」とあるのは「果樹農業振興特別措置法（昭和三十六年法律第十五号）」と、同法第三十条第二項中「融通法」とあるのは「果樹農業振興特別措置法」とする。

3 農林省設置法（昭和二十四年法律第一百五十三号）の一部を次のように改正する。

第三十四条第一項の表中	酪農審議会	酪農振興法（昭和二十九
		酪農振興に関する重要事
年法律第八十二号）により	を	果樹農業振興審議会
項を調査審議すること。		果樹農
	酪農審議会	り果樹
		酪農振
		興に関
業振興特別措置法（昭和三十六年法律第十五号）によ		
農業の振興に関する重要事項を調査審議すること。		

(削る。)

興法（昭和二十九年法律第百八十二号）により酪農振  
する重要事項を調査審議すること。

に改める。

4 | 農林漁業金融公庫法の一部を次のように改正する。

第十八条第一項第一号の次に次の一号を加える。

一の二 果樹の植栽に必要な資金

(一) 農地又は牧野の改良、造 年 七分 十五年 七

別表中

成又は復旧に必要な資金

(一) 農地又は牧野の改良、造 年 七分 十五年

成又は復旧に必要な資金

(一の二) 果樹の植栽に必要な資 年 八分 十五年

金

七年

に改める。

十年

改正案		現行	
別表（第十二条関係）			
名称	根拠法	名称	根拠法
沖縄振興開発金融公庫	沖縄振興開発金融公庫法（昭和四十七年法律第三十一号）	沖縄振興開発金融公庫	沖縄振興開発金融公庫法（昭和四十七年法律第三十一号）
株式会社日本政策金融公庫	株式会社日本政策金融公庫法（平成十九年法律第 号）		
（略）	（略）	（略）	（略）
（削る。）	（削る。）	国際協力銀行	国際協力銀行法（平成十一年法律第三十五号）
（削る。）	（削る。）	国民生活金融公庫	国民生活金融公庫法（昭和二十四年法律第四十九号）
（略）	（略）	（略）	（略）
（削る。）	（削る。）	中小企業金融公庫	中小企業金融公庫法（昭和二十八年法律第百三十八号）
（略）	（略）	（略）	（略）
（削る。）	（削る。）	農林漁業金融公庫	農林漁業金融公庫法（昭和二十七年法律第百五十五号）
（略）	（略）	（略）	（略）

改正案	現行
<p>第十五条 削除</p>	<p>（中小企業者に対する資金の融通に関する特例）</p> <p>第十五条 商工組合中央金庫は、次の各号に掲げる者に対して、その事業（第二号に掲げる者にあつてはその直接又は間接の構成員たる第一号に掲げる者の事業）の再建に必要な資金を政令で定める日までに貸し付ける場合には、第一号に掲げる中小企業者に対する貸付金にあつては一人につき千円を、同号に掲げる協業組合又は団体に対する貸付金にあつては一団体につき三千万円を、第二号に掲げる団体に対する貸付金にあつてはその直接又は間接の構成員たる第一号に掲げる者（当該貸付金の転貸を受ける者に限る。）一人につき千円をそれぞれ超えない範囲内において政令で定める額を限度として年六・二パーセントを超えない範囲内において政令で定める利率により貸し付けるものとし、国は、必要と認める場合には、政令で定めるところにより、当該貸付けにつき、貸付け後三年間を限り利子補給金を支給する旨の契約を商工組合中央金庫と結ぶことができる。</p> <p>一 政令で定める地域内に事業所を有し、かつ、激甚災害を受けた中小企業者、協業組合及び中小企業等協同組合その他の主として中小規模の事業者を直接又は間接の構成員とする団体で政令で定めるもの</p> <p>二 中小企業等協同組合その他の主として中小規模の事業者を直接又は間接の構成員とする団体であつて、その直接又は間接の構成員のうち</p>

に前号に掲げる者を含むもの

2 | 前項の貸付けをする場合において、同項第一号に掲げる者のうち同号に規定する地域内にあるその者の事業所又は主要な事業用資産の激甚災害による損失額が当該事業所若しくは主要な事業用資産の価額又はその者の事業による総収入に比し政令で定める程度以上である旨の証明を市町村長その他相当な機関から受けた者（以下この項において「特別被害者」という。）に対する貸付金及び同項第二号に掲げる団体の直接又は間接の構成員である特別被害者に転貸される当該団体に対する貸付金の利率については、政令で定めるところにより年三パーセントとする。

改正案	現行
<p>（給付を受ける権利の保護）</p> <p>第五十一条 この法律（第十一章を除く。）に基づく給付を受ける権利は、譲り渡し、担保に供し、又は差し押さえることができない。ただし、年金である給付を受ける権利を株式会社日本政策金融公庫又は沖縄振興開発金融公庫に担保に供する場合及び退職共済年金又は休業手当金を受ける権利を国税滞納処分（その例による処分を含む。）により差し押さえる場合は、この限りでない。</p> <p>（公庫等に転出した継続長期組合員についての特例）</p> <p>第四百十条 組合員が任命権者又はその委任を受けた者の要請に応じ、引き続き沖縄振興開発金融公庫その他特別の法律により設立された法人でその業務が国又は地方公共団体の事務又は事業と密接な関連を有するものうち政令で定めるもの（以下「公庫等」という。）に使用される者（役員及び常時勤務に服することを要しない者を除く。以下「公庫等職員」という。）となるため退職した場合（政令で定める場合を除く。）には、長期給付に関する規定（第四十三条第二項の規定を除く。）の適用については、その者の退職は、なかつたものとみなし、その者は、当該公庫等職員である間、引き続き転出（公庫等職員となるための退職をいう。次項第一号において同じ。）の際に所属していた組合の組合員であるものとする。この場合においては、第四章中「公務」とあるのは「業務」と、「給料」とあるのは「組合の運営規則で定める仮定給料」</p>	<p>（給付を受ける権利の保護）</p> <p>第五十一条 この法律（第十一章を除く。）に基づく給付を受ける権利は、譲り渡し、担保に供し、又は差し押さえることができない。ただし、年金である給付を受ける権利を国民生活金融公庫又は沖縄振興開発金融公庫に担保に供する場合及び退職共済年金又は休業手当金を受ける権利を国税滞納処分（その例による処分を含む。）により差し押さえる場合は、この限りでない。</p> <p>（公庫等に転出した継続長期組合員についての特例）</p> <p>第四百十条 組合員が任命権者又はその委任を受けた者の要請に応じ、引き続き公庫の予算及び決算に関する法律（昭和二十六年法律第九十九号）第一条に規定する公庫その他特別の法律により設立された法人でその業務が国又は地方公共団体の事務又は事業と密接な関連を有するものうち政令で定めるもの（以下「公庫等」という。）に使用される者（役員及び常時勤務に服することを要しない者を除く。以下「公庫等職員」という。）となるため退職した場合（政令で定める場合を除く。）には、長期給付に関する規定（第四十三条第二項の規定を除く。）の適用については、その者の退職は、なかつたものとみなし、その者は、当該公庫等職員である間、引き続き転出（公庫等職員となるための退職をいう。次項第一号において同じ。）の際に所属していた組合の組合員であるものとする。この場合においては、第四章中「公務」とあるのは「業</p>

と、「期末手当等」とあるのは、「組合の運営規則で定める仮定期末手当等」と、第六章中「給料」とあるのは、「組合の運営規則で定める仮定給料」と、「期末手当等」とあるのは、「組合の運営規則で定める仮定期末手当等」と、第百十三条第二項中「地方公共団体（市町村立学校職員給与負担法第一条又は第二条の規定により都道府県がその給与を負担する者にあつては、都道府県。以下この条において同じ。）の負担金」とあり、並びに同項第二号及び第三号中「地方公共団体の負担金」とあるのは、「公庫等の負担金」と、第百十六条第一項中「地方公共団体の機関、特定地方独立行政法人又は職員団体」とあり、及び「地方公共団体、特定地方独立行政法人又は職員団体」とあるのは、「公庫等」と、「第百十三条第二項（同条第五項から第七項までの規定により読み替えて適用する場合を含む。）」とあるのは、「第百十三条第二項」とする。

2～4 (略)

(国の職員の取扱い)  
第百四十二条 (略)

2 国の職員についてこの法律を適用する場合には、次の表の上欄に掲げる規定の中欄に掲げる字句は、それぞれ当該下欄に掲げる字句に読み替えるものとする

(略)	(略)	(略)
第百四十	(略)	(略)
条第一項	退職した場合（政令で定める場合を除く。）	退職した場合（政令で定める場合を除く。）又は組合員が任命権者若しくはその委任を受けた者の要請に応じ、引き続き沖縄振興開発金融公

務」と、「給料」とあるのは、「組合の運営規則で定める仮定給料」と、「期末手当等」とあるのは、「組合の運営規則で定める仮定期末手当等」と、第六章中「給料」とあるのは、「組合の運営規則で定める仮定給料」と、「期末手当等」とあるのは、「組合の運営規則で定める仮定期末手当等」と、第百十三条第二項中「地方公共団体（市町村立学校職員給与負担法第一条又は第二条の規定により都道府県がその給与を負担する者にあつては、都道府県。以下この条において同じ。）の負担金」とあり、並びに同項第二号及び第三号中「地方公共団体の負担金」とあるのは、「公庫等の負担金」と、第百十六条第一項中「地方公共団体の機関、特定地方独立行政法人又は職員団体」とあり、及び「地方公共団体、特定地方独立行政法人又は職員団体」とあるのは、「公庫等」と、「第百十三条第二項（同条第五項から第七項までの規定により読み替えて適用する場合を含む。）」とあるのは、「第百十三条第二項」とする。

2～4 (略)

(国の職員の取扱い)  
第百四十二条 (略)

2 国の職員についてこの法律を適用する場合には、次の表の上欄に掲げる規定の中欄に掲げる字句は、それぞれ当該下欄に掲げる字句に読み替えるものとする。

(略)	(略)	(略)
第百四十	(略)	(略)
条第一項	退職した場合（政令で定める場合を除く。）	退職した場合（政令で定める場合を除く。）又は組合員が任命権者若しくはその委任を受けた者の要請に応じ、引き続き同条に規定する公庫

(略)	(略)	(略)	<p>庫その他特別の法律により設立された法人でその業務が国の事務若しくは事業と密接な関連を有するものうち政令で定めるもの（以下「特定公庫等」という。）の役員（常時勤務に服することを要しない者を除く。以下「特定公庫等役員」という。）となるため退職した場合（政令で定める場合を除く。）</p>
<p>3～5 (略)</p> <p>(給付を受ける権利の保護)</p> <p>第六十七条の三 共済給付金を受ける権利は、譲り渡し、担保に供し、又は差し押えることができない。ただし、年金である共済給付金を受ける権利を株式会社日本政策金融公庫又は沖縄振興開発金融公庫に担保に供する場合及び退職年金又は退職一時金を受ける権利を国税滞納処分（その例による処分を含む。）により差し押える場合は、この限りでない。</p>			

(略)	(略)	(略)	<p>その他特別の法律により設立された法人でその業務が国の事務若しくは事業と密接な関連を有するものうち政令で定めるもの（以下「特定公庫等」という。）の役員（常時勤務に服することを要しない者を除く。以下「特定公庫等役員」という。）となるため退職した場合（政令で定める場合を除く。）</p>
<p>3～5 (略)</p> <p>(給付を受ける権利の保護)</p> <p>第六十七条の三 共済給付金を受ける権利は、譲り渡し、担保に供し、又は差し押えることができない。ただし、年金である共済給付金を受ける権利を国民生活金融公庫又は沖縄振興開発金融公庫に担保に供する場合及び退職年金又は退職一時金を受ける権利を国税滞納処分（その例による処分を含む。）により差し押える場合は、この限りでない。</p>			

改 正 案	現 行
<p>（株式会社日本政策金融公庫の貸付け）</p> <p>第十二条 株式会社日本政策金融公庫は、株式会社日本政策金融公庫法（平成十九年法律第 号）第十一条の規定にかかわらず、会社に対し、その事業に必要な長期資金を貸し付けることができる。</p> <p>2 前項の規定による貸付けは、株式会社日本政策金融公庫法の適用については、同法第十一条第一項第一号の規定による同法別表第一第十四号の下欄に掲げる資金の貸付けの業務とみなす。</p>	<p>（中小企業金融公庫の貸付け）</p> <p>第十二条 中小企業金融公庫は、中小企業金融公庫法（昭和二十八年法律第百三十八号）第十九条の規定にかかわらず、会社に対し、その事業に必要な長期資金を貸し付けることができる。</p> <p>2 前項の規定による貸付けは、中小企業金融公庫法の適用については、同法第十九条第一項の業務とみなす。</p>

改 正 案	現 行
<p>（特別の法人の借入金に関する特例） 第十三条（略）</p> <p>2 沖繩振興開発金融公庫の予算及び決算に関する法律（昭和二十六年法律第九十九号）第五條第二項の規定は、沖繩振興開発金融公庫が前項の規定により受けることができる貸付けに係る借入金については、適用しない。</p>	<p>（特別の法人の借入金に関する特例） 第十三条（略）</p> <p>2 公庫の予算及び決算に関する法律（昭和二十六年法律第九十九号）第五條第二項の規定は、同法第一条に規定する公庫が前項の規定により受けることができる貸付けに係る借入金については、適用しない。</p>

改正案	現行
<p>（業務の範囲）</p> <p>第十九条 公庫は、第一条の目的を達成するため、次の業務を行う。</p> <p>一 沖縄における産業の振興開発に寄与する事業に必要な長期資金（沖縄の置かれた特殊な諸事情にかんがみ特に必要がある）と認められるものとして主務大臣が定めるものに限る。）であつて次に掲げるものの貸付け、当該資金に係る債務の保証（債務を負担する行為であつて債務の保証に準ずるものを含む。以下同じ。）の発行される社債（特別の法律により設立された法人で会社でないものの発行する債券を含む。以下同じ。）の応募その他の方法による取得又は当該資金に係る貸付債権の全部若しくは一部の譲受けを行うこと。ただし、当該保証に係る債務の履行期限（ただし、当該債務の保証の日から起算する。）及び当該譲受けをした貸付債権に係る貸付金の償還期限（ただし、当該譲受けの日から起算する。）は、一年未満のものであつてはならない。</p> <p>イハ（略）</p> <p>一の二 主務大臣の認可を受けて、沖縄における産業の振興開発に寄与する事業に必要な資金（沖縄の置かれた特殊な諸事情にかんがみ特に必要がある）と認められるものとして主務大臣が定めるものに限る。）</p>	<p>（業務の範囲）</p> <p>第十九条 公庫は、第一条の目的を達成するため、次の業務を行う。</p> <p>一 沖縄における産業の振興開発に寄与する事業に必要な長期資金であつて次に掲げるものの貸付け、当該資金に係る債務の保証（債務を負担する行為であつて債務の保証に準ずるものを含む。以下同じ。）の発行される社債（特別の法律により設立された法人で会社でないものの発行する債券を含む。以下同じ。）の応募その他の方法による取得又は当該資金に係る貸付債権の全部若しくは一部の譲受けを行うこと。ただし、当該保証に係る債務の履行期限（ただし、当該債務の保証の日から起算する。）及び当該譲受けをした貸付債権に係る貸付金の償還期限（ただし、当該譲受けの日から起算する。）は、一年未満のものであつてはならない。</p> <p>イハ（略）</p> <p>一の二 主務大臣の認可を受けて、沖縄における産業の振興開発に寄与する事業に必要な資金の出資を行うこと。</p>

の出資を行うこと。

一の三 (略)

二 沖縄に住所を有する者で沖縄において事業を営むものに対して、小口の事業資金の貸付けを行い、並びに沖縄に住所を有する者に対して、小口の教育資金の貸付け(所得の水準その他の政令で定める要件を満たす者に対するものに限る。)を行い、及び恩給等を担保として小口の資金を貸し付けること。

三・四 (略)

五 沖縄において事業を行う中小企業者に対して事業の振興に必要な資金(特定の中小企業者を対象とし、かつ、中小企業に関する重要な施策の目的に従つて貸付けが行われる長期の資金又は沖縄の置かれた特殊な諸事情にかんがみ特に必要があると認められる長期の資金として、主務大臣が定めるものに限る。)の貸付けを行い、及び沖縄において事業を行う中小企業者が事業の振興に必要な長期資金を調達するために新たに発行する社債(社債等の振替に関する法律(平成十三年法律第七十五号)第六十六条第一号に規定する短期社債を除く。)の応募その他の方法による取得(特定の中小企業者を対象とし、かつ、中小企業に関する重要な施策の目的に従つて行われるもの又は沖縄の置かれた特殊な諸事情にかんがみ特に必要があると認められるものとして、主務大臣が定めるものに限る。)を行うこと。

六〇八 (略)

2 前項において次の各号に掲げる用語の意義は、当該各号に定めるところによる。

一 小口の事業資金 株式会社日本政策金融公庫法(平成十九年法律第

一の三 (略)

二 沖縄に住所を有する者で沖縄において事業を営むものに対して、小口の事業資金の貸付けを行い、並びに沖縄に住所を有する者に対して、小口の教育資金の貸付けを行い、及び恩給等を担保として小口の資金を貸し付けること。

三・四 (略)

五 沖縄において事業を行う中小企業者に対し事業の振興に必要な長期資金を貸し付け、及び沖縄において事業を行う中小企業者が事業の振興に必要な長期資金を調達するために新たに発行する社債(社債等の振替に関する法律(平成十三年法律第七十五号)第六十六条第一号に規定する短期社債を除く。)を応募その他の方法により取得すること。

六〇八 (略)

2 前項において次の各号に掲げる用語の意義は、当該各号に定めるところによる。

一 小口の事業資金 国民生活金融公庫法(昭和二十四年法律第四十九

号)別表第一第一号の下欄に規定する小口の事業資金をいう。

一の二 小口の教育資金 株式会社日本政策金融公庫法別表第一第一号の下欄に規定する小口の教育資金をいう。

二 恩給等 株式会社日本政策金融公庫が行う恩給担保金融に関する法律(昭和二十九年法律第九十一号)第二条第一項に規定する恩給等をいう。

三)三の四 (略)

四 中小企業者 株式会社日本政策金融公庫法第二条第三号に規定する中小企業者をいう。

四の二 (略)

五 生活衛生関係営業者 株式会社日本政策金融公庫法第一条第一号に規定する生活衛生関係営業者をいう。

3・4 (略)

5 株式会社日本政策金融公庫が行う恩給担保金融に関する法律第三条から第九条までの規定は、公庫が同法第二条第一項に規定する恩給等を担保として貸付けをする場合について準用する。

(業務の受託)

第二十一条 公庫は、主務大臣の認可を受けて、独立行政法人住宅金融支援機構の行う独立行政法人住宅金融支援機構法(平成十七年法律第八十二号)第十三条第一項第一号から第三号までに規定する業務若しくはこれらに附帯する業務の一部、株式会社日本政策金融公庫の行う株式会社日本政策金融公庫法第十一条第一項第二号の規定による同法別表第二第一号から第五号までに掲げる業務若しくはこれらに附帯する業務又は特

号)第十八条第一号に規定する小口の事業資金をいう。

一の二 小口の教育資金 国民生活金融公庫法第十八条第二号に規定する小口の教育資金をいう。

二 恩給等 国民生活金融公庫が行う恩給担保金融に関する法律(昭和二十九年法律第九十一号)第二条第一項に規定する恩給等をいう。

三)三の四 (略)

四 中小企業者 中小企業金融公庫法(昭和二十八年法律第三百三十八号)第二条に規定する中小企業者をいう。

四の二 (略)

五 生活衛生関係営業者 国民生活金融公庫法第十八条第三号イに規定する生活衛生関係営業者をいう。

3・4 (略)

5 国民生活金融公庫が行う恩給担保金融に関する法律第三条から第九条までの規定は、公庫が同法第二条第一項に規定する恩給等を担保として貸付けをする場合について準用する。

(業務の受託)

第二十一条 公庫は、主務大臣の認可を受けて、独立行政法人住宅金融支援機構の行う独立行政法人住宅金融支援機構法(平成十七年法律第八十二号)第十三条第一項第一号から第三号までに規定する業務若しくはこれらに附帯する業務の一部、中小企業金融公庫の行う中小企業金融公庫法第十九条第一項第三号若しくは第四号に掲げる業務若しくはこれらに附帯する業務又は特別の法律によつて設立された法人で政令で定めるも

別の法律によつて設立された法人で政令で定めるものの行う貸付けの業務を受託することができる。

2 (略)

(予算及び決算)

第二十四条 公庫の予算及び決算に関しては、沖縄振興開発金融公庫の予算及び決算に関する法律(昭和二十六年法律第九十九号)の定めるところによる。

の行う貸付けの業務を受託することができる。

2 (略)

(予算及び決算)

第二十四条 公庫の予算及び決算に関しては、公庫の予算及び決算に関する法律(昭和二十六年法律第九十九号)の定めるところによる。

林業経営基盤の強化等の促進のための資金の融通等に関する暫定措置法（昭和五十四年法律第五十一号）（第三十条関係）

（傍線の部分は改正部分）

改正案	現行
<p>（株式会社日本政策金融公庫からの資金の貸付けの特例）</p> <p>第五条 株式会社日本政策金融公庫が第三条第一項の認定を受けた者に対し当該認定に係る同条第二項第三号の措置を実施するのに必要な資金で株式会社日本政策金融公庫法（平成十九年法律第 号）別表第一第八号の下欄のり又はルに掲げるものの貸付けを行う場合における貸付金の償還期限（据置期間を含む。）及び据置期間は、同法第十二条第三項の規定にかかわらず、同欄のりに掲げる資金にあつてはそれぞれ五十五年以内及び三十五年以内において、同欄のルに掲げる資金にあつてはそれぞれ二十五年以内及び七年以内において株式会社日本政策金融公庫が定めるものとする。</p> <p>2 株式会社日本政策金融公庫が第三条第一項の認定を受けた者（森林法第十一条第四項の認定を受けた者に限る。）に対し第三条第一項の認定に係る同条第二項第三号の措置を実施するのに必要な資金で株式会社日本政策金融公庫法別表第一第八号の下欄のりに掲げるもの（森林法第十条第四項の認定に係る森林施業計画（公益的機能別施業森林区域（同法第五条第二項第四号の三に規定する公益的機能別施業森林区域をいう。）内に存する森林（政令で定めるものを除く。）に係る部分に限る。次条第一項第一号において同じ。）に従つて施業を行うのに必要なものに限る。）の貸付けを行う場合における貸付金の利率、償還期限（据置</p>	<p>（農林漁業金融公庫からの資金の貸付けの特例）</p> <p>第五条 農林漁業金融公庫が第三条第一項の認定を受けた者に対し当該認定に係る同条第二項第三号の措置を実施するのに必要な資金で農林漁業金融公庫法（昭和二十七年法律第三百五十五号）第十八条第一項第二号又は第四号に掲げるものの貸付けを行う場合における貸付金の償還期限（据置期間を含む。）及び据置期間は、同条第二項の規定にかかわらず、同条第一項第二号に掲げる資金にあつてはそれぞれ五十五年以内及び三十五年以内において、同項第四号に掲げる資金にあつてはそれぞれ二十五年以内及び七年以内において農林漁業金融公庫が定めるものとする。</p> <p>2 農林漁業金融公庫が第三条第一項の認定を受けた者（森林法第十一条第四項の認定を受けた者に限る。）に対し第三条第一項の認定に係る同条第二項第三号の措置を実施するのに必要な資金で農林漁業金融公庫法第十八条第一項第四号の二に掲げるもの（森林法第十一条第四項の認定に係る森林施業計画（公益的機能別施業森林区域（同法第五条第二項第四号の三に規定する公益的機能別施業森林区域をいう。）内に存する森林（政令で定めるものを除く。）に係る部分に限る。次条第一項第一号において同じ。）に従つて施業を行うのに必要なものに限る。）の貸付けを行う場合における貸付金の利率、償還期限（据置期間を含む。）及</p>

期間を含む。)及び据置期間は、株式会社日本政策金融公庫法第十二条第三項の規定にかかわらず、それぞれ年七分以内、三十五年以内及び十五年以内において株式会社日本政策金融公庫が定めるものとする。

3 株式会社日本政策金融公庫が第三条第一項の認定を受けた者に対し当該認定に係る同条第二項第三号の措置(森林(森林とする土地を含む。)(の取得についての措置であつて林地保有の合理化に寄与するものとして農林水産省令で定める要件に該当するものに限る。))を実施するのに必要な資金で株式会社日本政策金融公庫法別表第一第八号の下欄のワに掲げるものの貸付けを行う場合における貸付金の償還期限(据置期間を含む。))及び据置期間は、同法第十二条第四項の規定にかかわらず、それぞれ三十五年以内及び二十五年以内において株式会社日本政策金融公庫が定めるものとする。

4 株式会社日本政策金融公庫は、株式会社日本政策金融公庫法第十一条に規定する業務のほか、第三条第一項の認定を受けた者に対し、林業の持続的かつ健全な発展に資する長期かつ低利の資金であつて当該認定に係る同条第二項第三号の措置(生産方式の合理化に寄与するものとして農林水産省令で定める要件に該当するものに限る。))を実施するのに必要なもの(他の金融機関が融通することを困難とするものであつて、資本市場からの調達に困難なものに限る。)(の貸付けの業務を行うことができる。

5 前項に規定する資金の貸付けの利率、償還期限(据置期間を含む。))及び据置期間については、政令で定める範囲内で、株式会社日本政策金融公庫が定めるものとする。

6 株式会社日本政策金融公庫が行う第一項から第四項までに規定する資

び据置期間は、農林漁業金融公庫法第十八条第二項の規定にかかわらず、それぞれ年七分以内、三十五年以内及び十五年以内において農林漁業金融公庫が定めるものとする。

3 農林漁業金融公庫が第三条第一項の認定を受けた者に対し当該認定に係る同条第二項第三号の措置(森林(森林とする土地を含む。)(の取得についての措置であつて林地保有の合理化に寄与するものとして農林水産省令で定める要件に該当するものに限る。))を実施するのに必要な資金で農林漁業金融公庫法第十八条第一項第四号の三に掲げるものの貸付けを行う場合における貸付金の償還期限(据置期間を含む。))及び据置期間は、同条第三項の規定にかかわらず、それぞれ三十五年以内及び二十五年以内において農林漁業金融公庫が定めるものとする。

4 農林漁業金融公庫は、農林漁業金融公庫法第十八条第一項及び第四項、第十八条の二第一項並びに第十八条の三第一項に規定する業務のほか、第三条第一項の認定を受けた者に対し、当該認定に係る同条第二項第三号の措置(生産方式の合理化に寄与するものとして農林水産省令で定める要件に該当するものに限る。))を実施するのに必要な長期かつ低利の資金であつて他の金融機関が融通することを困難とするものの貸付けの業務を行うことができる。

5 前項に規定する資金の貸付けの利率、償還期限(据置期間を含む。))及び据置期間については、政令で定める範囲内で、農林漁業金融公庫が定めるものとする。

6 農林漁業金融公庫が行う第一項から第四項までに規定する資金の貸付

金の貸付けについての株式会社日本政策金融公庫法第十一条第一項第六号、第十二条第一項、第三十一条第二項第一号口、第四十一条第二号、第五十三条、第五十八条、第五十九条第一項、第六十四条第一項第四号、第七十三条第三号及び別表第二第九号の規定の適用については、同法第十一条第一項第六号中「除く。」とあるのは「除く。」及び林業経営基盤の強化等の促進のための資金の融通等に関する暫定措置法（以下「暫定措置法」という。）第五条第四項に規定する業務」と、同法第十二条第一項中「同項第五号」とあるのは「暫定措置法第五条第四項に規定する業務並びに前条第一項第五号」と、同法第三十一条第二項第一号口、第四十一条第二号及び第六十四条第一項第四号中「又は別表第二第二号に掲げる業務」とあるのは「別表第二第二号に掲げる業務又は暫定措置法第五条第四項に規定する業務」と、「同項第五号」とあるのは「暫定措置法第五条第四項に規定する業務並びに第十一条第一項第五号」と、同法第五十三条中「同項第五号」とあるのは「暫定措置法第五条第四項に規定する業務並びに第十一条第一項第五号」と、同法第五十八条及び第五十九条第一項中「この法律」とあるのは「この法律、暫定措置法」と、同法第七十三条第三号中「第十一条」とあるのは「第十一条及び暫定措置法第五条第四項」と、同法別表第二第九号中「又は別表第二第一号から第十四号までの下欄に掲げる資金の貸付けの業務」とあるのは「別表第一第一号から第十四号までの下欄に掲げる資金の貸付けの業務又は暫定措置法第五条第四項に規定する業務」とする。

（独立行政法人農林漁業信用基金の業務の特例等）

第六条（略）

けについての農林漁業金融公庫法第十二条の二第二項第一号、第二十九条、第三十条第一項及び第三十五条第三号の規定の適用については、同法第十二条の二第二項第一号中「又はこの法律」とあるのは「若しくは林業経営基盤の強化等の促進のための資金の融通等に関する暫定措置法（以下「暫定措置法」という。）又はこれらの法律」と、同法第二十九条及び第三十条第一項中「この法律」とあるのは「この法律又は暫定措置法」と、同法第三十五条第三号中「第十八条の三まで」とあるのは「第十八条の三まで及び暫定措置法第五条第四項」とする。

（独立行政法人農林漁業信用基金の業務の特例等）

第六条（略）

2 信用基金は、前項第一号の業務については、株式会社日本政策金融公庫及び沖縄振興開発金融公庫（以下「公庫」と総称する。）とそれぞれ次に掲げる事項をその内容を含む協定を締結し、これに従いその業務を行うものとする。

一～四（略）

2 信用基金は、前項第一号の業務については、農林漁業金融公庫及び沖縄振興開発金融公庫（以下「公庫」と総称する。）とそれぞれ次に掲げる事項をその内容を含む協定を締結し、これに従いその業務を行うものとする。

一～四（略）

改正案	現行
<p>（資金の貸付け）</p> <p>第十五条 株式会社日本政策金融公庫又は沖縄振興開発金融公庫は、認定農業者が認定計画に従つて行う農業経営の改善が円滑に行われるよう、必要な資金の貸付けについて配慮をするものとする。</p> <p>附則</p> <p>（株式会社日本政策金融公庫等に対する資金の貸付け）</p> <p>8 国は、当分の間、農用地の改良又は造成で効率的かつ安定的な農業経営を営み、又は営むと見込まれる者に対する農用地の利用の集積に寄与するものとして政令で定めるものに必要な資金について、株式会社日本政策金融公庫及び沖縄振興開発金融公庫が行う無利子の貸付けに要する資金の財源に充てるため、株式会社日本政策金融公庫及び沖縄振興開発金融公庫に対し、無利子で、必要な資金の貸付けをすることができる。</p>	<p>（資金の貸付け）</p> <p>第十五条 農林漁業金融公庫又は沖縄振興開発金融公庫は、認定農業者が認定計画に従つて行う農業経営の改善が円滑に行われるよう、必要な資金の貸付けについて配慮をするものとする。</p> <p>附則</p> <p>（農林漁業金融公庫等に対する資金の貸付け）</p> <p>8 国は、当分の間、農用地の改良又は造成で効率的かつ安定的な農業経営を営み、又は営むと見込まれる者に対する農用地の利用の集積に寄与するものとして政令で定めるものに必要な資金について、農林漁業金融公庫及び沖縄振興開発金融公庫が行う無利子の貸付けに要する資金の財源に充てるため、農林漁業金融公庫及び沖縄振興開発金融公庫に対し、無利子で、必要な資金の貸付けをすることができる。</p>

改正案	現行
<p>（株式会社日本政策金融公庫からの資金の貸付け）</p> <p>第五条 株式会社日本政策金融公庫は、株式会社日本政策金融公庫法（平成十九年法律第 号）第十一条に規定する業務のほか、承認特定農産加工業者等（第三条第二項の承認に係る合併により設立した法人又は当該承認に係る出資に基づいて設立された法人を含む。）に対し、食料の安定供給の確保又は農業の持続的かつ健全な発展に資する長期かつ低利の資金であつて承認計画に従つて経営改善措置又は事業提携を行うのに必要なもののうち、新商品若しくは新技術の研究開発若しくは利用（これらのために施設を改良し造成し若しくは取得し若しくは特別に費用を支出して行うもの又はこれらの利用に関する権利を取得するものに限る。）に必要なもの又は事業の転換、事業の合理化若しくは事業提携を行うのに必要な製造若しくは加工のための施設の改良、造成若しくは取得に必要なものであつて、他の金融機関が融通することを困難とするもの（中小企業者（同法第二条第三号に規定する中小企業者をいう。）に對するものであつてその償還期限が十年を超えるものに限る。）の貸付けの業務を行うことができる。</p> <p>2 前項に規定する資金の貸付けの利率、償還期限及び据置期間については、政令で定める範囲内で、株式会社日本政策金融公庫が定める。</p> <p>3 第一項の規定により株式会社日本政策金融公庫が行う同項に規定する資金の貸付けについての株式会社日本政策金融公庫法第十一条第一項第六号、第十二条第一項、第三十一条第二項第一号口、第四十一条第一号</p>	<p>（農林漁業金融公庫からの資金の貸付け）</p> <p>第五条 農林漁業金融公庫は、農林漁業金融公庫法（昭和二十七年法律第三百五十五号）第十八条第一項及び第四項、第十八条の二第一項並びに第十八条の三第一項に規定する業務のほか、承認特定農産加工業者等（第三条第二項の承認に係る合併により設立した法人又は当該承認に係る出資に基づいて設立された法人を含む。）に対し、承認計画に従つて経営改善措置又は事業提携を行うのに必要な資金のうち、新商品若しくは新技術の研究開発若しくは利用（これらのために施設を改良し造成し若しくは取得し若しくは特別に費用を支出して行うもの又はこれらの利用に関する権利を取得するものに限る。）に必要な長期かつ低利の資金又は事業の転換、事業の合理化若しくは事業提携を行うのに必要な製造若しくは加工のための施設の改良、造成若しくは取得に必要な長期かつ低利の資金であつて、他の金融機関が融通することを困難とするものの貸付けの業務を行うことができる。</p> <p>2 前項に規定する資金の貸付けの利率、償還期限及び据置期間については、政令で定める範囲内で、農林漁業金融公庫が定める。</p> <p>3 第一項の規定により農林漁業金融公庫が行う同項に規定する資金の貸付けについての農林漁業金融公庫法第十二条の二第二項第一号、第二十九号、第三十条第一項及び第三十五条第三号の規定の適用については、</p>

、第五十二条、第五十八条、第五十九条第一項、第六十四条第一項第四号、第七十三条第二号及び別表第二第九号の規定の適用については、同法第十一条第一項第六号中「除く。」とあるのは「除く。」及び特定農産加工業経営改善臨時措置法第五条第一項に規定する業務」と、同法第十二条第一項中「同項第五号」とあるのは「特定農産加工業経営改善臨時措置法第五条第一項に規定する業務並びに前条第一項第五号」と、同法第三十一条第二項第一号口、第四十一条第二号及び第六十四条第一項第四号中「又は別表第二第二号に掲げる業務」とあるのは「別表第二第二号に掲げる業務又は特定農産加工業経営改善臨時措置法第五条第一項に規定する業務」と、「同項第五号」とあるのは「特定農産加工業経営改善臨時措置法第五条第一項に規定する業務並びに第十一条第一項第五号」と、同法第五十三条中「同項第五号」とあるのは「特定農産加工業経営改善臨時措置法第五条第一項に規定する業務並びに第十一条第一項第五号」と、同法第五十八条及び第五十九条第一項中「この法律」とあるのは「この法律、特定農産加工業経営改善臨時措置法」と、同法第七十三条第三号中「第十一条」とあるのは「第十一条及び特定農産加工業経営改善臨時措置法第五条第一項」と、同法別表第二第九号中「又は別表第一第一号から第十四号までの下欄に掲げる資金の貸付けの業務」とあるのは「別表第一第一号から第十四号までの下欄に掲げる資金の貸付けの業務又は特定農産加工業経営改善臨時措置法第五条第一項に規定する業務」とする。

同法第十二条の二第二項第一号中「又はこの法律」とあるのは「若しくは特定農産加工業経営改善臨時措置法又はこれらの法律」と、同法第二十九条及び第三十条第一項中「この法律」とあるのは「この法律又は特定農産加工業経営改善臨時措置法」と、同法第三十五条第三号中「第十八条の三まで」とあるのは「第十八条の三まで及び特定農産加工業経営改善臨時措置法第五条第一項」とする。

改正案	現行
<p>（定義）</p> <p>第二条（略）</p> <p>2（略）</p> <p>3 この法律において「卸売市場機能高度化事業」とは、次に掲げる事業で、食品に係る流通機構の合理化と流通機能の高度化に特に資するものをいう。</p> <p>一 卸売市場（株式会社日本政策金融公庫法（平成十九年法律第号）別表第一第九号の欄に規定する付設集団売場を含む。以下同じ。）を開設する者又は卸売市場において卸売の業務若しくはこれと密接な関連を有する業務を行う者で政令で定めるもの（以下「卸売市場開設者等」という。）が、次に掲げる措置のすべて又は相当部分を実施することにより卸売市場の機能の高度化を図る事業</p> <p>イ 二（略）</p> <p>二（略）</p> <p>4～6（略）</p> <p>（株式会社日本政策金融公庫からの資金の貸付け）</p> <p>第六条 株式会社日本政策金融公庫は、株式会社日本政策金融公庫法第十条に規定する業務のほか、次の各号に掲げる者に対し、食料の安定供</p>	<p>（定義）</p> <p>第二条（略）</p> <p>2（略）</p> <p>3 この法律において「卸売市場機能高度化事業」とは、次に掲げる事業で、食品に係る流通機構の合理化と流通機能の高度化に特に資するものをいう。</p> <p>一 卸売市場（農林漁業金融公庫法（昭和二十七年法律第三百五十五号）第十八条の二第一項第一号に規定する付設集団売場を含む。以下同じ。）を開設する者又は卸売市場において卸売の業務若しくはこれと密接な関連を有する業務を行う者で政令で定めるもの（以下「卸売市場開設者等」という。）が、次に掲げる措置のすべて又は相当部分を実施することにより卸売市場の機能の高度化を図る事業</p> <p>イ 二（略）</p> <p>二（略）</p> <p>4～6（略）</p> <p>（農林漁業金融公庫からの資金の貸付け）</p> <p>第六条 農林漁業金融公庫は、農林漁業金融公庫法第十八条第一項及び第四項、第十八条の二第一項並びに第十八条の三第一項に規定する業務の</p>

給の確保又は農林漁業の持続的かつ健全な発展に資する長期かつ低利の資金であつてそれぞれ当該各号に掲げるもの（他の金融機関が融通することを困難とするものに限る。）のうち農林水産大臣及び財務大臣の指定するものの貸付けの業務を行うことができる。

一 第四条第一項の認定に係る認定計画に従つて食品生産製造等提携事業を実施する食品製造業者等、食品製造事業協同組合等、農林漁業者又は農業協同組合等 当該認定計画に従つて食品生産製造等提携事業を実施するために必要な資金（食品製造業者等に対して貸し付けられるものにあつては中小企業者（株式会社日本政策金融公庫法第二条第三号に規定する中小企業者をいう。次号において同じ。）に対するものであつてその償還期限が十年を超えるもの）に限り、食品製造事業協同組合等に対して貸し付けられるものにあつてはその償還期限が十年を超えるもの）に限り、農林漁業者又は農業協同組合等に対して貸し付けられるものにあつては資本市場からの調達が困難なものに限る。）

二 第四条第二項の認定に係る認定計画に従つて卸売市場機能高度化事業を実施する卸売市場開設者等であつて地方公共団体以外のもの 当該認定計画に従つて卸売市場機能高度化事業を実施するために必要な資金（中小企業者に対するものであつてその償還期限が十年を超えるものに限る。）

2 前項に規定する資金の貸付けの利率、償還期限及び据置期間については、政令で定める範囲内で、株式会社日本政策金融公庫が定める。

3 第一項の規定により株式会社日本政策金融公庫が行う同項に規定する資金の貸付けについての株式会社日本政策金融公庫法第十一条第一項第六号、第十二条第一項、第三十一条第二項第一号口、第四十一条第一号

ほか、次の各号に掲げる者に対し、それぞれ当該各号に掲げる資金であつて他の金融機関が融通することを困難とするもののうち農林水産大臣及び財務大臣の指定するものの貸付けの業務を行うことができる。

一 第四条第一項の認定に係る認定計画に従つて食品生産製造等提携事業を実施する食品製造業者等、食品製造事業協同組合等、農林漁業者又は農業協同組合等 当該認定計画に従つて食品生産製造等提携事業を実施するために必要な長期かつ低利の資金

二 第四条第二項の認定に係る認定計画に従つて卸売市場機能高度化事業を実施する卸売市場開設者等であつて地方公共団体以外のもの 当該認定計画に従つて卸売市場機能高度化事業を実施するために必要な長期かつ低利の資金

2 前項に規定する資金の貸付けの利率、償還期限及び据置期間については、政令で定める範囲内で、農林漁業金融公庫が定める。

3 第一項の規定により農林漁業金融公庫が行う同項に規定する資金の貸付けについての農林漁業金融公庫法第十二条の二第二項第一号、第二十九号、第三十条第一項及び第三十五条第三号の規定の適用については、

、第五十二条、第五十八条、第五十九条第一項、第六十四条第一項第四号、第七十三条第三号及び別表第二第九号の規定の適用については、同法第十一条第一項第六号中「除く。」とあるのは「除く。」及び食品流通構造改善促進法第六条第一項に規定する業務」と、同法第十二条第一項中「同項第五号」とあるのは「食品流通構造改善促進法第六条第一項に規定する業務並びに前条第一項第五号」と、同法第三十一条第一項第一号口、第四十一条第二号及び第六十四条第一項第四号中「又は別表第二二号に掲げる業務」とあるのは「別表第二二号に掲げる業務又は食品流通構造改善促進法第六条第一項に規定する業務」と、「同項第五号」とあるのは「食品流通構造改善促進法第六条第一項に規定する業務並びに第十一条第一項第五号」と、同法第五十二条中「同項第五号」とあるのは「食品流通構造改善促進法第六条第一項に規定する業務並びに第十一条第一項第五号」と、同法第五十八条及び第五十九条第一項中「この法律」とあるのは「この法律、食品流通構造改善促進法」と、同法第七十三条第三号中「第十一条」とあるのは「第十一条及び食品流通構造改善促進法第六条第一項」と、同法別表第二第九号中「又は別表第一一号から第十四号までの下欄に掲げる資金の貸付けの業務」とあるのは「別表第一一号から第十四号までの下欄に掲げる資金の貸付けの業務又は食品流通構造改善促進法第六条第一項に規定する業務」とする。

同法第十二条の二第二項第一号中「又はこの法律」とあるのは「若しくは食品流通構造改善促進法又はこれらの法律」と、同法第二十九条及び第三十条第一項中「この法律」とあるのは「この法律又は食品流通構造改善促進法」と、同法第三十五条第三号中「第十八条の三まで」とあるのは「第十八条の三まで及び食品流通構造改善促進法第六条第一項」とする。

改 正 案	現 行
<p>（株式会社日本政策金融公庫からの資金の貸付け）</p> <p>第十五条 株式会社日本政策金融公庫は、株式会社日本政策金融公庫法（平成十九年法律第 号）第十一条に規定する業務のほか、前条第一項の認定を受けた者に対し、畜産業の持続的かつ健全な発展に資する長期かつ低利の資金であつて当該認定に係る診療施設整備計画に従つて診療施設の整備を実施するために必要なもの（他の金融機関が融通することを困難とするものであつて、資本市場からの調達が困難なものに限る。）のうち農林水産大臣及び財務大臣の指定するものの貸付けの業務を行うことができる。</p> <p>2 前項に規定する資金の貸付けの利率、償還期限及び据置期間については、政令で定める範囲内で、株式会社日本政策金融公庫が定める。</p> <p>3 第一項の規定により株式会社日本政策金融公庫が行う同項に規定する資金の貸付けについての株式会社日本政策金融公庫法第十一条第一項第六号、第十二条第一項、第三十一条第二項第一号口、第四十一条第一号、第五十三条、第五十八条、第五十九条第一項、第六十四条第一項第四号、第七十三条第三号及び別表第二第九号の規定の適用については、同法第十一条第一項第六号中「除く。」とあるのは「除く。」及び獣医療法第十五条第一項に規定する業務」と、同法第十二条第一項中「同項第五号」とあるのは「獣医療法第十五条第一項に規定する業務並びに前</p>	<p>（農林漁業金融公庫からの資金の貸付け）</p> <p>第十五条 農林漁業金融公庫は、農林漁業金融公庫法（昭和二十七年法律第三百五十五号）第十八条第一項及び第四項、第十八条の二第一項並びに第十八条の三第一項に規定する業務のほか、前条第一項の認定を受けた者に対し、当該認定に係る診療施設整備計画に従つて診療施設の整備を実施するために必要な長期かつ低利の資金であつて他の金融機関が融通することを困難とするもののうち農林水産大臣及び財務大臣の指定するものの貸付けの業務を行うことができる。</p> <p>2 前項に規定する資金の貸付けの利率、償還期限及び据置期間については、政令で定める範囲内で、農林漁業金融公庫が定める。</p> <p>3 第一項の規定により農林漁業金融公庫が行う同項に規定する資金の貸付けについての農林漁業金融公庫法第十二条の二第二項第一号、第二十九号、第三十条第一項及び第三十五条第三号の規定の適用については、同法第十二条の二第二項第一号中「又はこの法律」とあるのは「若しくは獣医療法又はこれらの法律」と、同法第二十九条及び第三十条第一項中「この法律」とあるのは「この法律又は獣医療法」と、同法第三十五条第三号中「第十八条の三まで」とあるのは「第十八条の三まで及び獣医療法第十五条第一項」とする。</p>

条第一項第五号」と、同法第三十一条第二項第一号口、第四十一条第二号及び第六十四条第一項第四号中「又は別表第二二号に掲げる業務」とあるのは、「別表第二二号に掲げる業務又は獣医療法第十五条第一項に規定する業務」と、「同項第五号」とあるのは「獣医療法第十五条第一項に規定する業務並びに第十一条第一項第五号」と、同法第五十二条中「同項第五号」とあるのは「獣医療法第十五条第一項に規定する業務並びに第十一条第一項第五号」と、同法第五十八条及び第五十九条第一項中「この法律」とあるのは「この法律、獣医療法」と、同法第七十三条第三号中「第十一条」とあるのは「第十一条及び獣医療法第十五条第一項」と、同法別表第二第九号中「又は別表第一一号から第十四号までの下欄に掲げる資金の貸付けの業務」とあるのは「別表第一一号から第十四号までの下欄に掲げる資金の貸付けの業務又は獣医療法第十五条第一項に規定する業務」とする。

青年等の就農促進のための資金の貸付け等に関する特別措置法（平成七年法律第二号）（第三十五条関係）

（傍線の部分は改正部分）

改 正 案	現 行
<p>（株式会社日本政策金融公庫からの資金の貸付けの特例）</p> <p>第二十二條 株式会社日本政策金融公庫法（平成十九年法律第 号）</p> <p>別表第一第八号の下欄の口に掲げる資金であつて、認定就農者が認定就農計画に従つて就農するのに必要なものの据置期間は、同法第十二条第四項の規定にかかわらず、五年を超えない範囲内で、株式会社日本政策金融公庫が定める期間とする。</p>	<p>（農林漁業金融公庫からの資金の貸付けの特例）</p> <p>第二十二條 農林漁業金融公庫法（昭和二十七年法律第三百五十五号）第十八条第一項第一号の二に掲げる資金であつて、認定就農者が認定就農計画に従つて就農するのに必要なものの据置期間は、同条第三項の規定にかかわらず、五年を超えない範囲内で、農林漁業金融公庫が定める期間とする。</p>

破綻金融機関等の融資先である中堅事業者に係る信用保険の特例に関する臨時措置法（平成十年法律第百五十一号）（第三十六条関係）

（傍線の部分は改正部分）

改正案	現行
<p>（破綻金融機関等関連特別保険）</p> <p>第三条 当分の間、株式会社日本政策金融公庫（以下「公庫」という。）は、事業年度の半期ごとに、信用保証協会を相手方として、当該信用保証協会が特定会社の銀行その他の政令で定める金融機関（以下単に「金融機関」という。）からの借入れ（手形の割引又は給付（銀行法（昭和五十六年法律第五十九号）第二条第四項の契約に基づく給付をいう。以下同じ。）を受けることを含む。）による債務の保証（保証契約で定める期間内に生じる債務について、当該特定会社が履行しない場合に、利息及び費用その他の損害の賠償として履行する額を除いた額が保証契約で定める額（以下「限度額」という。）に達するまで、その履行をする責めに任ずる保証（以下「特殊保証」という。）を含む。）をすることにより、特定会社一社についての保険価額の合計額が五億円を超えることができない保険（以下「破綻金融機関等関連特別保険」という。）について、借入金の額のうち保証をした額（手形の割引の場合は手形金額のうち保証をした額、給付の場合は当該給付に係る契約に基づいて給付後において払い込むべき掛金の額のうち保証をした額、特殊保証の場合は限度額。第三項並びに次条第一項及び第二項において同じ。）の総額が一定の金額に達するまで、その保証につき、公庫と当該信用保証協会との間に保険関係が成立する旨を定める契約を締結することができる。</p>	<p>（破綻金融機関等関連特別保険）</p> <p>第三条 当分の間、中小企業金融公庫（以下「公庫」という。）は、事業年度の半期ごとに、信用保証協会を相手方として、当該信用保証協会が特定会社の銀行その他の政令で定める金融機関（以下単に「金融機関」という。）からの借入れ（手形の割引又は給付（銀行法（昭和五十六年法律第五十九号）第二条第四項の契約に基づく給付をいう。以下同じ。）を受けることを含む。）による債務の保証（保証契約で定める期間内に生じる債務について、当該特定会社が履行しない場合に、利息及び費用その他の損害の賠償として履行する額を除いた額が保証契約で定める額（以下「限度額」という。）に達するまで、その履行をする責めに任ずる保証（以下「特殊保証」という。）を含む。）をすることにより、特定会社一社についての保険価額の合計額が五億円を超えることができない保険（以下「破綻金融機関等関連特別保険」という。）について、借入金の額のうち保証をした額（手形の割引の場合は手形金額のうち保証をした額、給付の場合は当該給付に係る契約に基づいて給付後において払い込むべき掛金の額のうち保証をした額、特殊保証の場合は限度額。第三項並びに次条第一項及び第二項において同じ。）の総額が一定の金額に達するまで、その保証につき、公庫と当該信用保証協会との間に保険関係が成立する旨を定める契約を締結することができる。</p>

2 / 4 (略)

(公庫の破綻金融機関等関連特別保険等の業務)

第七条 公庫は、株式会社日本政策金融公庫法(平成十九年法律第

号)第十一条に規定する業務のほか、この法律の目的を達成するため、その業務として破綻金融機関等関連特別保険及び破綻金融機関等関連特別無担保保険(以下「破綻金融機関等関連特別保険等」という。)を行う。

(株式会社日本政策金融公庫法の特例)

第八条 前条の規定により公庫が同条に規定する業務を行う場合には、株式会社日本政策金融公庫法第十二条第一項中「附帯する業務」とあるのは「附帯する業務並びに破綻金融機関等の融資先である中堅事業者に係る信用保険の特例に関する臨時措置法(平成十年法律第百五十一号。以下「中堅事業者信用保険特例法」という。)(第七条に規定する業務」と、同法第十四条第一項中「掲げる業務」とあるのは「掲げる業務並びに中堅事業者信用保険特例法第七条に規定する業務」と、同法第三十一条第三項中「掲げる業務」とあるのは「掲げる業務及び中堅事業者信用保険特例法第七条に規定する業務」と、同法第四十一条第五号及び第六十条第一項第五号中「附帯する業務」とあるのは附帯する業務並びに中堅事業者信用保険特例法第七条に規定する業務」と、同法第五十八条及び第五十九条第一項中「又は中小企業信用保険法」とあるのは「、中小企業信用保険法又は中堅事業者信用保険特例法」と、同法第七十三条第三号中「第十一条」とあるのは「第十一条及び中堅事業者信用保険特例

2 / 4 (略)

(公庫の破綻金融機関等関連特別保険等の業務)

第七条 公庫は、中小企業金融公庫法(昭和二十八年法律第百三十八号)

第十九条第一項及び第二項に規定する業務のほか、この法律の目的を達成するため、その業務として破綻金融機関等関連特別保険及び破綻金融機関等関連特別無担保保険(以下「破綻金融機関等関連特別保険等」という。)を行う。

(業務方法書)

第八条 公庫は、前条の規定による破綻金融機関等関連特別保険等の業務(以下「破綻金融機関等関連特別保険等業務」という。)(について、当該業務の開始の際、業務方法書を作成し、経済産業大臣及び財務大臣の認可を受けなければならない。これを変更しようとするときも、同様とする。

2 前項の業務方法書に記載すべき事項は、経済産業省令・財務省令で定める。

法第七条」とする。

(削る。)

(準備基金)

第九条 公庫は、破綻金融機関等関連特別保険等の事業に関して、破綻金融機関等関連特別保険等準備基金(以下「準備基金」という。)を設け、中小企業金融公庫法及び独立行政法人中小企業基盤整備機構法の一部を改正する法律(平成十六年法律第三十五号)附則第二条の規定による改正後の中小企業総合事業団法及び機械類信用保険法の廃止等に関する法律(平成十四年法律第四百十六号)附則第二条第十八項(第三号に係る部分に限る。)の規定により準備基金に充てるべきものとして政府から出資があつたものとされた金額及び次項の規定により政府から出資された金額をもつてこれに充てるものとする。

2 政府は、準備基金に充てるため必要があるときは、予算で定める金額の範囲内において、公庫に追加して出資することができる。

3 公庫は、前項の規定による政府の出資があつたときは、その出資額により資本金を増加するものとする。

(特別勘定等)

第十条 公庫は、破綻金融機関等関連特別保険等業務に係る経理については、その他の経理と区分し、特別の勘定を設けて整理しなければならない。

2 公庫は、前項に規定する特別の勘定において、毎事業年度の損益計算上利益を生じたときは、その利益の百分の五十に相当する額を積立金として積み立てなければならない。ただし、次項の規定による準備基金の

(削る。)

- 3 | 公庫は、第一項に規定する特別の勘定において、毎事業年度の損益計算上損失を生じたときは、前項に規定する積立金を取り崩して整理し、なお不足があるときは、その不足の額は、準備基金を減額して整理しなければならぬ。
- 4 | 第二項に規定する積立金は、前項の規定により損失をうめる場合を除いては、取り崩してはならない。
- 5 | 第二項の規定による準備基金への組入れ又は第三項の規定による準備基金の減額がなされたときは、公庫は、その組入れ又は減額に相当する額により資本金を増加し又は減少するものとする。
- 6 | 公庫は、第一項に規定する特別の勘定における毎事業年度の損益計算上の利益の額から第二項の規定により積立金として積み立てた額（同項ただし書の規定により準備基金に組み入れたときは、その組み入れた額と積立金として積み立てた額との合計額）を控除した残額を翌事業年度の五月三十一日までに国庫に納付しなければならない。
- 7 | 前項の規定による国庫納付金は、同項に規定する日の属する会計年度の前年度の政府の歳入とする。
- 8 | 第二項の利益の計算の方法並びに第六項の規定による国庫納付金の納付の手續及びその帰属する会計については、政令で定める。

(削る。)

(中小企業金融公庫法の特例)

第十一条 第七条の規定により公庫が同条に規定する業務を行う場合には、中小企業金融公庫法第二十二条第二項中「第十九条第二項に規定する業務」とあるのは「第十九条第二項に規定する業務及び破綻金融機関等の融資先である中堅事業者に係る信用保険の特例に関する臨時措置法(平成十年法律第五十一号)第七条に規定する業務」と、同法第三十条及び第三十一条第一項中「又は中小企業信用保険法」とあるのは、「中小企業信用保険法又は破綻金融機関等の融資先である中堅事業者に係る信用保険の特例に関する臨時措置法」と、同法第三十五条第一号中「この法律」とあるのは「この法律又は破綻金融機関等の融資先である中堅事業者に係る信用保険の特例に関する臨時措置法」と、同条第三号中「第十九条第一項及び第二項」とあるのは「第十九条第一項及び第二項並びに破綻金融機関等の融資先である中堅事業者に係る信用保険の特例に関する臨時措置法第七条」とする。

(中小企業信用保険法の準用)

第九条 中小企業信用保険法第五条から第十一条までの規定は、破綻金融機関等関連特別保険等の保険関係について準用する。この場合において、必要な技術的読替は、政令で定める。

(中小企業信用保険法の準用)

第十二条 中小企業信用保険法第五条から第十一条までの規定は、破綻金融機関等関連特別保険等の保険関係について準用する。この場合において、必要な技術的読替は、政令で定める。

家畜排せつ物の管理の適正化及び利用の促進に関する法律（平成十一年法律第百二十二号）（第三十七条関係）

（傍線の部分は改正部分）

改正案	現行
<p>（株式会社日本政策金融公庫からの資金の貸付け）</p> <p>第十一条 株式会社日本政策金融公庫は、株式会社日本政策金融公庫法（平成十九年法律第 号）第十一条に規定する業務のほか、第九条第一項の認定を受けた者に対し、畜産業の持続的かつ健全な発展に資する長期かつ低利の資金であつて認定処理高度化施設整備計画に従つて処理高度化施設の整備を実施するために必要なもの（他の金融機関が融通することを困難とするものであつて、資本市場からの調達が困難なものに限る。）の貸付けの業務を行うことができる。</p> <p>2 前項に規定する資金の貸付けの利率、償還期限及び据置期間については、政令で定める範囲内で、株式会社日本政策金融公庫が定める。</p> <p>3 第一項の規定により株式会社日本政策金融公庫が行う同項に規定する資金の貸付けについての株式会社日本政策金融公庫法第十一条第一項第六号、第十二条第一項、第三十一条第二項第一号口、第四十一条第一号、第五十三条、第五十八条、第五十九条第一項、第六十四条第一項第四号、第七十三条第三号及び別表第二第九号の規定の適用については、同法第十一条第一項第六号中「除く。」とあるのは「除く。」及び家畜排せつ物の管理の適正化及び利用の促進に関する法律（以下「家畜排せつ物法」という。）（第十一条第一項に規定する業務」と、同法第十二条第一項中「同項第五号」とあるのは「家畜排せつ物法第十一条第一項に</p>	<p>（農林漁業金融公庫からの資金の貸付け）</p> <p>第十一条 農林漁業金融公庫は、農林漁業金融公庫法（昭和二十七年法律第三百五十五号）第十八条第一項及び第四項、第十八条の二第一項並びに第十八条の三第一項に規定する業務のほか、第九条第一項の認定を受けた者に対し、認定処理高度化施設整備計画に従つて処理高度化施設の整備を実施するために必要な長期かつ低利の資金であつて他の金融機関が融通することを困難とするもの貸付けの業務を行うことができる。</p> <p>2 前項に規定する資金の貸付けの利率、償還期限及び据置期間については、政令で定める範囲内で、農林漁業金融公庫が定める。</p> <p>3 第一項の規定により農林漁業金融公庫が行う同項に規定する資金の貸付けについての農林漁業金融公庫法第十二条の二第二項第一号、第二十九号、第三十条第一項及び第三十五条第三号の規定の適用については、同法第十二条の二第二項第一号中「又はこの法律」とあるのは「若しくは家畜排せつ物の管理の適正化及び利用の促進に関する法律又はこれらの法律」と、同法第二十九条及び第三十条第一項中「この法律」とあるのは「この法律又は家畜排せつ物の管理の適正化及び利用の促進に関する法律」と、同法第三十五条第三号中「第十八条の三まで」とあるのは「第十八条の三まで及び家畜排せつ物の管理の適正化及び利用の促進に</p>

規定する業務並びに前条第一項第五号」と、同法第三十一条第二項第一号口、第四十一条第二号及び第六十四条第一項第四号中「又は別表第二二号に掲げる業務」とあるのは、「別表第二二号に掲げる業務又は家畜排せつ物法第十一条第一項に規定する業務」と、「同項第五号」とあるのは「家畜排せつ物法第十一条第一項に規定する業務並びに第十一条第一項第五号」と、同法第五十三条中「同項第五号」とあるのは「家畜排せつ物法第十一条第一項に規定する業務並びに第十一条第五号」と、同法第五十八条及び第五十九条第一項中「この法律」とあるのは「この法律、家畜排せつ物法」と、同法第七十三条第三号中「第十一条」とあるのは「第十一条及び家畜排せつ物法第十一条第一項」と、同法別表第二第九号中「又は別表第一一号から第十四号までの下欄に掲げる資金の貸付けの業務」とあるのは、「別表第一一号から第十四号までの下欄に掲げる資金の貸付けの業務又は家畜排せつ物法第十一条第一項に規定する業務」とする。

関する法律第十一条第一項」とする。

改 正 案	現 行
<p>（株式会社日本政策金融公庫等からの資金の貸付け）</p> <p>第二十六条 株式会社日本政策金融公庫又は沖縄振興開発金融公庫は、過疎地域において農業（畜産業を含む。）、林業若しくは漁業を営む者又はこれらの者の組織する法人に対し、その者又はその法人が農林水産省令で定めるところにより作成した農林漁業の経営改善又は振興のための計画であつて農林水産省令で定める基準に適合する旨の都道府県の認定を受けたものを実施するために必要な資金の貸付けを行うものとする。</p>	<p>（農林漁業金融公庫等からの資金の貸付け）</p> <p>第二十六条 農林漁業金融公庫又は沖縄振興開発金融公庫は、過疎地域において農業（畜産業を含む。）、林業若しくは漁業を営む者又はこれらの者の組織する法人に対し、その者又はその法人が農林水産省令で定めるところにより作成した農林漁業の経営改善又は振興のための計画であつて農林水産省令で定める基準に適合する旨の都道府県の認定を受けたものを実施するために必要な資金の貸付けを行うものとする。</p>

独立行政法人等の保有する情報の公開に関する法律（平成十三年法律第四百十号）（第二十九条関係）

（傍線の部分は改正部分）

改正案		現行	
別表第一（第二条関係）			
名称	根拠法	名称	根拠法
沖縄振興開発金融公庫	沖縄振興開発金融公庫法（昭和四十七年法律第三十一号）	沖縄振興開発金融公庫	沖縄振興開発金融公庫法（昭和四十七年法律第三十一号）
株式会社日本政策金融公庫	株式会社日本政策金融公庫法（平成十九年法律第 号）		
（略）	（略）	（略）	（略）
（削る。）	（削る。）	国際協力銀行	国際協力銀行法（平成十一年法律第三十五号）
（削る。）	（削る。）	国民生活金融公庫	国民生活金融公庫法（昭和二十四年法律第四十九号）
（略）	（略）	（略）	（略）
（削る。）	（削る。）	中小企業金融公庫	中小企業金融公庫法（昭和二十八年法律第三百三十八号）
（略）	（略）	（略）	（略）
（削る。）	（削る。）	農林漁業金融公庫	農林漁業金融公庫法（昭和二十七年法律第三百五十五号）
（略）	（略）	（略）	（略）

農業法人に対する投資の円滑化に関する特別措置法（平成十四年法律第五十二号）（第四十条関係）

（傍線の部分は改正部分）

改正案	現行
<p>（株式会社日本政策金融公庫法の特例）</p> <p>第八条 株式会社日本政策金融公庫は、株式会社日本政策金融公庫法（平成十九年法律第 号）第十一条に規定する業務のほか、農業法人に対する民間の投資を補完するため、承認会社が承認事業計画に従って農業法人投資育成事業を営むのに必要な資金の出資の業務を行うことができる。</p> <p>2 （略）</p> <p>3 第一項の規定により株式会社日本政策金融公庫が行う同項に規定する資金の出資についての株式会社日本政策金融公庫法第十一条第六号、第十二条第一項、第三十一条第二項第一号口、第四十一条第二号、第五十八条、第五十九条第一項、第六十四条第一項第四号及び第七十三条第三号の規定の適用については、同法第十一条第六号中「除く。」とあるのは「除く。」及び農業法人に対する投資の円滑化に関する特別措置法（以下「特別措置法」という。）第八条第一項に規定する業務」と、同法第十二条第一項中「同項第五号」とあるのは「特別措置法第八条第一項に規定する業務並びに前条第一項第五号」と、同法第三十一条第二項第一号口、第四十一条第二号及び第六十四条第一項第四号中「同項第五号」とあるのは「特別措置法第八条第一項に規定する業務並びに第十一条第一項第五号」と、同法第五十八条及び第五十九条第一</p>	<p>（農林漁業金融公庫法の特例）</p> <p>第八条 農林漁業金融公庫は、農林漁業金融公庫法（昭和二十七年法律第三百五十五号）第十八条第一項及び第四項、第十八条の二第一項並びに第十八条の三第一項に規定する業務のほか、農業法人に対する民間の投資を補完するため、承認会社が承認事業計画に従って農業法人投資育成事業を営むのに必要な資金の出資の業務を行うことができる。</p> <p>2 （略）</p> <p>3 第一項の規定により農林漁業金融公庫が行う同項に規定する資金の出資についての農林漁業金融公庫法第十二条の二第二項第一号、第二十九条、第三十条第一項及び第三十五条第三号の規定の適用については、同法第十二条の二第二項第一号中「又はこの法律」とあるのは「若しくは農業法人に対する投資の円滑化に関する特別措置法又はこれらの法律」と、同法第二十九条及び第三十条第一項中「この法律」とあるのは「この法律又は農業法人に対する投資の円滑化に関する特別措置法」と、同法第三十五条第三号中「第十八条の三まで」とあるのは「第十八条の三まで及び農業法人に対する投資の円滑化に関する特別措置法第八条第一項」とする。</p>

項中「この法律」とあるのは「この法律、特別措置法」と、同法第七十三  
条第三号中「第十一条」とあるのは「第十一条及び特別措置法第八条  
第一項」とする。

入札談合等関与行為の排除及び防止並びに職員による入札等の公正を害すべき行為の処罰に関する法律（平成十四年法律第百一号）（第四十一条関係）  
（傍線の部分は改正部分）

改正案	現行
<p>（職員に対する損害賠償の請求等） 第四条（略） 2～5（略）</p> <p>6 入札談合等関与行為を行った職員が予算執行職員等の責任に関する法律（昭和二十五年法律第七十二号）第三条第二項（同法第九条第二項）において準用する場合を含む。）の規定により弁償の責めに任ずべき場合については、各省各庁の長又は公庫の長（同条第一項に規定する公庫の長をいう。）は、第二項、第三項（第二項の調査に係る部分に限る。）及び第四項（第二項の調査の結果の公表に係る部分に限る。）及び前項の規定にかかわらず、速やかに、同法に定めるところにより、必要な措置をとらなければならない。この場合においては、同法第四条第四項（同法第九条第二項において準用する場合を含む。）中「遅滞なく」とあるのは、「速やかに、当該予算執行職員の入札談合等関与行為（入札談合等関与行為の排除及び防止並びに職員による入札等の公正を害すべき行為の処罰に関する法律（平成十四年法律第百一号）第二条第五項に規定する入札談合等関与行為をいう。）に係る同法第四条第一項の調査の結果を添えて」とする。</p> <p>7（略）</p>	<p>（職員に対する損害賠償の請求等） 第四条（略） 2～5（略）</p> <p>6 入札談合等関与行為を行った職員が予算執行職員等の責任に関する法律（昭和二十五年法律第七十二号）第三条第二項（同法第九条第二項）において準用する場合を含む。）の規定により弁償の責めに任ずべき場合については、各省各庁の長又は公庫等の長（同条第一項に規定する公庫等の長をいう。）は、第二項、第三項（第二項の調査に係る部分に限る。）及び第四項（第二項の調査の結果の公表に係る部分に限る。）及び前項の規定にかかわらず、速やかに、同法に定めるところにより、必要な措置をとらなければならない。この場合においては、同法第四条第四項（同法第九条第二項において準用する場合を含む。）中「遅滞なく」とあるのは、「速やかに、当該予算執行職員の入札談合等関与行為（入札談合等関与行為の排除及び防止並びに職員による入札等の公正を害すべき行為の処罰に関する法律（平成十四年法律第百一号）第二条第五項に規定する入札談合等関与行為をいう。）に係る同法第四条第一項の調査の結果を添えて」とする。</p> <p>7（略）</p>

改 正 案	現 行
<p>（政府保証） 第三十四条（略） 2・3（略） （削る。）</p>	<p>（政府保証） 第三十四条（略） 2・3（略） 4 国際協力銀行法（平成十一年法律第三十五号）第四十五条第一項に規定する銀行債券のうち外国を発行地とする本邦通貨をもって表示するものに係る債務について予算をもつて定める金額が、同法第四十七条第二項の規定により外資受入法第二条第二項に規定する予算をもつて定める金額と合算して定められる場合には、当該銀行債券に係る債務を政府が外資受入法第二条第二項の規定により保証契約をすることができる債務に係る債務とみなして、第一項及び第二項の規定を適用する。</p>

改正案	現行
<p>（株式会社日本政策金融公庫が行う恩給担保金融に関する法律の準用）</p> <p>第二十八条 株式会社日本政策金融公庫が行う恩給担保金融に関する法律（昭和二十九年法律第九十一号）第三条から第九条までの規定は、第十二条第一項第十二号及び第十三号に掲げる業務を行う場合について準用する。</p> <p>附則</p> <p>（業務の特例）</p> <p>第五条の二（略）</p> <p>2（略）</p> <p>3 機構は、別に法律で定める日までの間、第十二条第一項及び前二項に規定する業務のほか、厚生労働大臣の認可を受けて、株式会社日本政策金融公庫又は沖縄振興開発金融公庫から株式会社日本政策金融公庫法（平成十九年法律第 号）第十一条第一項第一号の規定による同法別表第一第二号の下欄に掲げる資金の貸付け又は沖縄振興開発金融公庫法（昭和四十七年法律第三十一号）第十九条第一項第二号の規定による小口の教育資金の貸付けを受けようとする厚生年金保険又は国民年金の被保険者（国民年金法第五条第一項第二号から第四号までに掲げる法律の</p>	<p>（国民生活金融公庫が行う恩給担保金融に関する法律の準用）</p> <p>第二十八条 国民生活金融公庫が行う恩給担保金融に関する法律（昭和二十九年法律第九十一号）第三条から第九条までの規定は、第十二条第一項第十二号及び第十三号に掲げる業務を行う場合について準用する。</p> <p>附則</p> <p>（業務の特例）</p> <p>第五条の二（略）</p> <p>2（略）</p> <p>3 機構は、別に法律で定める日までの間、第十二条第一項及び前二項に規定する業務のほか、厚生労働大臣の認可を受けて、国民生活金融公庫又は沖縄振興開発金融公庫から国民生活金融公庫法（昭和二十四年法律第四十九号）第十八条第二号又は沖縄振興開発金融公庫法（昭和四十七年法律第三十一号）第十九条第一項第二号の規定による小口の教育資金の貸付けを受けようとする厚生年金保険又は国民年金の被保険者（国民年金法第五条第一項第二号から第四号までに掲げる法律の規定による組合員又は加入者を除く。次項において同じ。）で厚生労働省令で定める</p>

規定による組合員又は加入者を除く。次項において同じ。）で厚生労働省令で定める要件を満たしているものに対して、その貸付けを受けることについて株式会社日本政策金融公庫又は沖縄振興開発金融公庫へのあつせんを行うことをその業務とすることができる。

4 機構は、株式会社日本政策金融公庫法附則第三十八条第一項又は年金積立金管理運用独立行政法人法附則第二十六条の規定による改正後の沖縄振興開発金融公庫法附則第七条第一項の規定により株式会社日本政策金融公庫又は沖縄振興開発金融公庫の業務の委託を受けたときは、厚生年金保険又は国民年金の被保険者の福祉の増進に必要な業務を行う法人で政令で定めるものに対し、その委託を受けた業務の一部を委託することができる。第十四条第三項の規定は、この場合について準用する。

5  
5  
16 (略)

要件を満たしているものに対して、その貸付けを受けることについて国民生活金融公庫又は沖縄振興開発金融公庫へのあつせんを行うことをその業務とすることができる。

4 機構は、年金積立金管理運用独立行政法人法附則第二十一条の規定による改正後の国民生活金融公庫法附則第十九項又は年金積立金管理運用独立行政法人法附則第二十六条の規定による改正後の沖縄振興開発金融公庫法附則第七条第一項の規定により国民生活金融公庫又は沖縄振興開発金融公庫の業務の委託を受けたときは、厚生年金保険又は国民年金の被保険者の福祉の増進に必要な業務を行う法人で政令で定めるものに対し、その委託を受けた業務の一部を委託することができる。第十四条第三項の規定は、この場合について準用する。

5  
5  
16 (略)

独立行政法人等の保有する個人情報の保護に関する法律（平成十五年法律第五十九号）（第四十四条関係）

（傍線の部分は改正部分）

改正案		現行	
別表（第二条関係）			
名称	根拠法	名称	根拠法
沖縄振興開発金融公庫	沖縄振興開発金融公庫法（昭和四十七年法律第三十一号）	沖縄振興開発金融公庫	沖縄振興開発金融公庫法（昭和四十七年法律第三十一号）
株式会社日本政策金融公庫	株式会社日本政策金融公庫法（平成十九年法律第九号）		
（略）	（略）	（略）	（略）
（削る。）	（削る。）	国際協力銀行	国際協力銀行法（平成十一年法律第三十五号）
（略）	（略）	国民生活金融公庫	国民生活金融公庫法（昭和二十四年法律第四十九号）
（削る。）	（削る。）	中小企業金融公庫	中小企業金融公庫法（昭和二十八年法律第三百三十八号）
（略）	（略）	農林漁業金融公庫	農林漁業金融公庫法（昭和二十七年法律第三百五十五号）
（略）	（略）	（略）	（略）

株式等の取引に係る決済の合理化を図るための社債等の振替に関する法律等の一部を改正する法律（平成十六年法律第八十八号）（第四十五条関係）  
 （傍線の部分は改正部分）

改 正 案	現 行
<p>附 則</p> <p>第七十六条 削除</p> <p>（株式会社日本政策金融公庫法の一部改正）</p> <p>第三百三十四条の三 株式会社日本政策金融公庫法（平成十九年法律第              号）の一部を次のように改正する。</p> <p>第十一条第一項第一号及び別表第二の注(1)中「社債等の振替に関する法律」を「社債、株式等の振替に関する法律」に改める。</p>	<p>附 則</p> <p>（中小企業金融公庫法の一部改正）</p> <p>第七十六条 中小企業金融公庫法（昭和二十八年法律第三百三十八号）の一              部を次のように改正する。</p> <p>第十九条第一項第二号中「社債等の振替に関する法律」を「社債、株              式等の振替に関する法律」に改める。</p> <p>（新設）</p>

改正案	現行
<p>（当せん金付証券法等の適用関係）</p> <p>第二百二十四条 郵便貯金銀行についての次に掲げる法律の規定の適用については、これらの規定中「他の法律」とあるのは、「他の法律（郵政民営化法（平成十七年法律第九十七号）を除く。）」とする。</p> <p>一（略）</p> <p>（削る。）</p> <p>二 預金保険法第三十五条第二項</p> <p>三 沖縄振興開発金融公庫法（昭和四十七年法律第三十一号）第二十条第二項</p> <p>四 保険業法第二百七十五条第二項</p> <p>五 確定拠出年金法第八十八条第二項</p> <p>六 株式会社日本政策金融公庫法（平成十九年法律第 号）第十四条第二項（同法第五十四条第三項において準用する場合を含む。）</p> <p>2（略）</p>	<p>（当せん金付証券法等の適用関係）</p> <p>第二百二十四条 郵便貯金銀行についての次に掲げる法律の規定の適用については、これらの規定中「他の法律」とあるのは、「他の法律（郵政民営化法（平成十七年法律第九十七号）を除く。）」とする。</p> <p>一（略）</p> <p>二 国民生活金融公庫法（昭和二十四年法律第四十九号）第十八条の二第三項（同法附則第二十四項後段において準用する場合を含む。）</p> <p>三 預金保険法第三十五条第二項</p> <p>四 沖縄振興開発金融公庫法（昭和四十七年法律第三十一号）第二十条第二項</p> <p>五 保険業法第二百七十五条第二項</p> <p>六 確定拠出年金法第八十八条第二項</p> <p>2（略）</p>

改 正 案	現 行
<p>（業務の範囲） 第十三条（略）</p> <p>2 機構は、前項の業務のほか、第三条の目的を達成するため、次の業務を行うことができる。</p> <p>一 株式会社日本政策金融公庫の委託を受けて、株式会社日本政策金融公庫法（平成十九年法律第 号）附則第三十九条第一項に規定する貸付けの申込みの受理及び貸付金の交付に関する業務を行うこと。</p> <p>二・三（略）</p>	<p>（業務の範囲） 第十三条（略）</p> <p>2 機構は、前項の業務のほか、第三条の目的を達成するため、次の業務を行うことができる。</p> <p>一 国民生活金融公庫の委託を受けて、整備法附則第六十四条第一項に規定する貸付けの申込みの受理及び貸付金の交付に関する業務を行うこと。</p> <p>二・三（略）</p>

改正案		現行	
附則			
第五条（略）			
<p>2 前項の規定によりなおその効力を有するものとされる旧郵便貯金法の規定を適用する場合において、次の表の上欄に掲げる旧郵便貯金法の規定中同表の中欄に掲げる字句は、それぞれ同表の下欄に掲げる字句とす</p>			
項	第五十二条第一	項	第五十二条第一
	生計困難等のため（割増金品を付ける取扱いをする定額郵便貯金にあつては、天災その他非常の災害を受けた預金者の緊急な		生計困難等のため（割増金品を付ける取扱いをする定額郵便貯金にあつては、天災その他非常の災害を受けた預金者の緊急な
第七條第一項第六号	第二号	株式会社日本政策金融公庫法（平成十九年法律第 号）	生計困難等のため
	国民生活金融公庫法（昭和二十四年法律第四十九号）第十八条第二号	第十一條第一項第一号の規定による同法別表第一第二号の下欄に掲げる資金の貸付け	
	生計困難等のため（割増金品を付ける取扱いをする定額郵便貯金にあつては、天災その他非常の災害を受けた預金者の緊急な		生計困難等のため

		需要を充たすため)	
第六十二条の二	国民生活金融公庫又は 国民生活金融公庫法第十八条第一号	株式会社日本政策金融公庫又は 株式会社日本政策金融公庫法第十一条第一項第一号の規定による同法別表第一第二号の下欄に掲げる資金の貸付け	
3 (略)	(略)	(略)	
<p>(郵便振替法の廃止に伴う経過措置)</p> <p>第十二条 (略)</p> <p>2 前項の規定によりなおその効力を有するものとされる旧郵便振替法の規定を適用する場合において、次の表の上覧に掲げる旧郵便振替法の規定中同表の中欄に掲げる字句は、それぞれ同表の下欄に掲げる字句とする。</p>			
第五十条	払出証書の再交付又は払出の請求の取消	払出しの請求の取消	
第六十二条の二	国民生活金融公庫、独立行政法人住宅金融支援機構、農林漁業金融公庫、中小企業金融公庫	株式会社日本政策金融公庫、独立行政法人住宅金融支援機構	

		需要を充たすため)	
第五十条	払出証書の再交付又は払出の請求の取消	払出しの請求の取消	
3 (略)	(略)	(略)	
<p>(郵便振替法の廃止に伴う経過措置)</p> <p>第十二条 (略)</p> <p>2 前項の規定によりなおその効力を有するものとされる旧郵便振替法の規定を適用する場合において、次の表の上覧に掲げる旧郵便振替法の規定中同表の中欄に掲げる字句は、それぞれ同表の下欄に掲げる字句とする。</p>			

3 (略)

(無尽業法等の一部改正に伴う経過措置)

第五十八条 旧郵便貯金は、第七条、第八条、第二十条、第二十二條、第二十四条、第二十八条、第三十九条、第四十三條、第八十八條、第一百八条及び第一百十一条の規定による改正後の次に掲げる法律の規定の適用については、銀行への預金とみなす。

一〇四 (略)

五 削除

六〇二十二 (略)

第六十四条 削除

3 (略)

(無尽業法等の一部改正に伴う経過措置)

第五十八条 旧郵便貯金は、第七条、第八条、第二十条、第二十二條、第二十四条、第二十八条、第三十九条、第四十三條、第八十八條、第一百八条及び第一百十一条の規定による改正後の次に掲げる法律の規定の適用については、銀行への預金とみなす。

一〇四 (略)

五 国民生活金融公庫法第二十三條第一項第三号

六〇二十二 (略)

(国民生活金融公庫法の一部改正に伴う経過措置)

第六十四条 国民生活金融公庫(以下この条において「公庫」という。)は、第二十四条の規定による改正後の国民生活金融公庫法(以下この条において「新法」という。)第十八條の二第一項の規定による場合のほか、新法第十八條第二号に掲げる業務のうち、この法律の施行の際現に存する附則第五條第一項第六号に掲げる郵便貯金の預金者であつて旧郵便貯金法第六十三條の二(同項の規定によりなおその効力を有するものとされる場合を含む。)の規定により機構又は旧公社のあつせんを受ける者からの小口の教育資金の貸付けの申込みの受理及びその者に対する当該教育資金の貸付けに係る貸付金の交付に関する業務を機構に委託することができる。

2 前項の規定により公庫が機構に業務を委託する場合には、新法第十八條の二第二項、第二十八條第二項、第三十條及び第三十條の二の規定を

準用する。この場合において、新法第十八条の二第二項中「前項の規定により金融機関」とあるのは、「郵政民営化法等の施行に伴う関係法律の整備等に関する法律附則第六十四条第一項の規定により独立行政法人郵便貯金・簡易生命保険管理機構」と、「その金融機関」とあるのは「独立行政法人郵便貯金・簡易生命保険管理機構」と読み替えるものとする。

3 公庫は、第一項の規定により業務を委託した機構に対し、同項の貸付金の交付のために必要な資金を交付することができる。

4 第二項において準用する新法第三十条第一項の規定による報告をせず、若しくは虚偽の報告をし、又は同項の規定による検査を拒み、妨げ、若しくは忌避した場合には、その違反行為をした公庫の役員又は職員は、三十万円以下の罰金に処する。

5 第二項において準用する新法第二十八条第二項の規定による主務大臣の命令に違反したときは、その違反行為をした公庫の役員は、二十万円以下の過料に処する。

改正案	現行
<p>附則</p> <p>（国民生活金融公庫が行う恩給担保金融に関する法律の一部改正に伴う経過措置）</p> <p>第十七条 附則第二条第一項の規定によりなおその効力を有することとされる旧法第二条第一項の互助年金並びに附則第七条第一項の普通退職年金、附則第十一条第一項の公務傷病年金及び附則第十二条第一項の遺族扶助年金は、株式会社日本政策金融公庫が行う恩給担保金融に関する法律の規定（沖縄振興開発金融公庫法（昭和四十七年法律第三十一号）第十九条第五項において準用する場合を含む。）の適用については、株式会社日本政策金融公庫が行う恩給担保金融に関する法律第一条第一項に規定する恩給等とみなす。</p>	<p>附則</p> <p>（国民生活金融公庫が行う恩給担保金融に関する法律の一部改正に伴う経過措置）</p> <p>第十七条 附則第二条第一項の規定によりなおその効力を有することとされる旧法第二条第一項の互助年金並びに附則第七条第一項の普通退職年金、附則第十一条第一項の公務傷病年金及び附則第十二条第一項の遺族扶助年金は、国民生活金融公庫が行う恩給担保金融に関する法律の規定（沖縄振興開発金融公庫法（昭和四十七年法律第三十一号）第十九条第五項において準用する場合を含む。）の適用については、前条の規定による改正後の国民生活金融公庫が行う恩給担保金融に関する法律第二条第一項に規定する恩給等とみなす。</p>

一般社団法人及び一般財団法人に関する法律及び公益社団法人及び公益財団法人の認定等に関する法律の施行に伴う関係法律の整備等に関する法律（平成十八年法律第五十号）（第五十条関係）

（傍線の部分は改正部分）

改正案	現行
<p>第二百四十九条 削除</p> <p>（株式会社日本政策金融公庫法の一部改正）</p> <p>第二百六十条 株式会社日本政策金融公庫法（平成十九年法律第 号）の一部を次のように改正する。</p> <p>別表第二第九号中、「中間法人法（平成十三年法律第四十九号）第一条</p>	<p>（国民生活金融公庫法の一部改正）</p> <p>第二百四十九条 国民生活金融公庫法（昭和二十四年法律第四十九号）の一部を次のように改正する。</p> <p>第九条を次のように改める。</p> <p>（一般社団法人及び一般財団法人に関する法律の準用）</p> <p>第九条 一般社団法人及び一般財団法人に関する法律（平成十八年法律第四十八号）第四条及び第七十八条の規定は、公庫について準用する。</p> <p>第十五条を同条第二項とし、同条に第一項として次の一項を加える。</p> <p>総裁、副総裁又は理事の代表権に加えた制限は、善意の第三者に対抗することができない。</p> <p>第二十二條の三第四項中、「民法」の下に、「（明治二十九年法律第八十九号）」を加える。</p> <p>（国際協力銀行法の一部改正）</p> <p>第二百六十条 国際協力銀行法（平成十一年法律第三十五号）の一部を次のように改正する。</p> <p>第八条を次のように改める。</p>

第一号に規定する有限責任中間法人」を「一般社団法人」に改める。

第二百三十七条 削除

第二百六十八条 削除

(一般社団法人及び一般財団法人に関する法律の準用)

第八条 一般社団法人及び一般財団法人に関する法律(平成十八年法律第四十八号)第四条及び第七十八条の規定は、国際協力銀行について準用する。

第四十五条第十項中「民法」の下に「(明治二十九年法律第八十九号)」を加える。

(農林漁業金融公庫法の一部改正)

第二百三十七条 農林漁業金融公庫法(昭和二十七年法律第三百五十五号)の一部を次のように改正する。

第七条を次のように改める。

(一般社団法人及び一般財団法人に関する法律の準用)

第七条 一般社団法人及び一般財団法人に関する法律(平成十八年法律第四十八号)第四条(住所)及び第七十八条(代表者の行為についての損害賠償責任)の規定は、公庫について準用する。

第十四条を同条第二項とし、同条に第一項として次の一項を加える。

総裁、副総裁又は理事の代表権に加えた制限は、善意の第三者に対抗することができない。

第二十四条の二第四項中「民法」の下に「(明治二十九年法律第八十九号)」を加える。

(中小企業金融公庫法の一部改正)

第二百六十八条 中小企業金融公庫法(昭和二十八年法律第三百三十八号)の一部を次のように改正する。

第八条を次のように改める。

（一般社団法人及び一般財団法人に関する法律の準用）

第八条 一般社団法人及び一般財団法人に関する法律（平成十八年法律第四十八号）第四条（住所）及び第七十八条（代表者の行為）についての損害賠償責任の規定は、公庫について準用する。

第二十五条の二第四項中「民法」の下に「（明治二十九年法律第八十九号）」を加える。

改 正 案	現 行
<p>（定義）</p> <p>第二条（略）</p> <p>2 この法律において「国の行政機関等」とは、国の行政機関、独立行政法人（独立行政法人通則法（平成十一年法律第百三号）第二条第一項に規定する独立行政法人をいう。次項において同じ。）、国立大学法人（国立大学法人法（平成十五年法律第百十二号）第二条第一項に規定する国立大学法人をいう。次項において同じ。）、大学共同利用機関法人（同法第二条第三項に規定する大学共同利用機関法人をいう。次項において同じ。）及び特殊法人（法律により直接に設立された法人又は特別の法律により特別の設立行為をもって設立された法人であつて、総務省設置法（平成十一年法律第九十一号）第四条第十五号の規定の適用を受けるもの（株式会社であるものであつて、株式会社日本政策金融公庫以外</p> <p>3～9（略）</p>	<p>（定義）</p> <p>第二条（略）</p> <p>2 この法律において「国の行政機関等」とは、国の行政機関、独立行政法人（独立行政法人通則法（平成十一年法律第百三号）第二条第一項に規定する独立行政法人をいう。次項において同じ。）、国立大学法人（国立大学法人法（平成十五年法律第百十二号）第二条第一項に規定する国立大学法人をいう。次項において同じ。）、大学共同利用機関法人（同法第二条第三項に規定する大学共同利用機関法人をいう。次項において同じ。）及び特殊法人（法律により直接に設立された法人又は特別の法律により特別の設立行為をもって設立された法人であつて、総務省設置法（平成十一年法律第九十一号）第四条第十五号の規定の適用を受けるもの（株式会社であるものを除く。）をいう。次項において同じ。）をいう。</p> <p>3～9（略）</p>

独立行政法人国際協力機構法の一部を改正する法律（平成十八年法律第百号）（第五十二条関係）

（傍線の部分は改正部分）

改正案	現行
<p>独立行政法人国際協力機構法（平成十四年法律第百三十六号）の一部を次のように改正する。</p> <p>（中略）</p> <p>第五条第一項中「附則第二条第六項」の下に「及び独立行政法人国際協力機構法の一部を改正する法律（平成十八年法律第百号。以下「改正法」という。）附則第二条第七項」を、「金額」の下に「の合計額」を加え、同条第三項に後段として次のように加える。</p> <p>（中略）</p> <p>附則</p> <p>（施行期日）</p> <p>第一条 この法律は、平成二十年十月一日（以下「施行日」という。）から施行する。ただし、第十九条の改正規定及び同条を第四十三条とする改正規定並びに次条及び附則第八条の規定は公布の日から、附則第十四条の規定は一般社団法人及び一般財団法人に関する法律及び公益社団法人及び公益財団法人の認定等に関する法律の施行に伴う関係法律の整備等に関する法律（平成十八年法律第五十号）の施行の日又は施行日のいずれか遅い日から施行する。</p>	<p>独立行政法人国際協力機構法（平成十四年法律第百三十六号）の一部を次のように改正する。</p> <p>（中略）</p> <p>第五条第一項中「附則第二条第六項」の下に「及び独立行政法人国際協力機構法の一部を改正する法律（平成十八年法律第百号。以下「改正法」という。）附則第二条第五項」を、「金額」の下に「の合計額」を加え、同条第三項に後段として次のように加える。</p> <p>（中略）</p> <p>附則</p> <p>（施行期日）</p> <p>第一条 この法律は、別に法律で定める日（以下「施行日」という。）から施行する。ただし、第十九条の改正規定及び同条を第四十三条とする改正規定並びに次条及び附則第八条の規定は公布の日から、附則第十四条の規定は一般社団法人及び一般財団法人に関する法律及び公益社団法人及び公益財団法人の認定等に関する法律の施行に伴う関係法律の整備等に関する法律（平成十八年法律第五十号）の施行の日又は施行日のいずれか遅い日から施行する。</p>

(権利及び義務の承継)

第二条 (略)

2) 4 (略)

5) 国際協力銀行の平成二十年四月一日に始まる事業年度の決算並びに財産目録、貸借対照表及び損益計算書の作成等については、改正前国際協力銀行法第四十条第一項(監事の意見に係る部分に限る。)及び第四十条第三項(監事の意見に係る部分に限る。)に係る部分を除き、機構及び株式会社日本政策金融公庫が従前の例により行うものとする。この場合において、改正前国際協力銀行法第四十条第一項中「を四月から九月まで及び十月から翌年三月までの半期ごとに、」とあるのは「並びに」と、「これらの半期及び事業年度ごとに作成」とあるのは「作成」と、「当該半期経過後二月以内又は当該事業年度終了後三月以内に」とあるのは「平成二十年十二月三十一日までに」と、改正前国際協力銀行法第四十二条中「毎事業年度の決算を翌事業年度の五月三十一日」とあるのは「平成二十年四月一日に始まる事業年度に係る決算を平成二十年十一月三十日」と、改正前国際協力銀行法第四十三条第三項中「翌事業年度の十一月三十日」とあるのは「平成二十一年十一月三十日」とする。

6) 国際協力銀行の平成二十年四月一日に始まる事業年度の改正前国際協力銀行法第二十三条第二項に規定する海外経済協力業務に係る改正前国際協力銀行法第四十四条の規定による利益及び損失の処理並びに国庫への納付については、機構が従前の例により行うものとする。この場合において、同条第五項中「毎事業年度」とあるのは「平成二十年四月一日に始まる事業年度」と、「翌事業年度の五月三十一日」とあるのは「平

(権利及び義務の承継)

第二条 (略)

2) 4 (略)

(新設)

(新設)

成二十年十一月三十日」とする。

- 7| 第一項の規定により機構が国際協力銀行の権利及び義務を承継したときは、その承継の際、機構が承継する資産の価額（改正前国際協力銀行法第四十四条第二項の規定により積立金として積み立てられている金額があるときは当該金額を控除した金額とし、同条第三項の規定により繰越欠損金として整理されている金額があるときは当該金額を加算した金額とする。）から負債の金額を差し引いた額は、政府から機構に対し追加して出資されたものとする。
  - 8| 前項の資産の価額は、施行日現在における時価を基準として評価委員が評価した価額とする。
  - 9| 前項の評価委員その他評価に関して必要な事項は、政令で定める。
  - 10| 第一項の規定により機構が国際協力銀行の権利及び義務を承継したときは、その承継の際改正前国際協力銀行法第四十四条第二項の規定により積立金として積み立てられている金額又は同条第三項の規定により繰越欠損金として整理されている金額は、この法律による改正後の独立行政法人国際協力機構法（以下この条、次条及び附則第六条において「新法」という。）第十七条第二項第二号に規定する有償資金協力勘定において、それぞれ新法第三十一条第五項の準備金又は同条第六項の繰越欠損金として整理しなければならない。
  - 11| 国際協力銀行は、第一項の規定により機構が国際協力銀行の権利及び義務を承継したときは、その承継の際改正前国際協力銀行法第四十一条第一項第二号に掲げる業務に係る勘定に属する資本金の額により資本金を減少するものとする。
- 5| 第一項の規定により機構が国際協力銀行の権利及び義務を承継したときは、その承継の際、機構が承継する資産の価額（改正前国際協力銀行法第四十四条第二項の規定により積立金として積み立てられている金額があるときは当該金額を控除した金額とし、同条第三項の規定により繰越欠損金として整理されている金額があるときは当該金額を加算した金額とする。）から負債の金額を差し引いた額は、政府から機構に対し追加して出資されたものとする。
  - 6| 前項の資産の価額は、施行日現在における時価を基準として評価委員が評価した価額とする。
  - 7| 前項の評価委員その他評価に関して必要な事項は、政令で定める。
  - 8| 第一項の規定により機構が国際協力銀行の権利及び義務を承継したときは、その承継の際改正前国際協力銀行法第四十四条第二項の規定により積立金として積み立てられている金額又は同条第三項の規定により繰越欠損金として整理されている金額は、この法律による改正後の独立行政法人国際協力機構法（以下この条、次条及び附則第六条において「新法」という。）第十七条第二項第二号に規定する有償資金協力勘定において、それぞれ新法第三十一条第五項の準備金又は同条第六項の繰越欠損金として整理しなければならない。
  - 9| 国際協力銀行は、第一項の規定により機構が国際協力銀行の権利及び義務を承継したときは、その承継の際改正前国際協力銀行法第四十一条第一項第二号に掲げる業務に係る勘定に属する資本金の額により資本金を減少するものとする。

<p>第四条 附則第二条第一項の規定により機構が国際協力銀行の義務を承継したときは、当該承継の時に発行されているすべての改正前国際協力銀行法第四十五条第一項の国際協力銀行債券並びに同法附則第十五条の規定による廃止前の日本輸出入銀行法（昭和二十五年法律第二百六十八号）第三十九条の二第一項の外貨債券等及び旧基金法第二十九条の二第一項の海外経済協力基金債券に係る債務については、機構及び株式会社日本政策金融公庫が連帯して弁済の責めに任ずる。</p> <p>2 前項の国際協力銀行債券、外貨債券等又は海外経済協力基金債券の債権者は、機構又は株式会社日本政策金融公庫の財産について他の債権者に先立って自己の債権の弁済を受ける権利を有する。</p> <p>3 (略)</p>	<p>第四条 附則第二条第一項の規定により機構が国際協力銀行の義務を承継したときは、当該承継の時に発行されているすべての改正前国際協力銀行法第四十五条第一項の国際協力銀行債券並びに同法附則第十五条の規定による廃止前の日本輸出入銀行法（昭和二十五年法律第二百六十八号）第三十九条の二第一項の外貨債券等及び旧基金法第二十九条の二第一項の海外経済協力基金債券に係る債務については、機構及び国際協力銀行が連帯して弁済の責めに任ずる。</p> <p>2 前項の国際協力銀行債券、外貨債券等又は海外経済協力基金債券の債権者は、機構又は国際協力銀行の財産について他の債権者に先立って自己の債権の弁済を受ける権利を有する。</p> <p>3 (略)</p>
--	--

貸金業の規制等に関する法律等の一部を改正する法律（平成十八年法律第百十五号）（第五十三条関係）

（傍線の部分は改正部分）

改 正 案	現 行
<p>附 則</p> <p>（施行期日）</p> <p>第一条 この法律は、公布の日から起算して一年を超えない範囲内において政令で定める日（以下「施行日」という。）から施行する。ただし、次の各号に掲げる規定は、当該各号に定める日から施行する。</p> <p>一～三 （略）</p> <p>四 第四条、第五条、第七条及び第八条の規定並びに附則第十七条から第二十八条まで、第二十九条第三項、第三十五条、第四十六条、第四十七條、第五十一条から第五十三条まで及び第六十三条の二の規定 施行日から起算して二年六月を超えない範囲内において政令で定める日</p> <p>五・六 （略）</p> <p>第三十八条 削除</p> <p>（株式会社日本政策金融公庫法の一部改正）</p>	<p>附 則</p> <p>（施行期日）</p> <p>第一条 この法律は、公布の日から起算して一年を超えない範囲内において政令で定める日（以下「施行日」という。）から施行する。ただし、次の各号に掲げる規定は、当該各号に定める日から施行する。</p> <p>一～三 （略）</p> <p>四 第四条、第五条、第七条及び第八条の規定並びに附則第十七条から第二十八条まで、第二十九条第三項、第三十五条、第三十八条、第四十六條、第四十七條及び第五十一条から第五十三条までの規定 施行日から起算して二年六月を超えない範囲内において政令で定める日</p> <p>五・六 （略）</p> <p>第三十八条 中小企業金融公庫法の一部を次のように改正する。</p> <p>第三十二条の二第二号中「第十六条の二第一項」を「第十六条の二第二項」に改める。</p>

第六十三條の二 株式会社日本政策金融公庫法（平成十九年法律第

号）の一部を次のように改正する。

第六十三條第六項第二号中「第十六條の二第一項」を「第十六條の二

第三項」に改める。

（新設）

改 正 案	現 行
<p>目次</p> <p>（略）</p> <p>第四章 <u>株式会社日本政策金融公庫の業務の特例</u>（第十六条 第二十四 条）</p> <p>（略）</p> <p>（目的）</p> <p>第一条 この法律は、駐留軍等の再編を実現することが、我が国の平和及 び安全の維持に資するとともに、我が国全体として防衛施設の近隣住民 の負担を軽減する上で極めて重要であることにかんがみ、駐留軍等の再 編による住民の生活の安定に及ぼす影響の増加に配慮することが必要と 認められる防衛施設の周辺地域における住民の生活の利便性の向上及び 産業の振興並びに当該周辺地域を含む地域の一体的な発展に寄与するた めの特別の措置を講じ、併せて駐留軍の使用に供する施設及び区域が集 中する沖縄県の住民の負担を軽減するとの観点から特に重要な意義を有 する駐留軍のアメリカ合衆国への移転を促進するための株式会社日本政 策金融公庫の業務の特例及びこれに対する政府による財政上の措置の特 例等を定め、もって駐留軍等の再編の円滑な実施に資することを目的と する。</p>	<p>目次</p> <p>（略）</p> <p>第四章 <u>国際協力銀行の業務の特例</u>（第十六条 第二十四条）</p> <p>（略）</p> <p>（目的）</p> <p>第一条 この法律は、駐留軍等の再編を実現することが、我が国の平和及 び安全の維持に資するとともに、我が国全体として防衛施設の近隣住民 の負担を軽減する上で極めて重要であることにかんがみ、駐留軍等の再 編による住民の生活の安定に及ぼす影響の増加に配慮することが必要と 認められる防衛施設の周辺地域における住民の生活の利便性の向上及び 産業の振興並びに当該周辺地域を含む地域の一体的な発展に寄与するた めの特別の措置を講じ、併せて駐留軍の使用に供する施設及び区域が集 中する沖縄県の住民の負担を軽減するとの観点から特に重要な意義を有 する駐留軍のアメリカ合衆国への移転を促進するための国際協力銀行の 業務の特例及びこれに対する政府による財政上の措置の特例等を定め、 もって駐留軍等の再編の円滑な実施に資することを目的とする。</p>

#### 第四章 株式会社日本政策金融公庫の業務の特例

(株式会社日本政策金融公庫の業務の特例)

第十六条 株式会社日本政策金融公庫は、株式会社日本政策金融公庫法（平成十九年法律第 号）第一条及び第十一条の規定にかかわらず、第一条の目的を達成するため、次に掲げる業務（以下「駐留軍再編促進金融業務」という。）を行うことができる。

一～三（略）

四 第一号及び第二号の業務の利用者に対して、その業務に関連する情報の提供を行うこと。

五 前各号の業務に附帯する業務を行うこと。

(削る。)

(株式会社日本政策金融公庫による貸付け及び出資の制限)

第十七条 株式会社日本政策金融公庫は、前条第一号の資金の貸付けに係る業務であつて無利子のものについては、第二十一条第一項の規定による政府からの無利子の貸付けを受けた金額を超えて、これを行つてはならない。

2 株式会社日本政策金融公庫は、前条第二号の業務については、政府から駐留軍再編促進金融業務に係る資金に充てるべきものとして、株式会社日本政策金融公庫法第四条第一項の規定による出資があつた金額及び同法附則第四十二条第四号の規定による廃止前の国際協力銀行法（平成

#### 第四章 国際協力銀行の業務の特例

(国際協力銀行の業務の特例)

第十六条 国際協力銀行は、国際協力銀行法（平成十一年法律第三十五号）第一条及び第二十三条の規定にかかわらず、第一条の目的を達成するため、次に掲げる業務（以下「駐留軍再編促進金融業務」という。）を行うことができる。

一～三（略）

四 前三号の業務に附帯する業務を行うこと。

2 国際協力銀行法第二十五条第一項及び第二項の規定は、駐留軍再編促進金融業務については、適用しない。

(国際協力銀行による貸付け及び出資の制限)

第十七条 国際協力銀行は、前条第一項第一号の資金の貸付けに係る業務であつて無利子のものについては、第二十一条の規定による政府からの無利子の貸付けを受けた金額を超えて、これを行つてはならない。

2 国際協力銀行は、前条第二号の業務については、政府から駐留軍再編促進金融業務に係る資金に充てるべきものとして、国際協力銀行法第五条第二項の規定による出資があつた金額を超えて、これを行つてはならない。

十一年法律第三十五号) 第五条第二項の規定による出資があつた金額の合計額に相当する金額を超えて、これを行つてはならない。

(区分経理)

第十八条 株式会社日本政策金融公庫は、駐留軍再編促進金融業務に係る経理については、その他の業務に係る経理と区分し、特別の勘定(以下「駐留軍再編促進金融勘定」という。)を設けて整理しなければならない。

(削る。)

(区分経理)

第十八条 国際協力銀行は、駐留軍再編促進金融業務に係る経理については、その他の業務に係る経理と区分し、特別の勘定(以下「駐留軍再編促進金融勘定」という。)を設けて整理しなければならない。

(利益及び損失の処理並びに国庫納付金)

第十九条 国際協力銀行は、毎事業年度、駐留軍再編促進金融勘定の損益計算において利益を生じたときは、前事業年度から繰り越した損失をうめ、なお残余があるときは、当該残余の額を、積立金として、駐留軍再編促進金融勘定に係る資本金の額(第二十二条第一項の規定により読み替えて適用する国際協力銀行法第五条に規定する資本金のうち、駐留軍再編促進金融勘定に区分された額をいう。以下同じ。)と同額に達するまでは、積み立てなければならない。

2 | 国際協力銀行は、毎事業年度、駐留軍再編促進金融勘定の損益計算において損失を生じたときは、前項の規定による積立金を減額して整理し、なお不足があるときは、その不足額は、繰越欠損金として整理しなければならない。

3 | 第一項の積立金は、駐留軍再編促進金融勘定において生じた損失の補てんに充てる場合を除いては、取り崩してはならない。

4 | 国際協力銀行は、第一項の規定による残余の額から同項の規定により

(借入金等の限度額)

第十九条 駐留軍再編促進金融勘定における借入金の現在額は、駐留軍再編促進金融勘定に属する資本金及び準備金の額の合計額に政令で定める倍数を乗じて得た額（次項において「借入金の限度額」という。）を超えることとなつてはならない。

2 第十六条の規定による資金の貸付け、貸付債権の譲受け及び債券の取得の現在額、資金に係る債務の保証及び債券に係る債務の保証の現在額並びに出資の現在額の合計額は、駐留軍再編促進金融勘定に属する資本金及び準備金の額並びに借入金の限度額の合計額を超えることとなつてはならない。

(社債の発行の制限)

第二十条 株式会社日本政策金融公庫は、駐留軍再編促進金融業務を行うために必要な資金の財源に充てるためには、社債を発行してはならない。

(政府からの資金の貸付け等)

積立金として積み立てた額を控除した残額を、翌事業年度の五月三十一日までに国庫に納付しなければならない。

5 国際協力銀行法第四十四条第六項及び第七項の規定は、前項の規定による国庫納付金について準用する。

(借入金等の限度額)

第二十条 第二十二条第一項の規定により読み替えて適用する国際協力銀行法第四十五条第一項の規定による駐留軍再編促進金融勘定における借入金の現在額は、駐留軍再編促進金融勘定に係る資本金の額及び前条第一項の積立金の額の合計額に政令で定める倍数を乗じて得た額（次項において「借入金の限度額」という。）を超えることとなつてはならない。

2 第十六条第一項の規定による資金の貸付け、貸付債権の譲受け及び債券の取得の現在額、資金に係る債務の保証及び債券に係る債務の保証の現在額並びに出資の現在額の合計額は、駐留軍再編促進金融勘定に係る資本金の額、前条第一項の積立金の額及び借入金の限度額の合計額を超えることとなつてはならない。

(新設)

(政府からの資金の貸付け)

第二十一条 政府は、予算の範囲内において、株式会社日本政策金融公庫に対し、株式会社日本政策金融公庫法第四条第一項の規定による出資に代えて駐留軍再編促進金融業務に係る資金を無利子で貸し付けることができる。

2) 政府は、予算の範囲内において、株式会社日本政策金融公庫に対し、駐留軍再編促進金融業務に要する費用の一部に相当する金額を交付することができる。

(株式会社日本政策金融公庫法の適用等)

第二十二条 駐留軍再編促進金融業務が行われる場合には、次の表の上欄に掲げる株式会社日本政策金融公庫法の規定中同表の中欄に掲げる字句は、それぞれ同表の下欄に掲げる字句とする。

第四条第三項	第四十一条	第四十一条及び駐留軍等の再編の円滑な実施に関する特別措置法(平成十九年法律第 号。以下「駐留軍再編特別措置法」という。)	第十八条
同条各号に掲げる業務	同条各号に掲げる業務及び駐留軍再編促進金融業務(駐留軍再編特別措置法第十六条に規定する駐留軍再編促進金融業務をいう。以下同じ。)		
第五条第二項	第十三条第三項	駐留軍再編特別措置法第二十二条	第一項の規定により読み替えて適

第二十一条 政府は、予算の範囲内において、国際協力銀行に対し、国際協力銀行法第五条第二項の規定による出資に代えて駐留軍再編促進金融業務に係る資金を無利子で貸し付けることができる。

(新設)

(国際協力銀行法の適用等)

第二十二条 駐留軍再編促進金融業務が行われる場合には、次の表の上欄に掲げる国際協力銀行法の規定中同表の中欄に掲げる字句は、それぞれ同表の下欄に掲げる字句とする。

第五条第三項	第四十一条第一項	第四十一条第一項及び駐留軍等の再編の円滑な実施に関する特別措置法(平成十九年法律第 号。以下「駐留軍再編特別措置法」という。)	第十八条
同項各号の業務	同項各号の業務及び駐留軍再編促進金融業務(駐留軍再編特別措置法第十六条第一項に規定する駐留軍再編促進金融業務をいう。以下同じ。)		
第十四条第二項第一号	この法律に基づく	若しくは駐留軍再編特別措置法、これらの法律に基づく	

第十一條第一 項第五号	行つ業務	用する第十三條第三項 行つ業務（駐留軍再編促進金融業 務を除く。）
第十三條第三 項	附帶する業務	附帶する業務並びに駐留軍再編促 進金融業務
第三十一條第 四項	業務	業務並びに駐留軍再編促進金融業 務
第三十四條第 三項、第二十 八條第三項及 び第三十九條 第二項	會計検査院	會計検査院及び防衛大臣
第三十五條第 二項	、第三十一條、 第三十三條及び 前條	及び第三十三條並びに駐留軍再編 特別措置法第二十二條第一項の規 定により読み替えて適用する第三 十一條及び前條
第三十六條第 二項	、第三十一條、 第三十三條及び 第三十四條	及び第三十三條並びに駐留軍再編 特別措置法第二十二條第一項の規 定により読み替えて適用する第三 十一條及び第三十四條
第四十二條第 一項	前條	前條及び駐留軍再編特別措置法第 十八條
	同法第二百九十 五條第二項	会社法第二百九十五條第二項

第二十七條第 二項	外務省令・財務 省令	外務省令・財務省令（駐留軍再編 促進金融業務に係るものについて は、財務省令・防衛省令）
第三十條第六 項、第三十四 條第四項、第 三十八條第三 項、第三十九 條第三項、第 四十條第五項 及び第四十三 條第六項	外務大臣	外務大臣及び防衛大臣
第四十五條第 一項	国際協力銀行債 券	その業務（駐留軍再編促進金融業 務を除く。）を行うために必要な 資金の財源に充てるため、国際協 力銀行債券
第四十五條第 二項	第四十一條第一 項	第四十一條第一項及び駐留軍再編 特別措置法第十八條
第四十八條	海外経済協力業 務	海外経済協力業務及び駐留軍再編 促進金融業務
第五十一條	これに	駐留軍再編特別措置法並びにこれ らに



	同条の	円滑な実施に関する特別措置法第十八条
第四十二条第三項	前条	前条及び駐留軍再編特別措置法第十八条
第四十七条第一項、第五項及び第七項	同条	これら
第五十条第一項	業務 貸付け	業務及び駐留軍再編促進金融業務 貸付け（駐留軍再編特別措置法第二十一条第一項の規定によるものを含む。）
第五十一条第一項	又は社債の発行をして	若しくは社債の発行をし、又は駐留軍再編特別措置法第二十二条第一項の規定により読み替えて適用する前条の規定により資金の借入れをし、若しくは駐留軍再編特別措置法第二十一条第二項の規定により交付を受けて
	第四十一条 同条各号に掲げる業務	第四十一条及び駐留軍再編特別措置法第十八条 第四十一条各号に掲げる業務及び駐留軍再編促進金融業務

第五十七條	この法律に	駐留軍再編特別措置法並びにこれらに
第五十八條及び第五十九條 第一項	この法律	この法律、駐留軍再編特別措置法
第六十四條第一項第六号	事項	事項並びに駐留軍再編促進金融業務に係る財務及び会計に関する事項
第六十五條	厚生労働大臣	厚生労働大臣（第三号の場合にあつては、厚生労働大臣及び防衛大臣）
第七十一條	第五十九條第一項	第五十九條第一項（駐留軍再編特別措置法第二十二條第一項の規定により読み替えて適用する場合を含む。以下この条において同じ。）
第七十三條第三号	同項	第五十九條第一項
第七十三條第七号	第五十八條第二項	第五十八條第二項（駐留軍再編特別措置法第二十二條第一項の規定により読み替えて適用する場合を含む。）
附則第四十七	公庫の業務	公庫の業務（駐留軍再編促進金融

一条第一項 業務を除く。

2 駐留軍再編促進金融業務及び駐留軍再編促進金融勘定に関する事項については、株式会社日本政策金融公庫法第六十条第一項及び第二項並びに前項の規定により読み替えて適用する同法第五十八条、第五十九条第一項及び第七十三条第七号に規定する主務大臣は、財務大臣及び防衛大臣とする。

3 財務大臣は、駐留軍再編促進金融業務が行われる場合において、株式会社日本政策金融公庫法第二十九条第一項の規定による予算の提出、同法第三十五条第一項の規定による補正予算の提出、同法第三十六条第一項の規定による暫定予算の提出、同法第四十条第二項の規定による貸借対照表、損益計算書、財産目録及び事業報告書の提出並びに同法第四十条第一項の規定による決算報告書の提出を受けたときは、遅滞なく、これらを防衛大臣に通知しなければならない。

(駐留軍再編促進金融勘定の廃止)

第二十三条 株式会社日本政策金融公庫は、駐留軍再編促進金融業務を終えたときは、駐留軍再編促進金融勘定を廃止するものとする。

2 株式会社日本政策金融公庫は、駐留軍再編促進金融勘定の廃止の際、駐留軍再編促進金融勘定に残余財産があるときは、当該残余財産の額を国庫に納付しなければならない。

3 株式会社日本政策金融公庫は、第一項の規定により駐留軍再編促進金融勘定を廃止したときは、その廃止の時における駐留軍再編促進金融勘定に属する資本金及び準備金の額により、それぞれ資本金及び準備金を減少するものとする。

2 駐留軍再編促進金融業務及び駐留軍再編促進金融勘定に関する事項については、国際協力銀行法第十条第五項並びに第五十三条の二第一項及び第二項並びに前項の規定により読み替えて適用する同法第十四条第二項第一号、第五十二条、第五十三条第一項及び第五十九条第七号に規定する主務大臣は、財務大臣及び防衛大臣とする。

(駐留軍再編促進金融勘定の廃止)

第二十三条 国際協力銀行は、駐留軍再編促進金融業務を終えたときは、駐留軍再編促進金融勘定を廃止するものとする。

2 国際協力銀行は、駐留軍再編促進金融勘定の廃止の際、駐留軍再編促進金融勘定に残余財産があるときは、当該残余財産の額を国庫に納付しなければならない。

3 国際協力銀行は、第一項の規定により駐留軍再編促進金融勘定を廃止したときは、その廃止の時における駐留軍再編促進金融勘定に係る資本金の額により資本金を減少するものとする。

4 前項の規定による資本金及び準備金の額の減少については、会社法（平成十七年法律第八十六号）第四百四十七条から第四百四十九条までの規定は、適用しない。

（罰則）

第二十四条 次の各号のいずれかに該当する場合には、その違反行為をした株式会社日本政策金融公庫の取締役又は執行役は、百万円以下の過料に処する。

- 一 第十七条第一項の規定に違反して資金の貸付けをし、又は同条第二項の規定に違反して出資をしたとき。
- 二 第十九条第一項の規定に違反して資金の借入れをし、又は同条第二項の規定に違反して資金の貸付け、貸付債権の譲受け、債券の取得、資金に係る債務の保証、債券に係る債務の保証若しくは出資をしたとき。
- 三 第二十条の規定に違反して社債を発行したとき。

附則

（施行期日）

第一条 この法律は、公布の日から起算して三月を超えない範囲内において政令で定める日から施行する。ただし、附則第五条の規定は、この法律の施行の日又は株式会社日本政策金融公庫法の施行の日のいずれか遅い日から施行する。

（株式会社日本政策金融公庫法の一部改正）

第五条 株式会社日本政策金融公庫法の一部を次のように改正する。

附則第四条第二項中「厚生労働大臣」の下に「及び防衛大臣」を加え

（新設）

第二十四条 次の各号のいずれかに該当する場合には、その違反行為をした国際協力銀行の役員又は職員は、二十万円以下の過料に処する。

（罰則）

- 一 第十七条第一項の規定に違反して資金の貸付けをし、又は同条第二項の規定に違反して出資をしたとき。
- 二 第二十条第一項の規定に違反して資金の借入れをし、又は同条第二項の規定に違反して資金の貸付け、貸付債権の譲受け、債券の取得、資金に係る債務の保証、債券に係る債務の保証若しくは出資をしたとき。

附則

（施行期日）

第一条 この法律は、公布の日から起算して三月を超えない範囲内において政令で定める日から施行する。

（新設）

る。

附則第五条第一項中「第四十一条」の下に「及び株式会社日本政策金融公庫法の施行に伴う関係法律の整備に関する法律（平成十九年法律第 号）第五十四条（同法附則第一条第二号に規定する改正規定を除く。）の規定による改正前の駐留軍等の再編の円滑な実施に関する特別措置法（平成十九年法律第 号。以下「旧駐留軍再編特別措置法」という。）第十八条」を加え、「同条各号」を「第四十一条各号」に改め、「業務」の下に「及び駐留軍再編促進金融業務（旧駐留軍再編特別措置法第十六条第一項に規定する駐留軍再編促進金融業務をいう。以下同じ。）」を加える。

附則第十七条第六項中「（平成十九年法律第 号）」を削る。

附則第十八条第五項中「第四十四条」の下に「及び旧駐留軍再編特別措置法第十九条」を加え、「同条第三項」を「旧国際協力銀行法第四十条第三項」に改め、「平成二十年十一月三十日」と「の下に」「旧駐留軍再編特別措置法第十九条第四項中「翌事業年度の五月三十一日」とあるのは「平成二十年十一月三十日」と」を加える。

附則第二十条第一項第六号中「負債」の下に「（次号に掲げるものを除く。）」を加え、同項に次の一号を加える。

七 国際協力銀行から公庫が承継した資産及び負債のうち駐留軍再編促進金融業務に係る資産及び負債 株式会社日本政策金融公庫法の施行に伴う関係法律の整備に関する法律第五十四条の規定による改正後の駐留軍等の再編の円滑な実施に関する特別措置法第十八条に規定する駐留軍再編促進金融勘定

改正案	現行
<p>（事業税の非課税の範囲）</p> <p>第七十二条の四 道府県は、国及び次に掲げる法人が行う事業に対しては、事業税を課することができない。</p> <p>一 一の二（略）</p> <p>二 沖縄振興開発金融公庫、株式会社日本政策金融公庫、地方住宅供給公社、地方道路公地方土地開発公社及び地方公営企業等金融機構法（平成十九年法律第 号）に規定する地方公営企業等金融機構</p> <p>四・五（略）</p> <p>2・3（略）</p> <p>（不動産取得税の課税標準の特例）</p> <p>第七十三条の十四（略）</p> <p>2 5（略）</p> <p>6 農業近代化資金融通法（昭和三十六年法律第二百二号）第二条第三項に規定する農業近代化資金で政令で定めるもの若しくは漁業近代化資金融通法（昭和四十四年法律第五十二号）第二条第三項に規定する漁業近代化資金で政令で定めるものの貸付け若しくは林業経営基盤の強化等の促進のための資金の融通等に関する暫定措置法（昭和五十四年法律第五</p>	<p>（事業税の非課税の範囲）</p> <p>第七十二条の四 道府県は、国及び次に掲げる法人が行う事業に対しては、事業税を課することができない。</p> <p>一 一の二（略）</p> <p>二 国民生活金融公庫、農林漁業金融公庫、中小企業金融公庫、沖縄振興開発金融公庫、国際協力銀行、地方住宅供給公社、地方道路公社、土地開発公社及び地方公営企業等金融機構法（平成十九年法律第 号）に規定する地方公営企業等金融機構</p> <p>四・五（略）</p> <p>2・3（略）</p> <p>（不動産取得税の課税標準の特例）</p> <p>第七十三条の十四（略）</p> <p>2 5（略）</p> <p>6 農業近代化資金融通法（昭和三十六年法律第二百二号）第二条第三項に規定する農業近代化資金で政令で定めるもの若しくは漁業近代化資金融通法（昭和四十四年法律第五十二号）第二条第三項に規定する漁業近代化資金で政令で定めるものの貸付け若しくは林業経営基盤の強化等の促進のための資金の融通等に関する暫定措置法（昭和五十四年法律第五</p>

十一号) 第六条第一項第二号の規定により都道府県に対し貸し付けられる資金を基礎として行われる資金の貸付け又は株式会社日本政策金融公庫法(平成十九年法律第 号) 別表第一第八号若しくは第九号の下欄に掲げる資金の貸付け若しくは食品の製造過程の管理の高度化に関する臨時措置法(平成十年法律第五十九号) 第十条第一項若しくは沖縄振興開発金融公庫法第十九条第一項第四号の規定に基づく資金の貸付けを受けて、農林漁業経営の近代化又は合理化のための共同利用に供する施設で政令で定めるものを取得した場合における当該施設の取得に対して課する不動産取得税の課税標準の算定については、価格に当該施設の取得価額に対する当該貸付けを受けた額の割合を乗じて得た額を価格から控除するものとする。

7  
14 (略)

十一号) 第六条第一項第二号の規定により都道府県に対し貸し付けられる資金を基礎として行われる資金の貸付け又は農林漁業金融公庫法(昭和二十七年法律第三百五十五号) 第十八条第一項若しくは第十八条の二第一項(第一号に係る部分に限る。)、食品の製造過程の管理の高度化に関する臨時措置法(平成十年法律第五十九号) 第十条第一項若しくは沖縄振興開発金融公庫法第十九条第一項第四号の規定に基づく資金の貸付けを受けて、農林漁業経営の近代化又は合理化のための共同利用に供する施設で政令で定めるものを取得した場合における当該施設の取得に対して課する不動産取得税の課税標準の算定については、価格に当該施設の取得価額に対する当該貸付けを受けた額の割合を乗じて得た額を価格から控除するものとする。

7  
14 (略)



二 (略)	(略)	(削る。) ( )	(略)
二 (略)	(略)	農林漁業金融公庫 五十五号)	(略)
		農林漁業金融公庫法(昭和二十七年法律第三百	

法人税法（昭和四十年法律第三十四号）（第五十七条関係）

（傍線の部分は改正部分）

改正案		現行	
別表第一 公共法人の表（第二条関係） 一次の表に掲げる法人			
名称	根拠法	名称	根拠法
沖縄振興開発金融公庫	沖縄振興開発金融公庫法（昭和四十七年法律第三十一号）	沖縄振興開発金融公庫	沖縄振興開発金融公庫法（昭和四十七年法律第三十一号）
株式会社日本政策金融公庫	会社法及び株式会社日本政策金融公庫法（平成十九年法律第 号）		
（略）	（略）	（略）	（略）
（削る。）	（削る。）	国際協力銀行	国際協力銀行法（平成十一年法律第三十五号）
（削る。）	（削る。）	国民生活金融公庫	国民生活金融公庫法（昭和二十四年法律第四十九号）
（略）	（略）	（略）	（略）
（削る。）	（削る。）	中小企業金融公庫	中小企業金融公庫法（昭和二十八年法律第三百三十八号）
（略）	（略）	（略）	（略）
（削る。）	（削る。）	農林漁業金融公庫	農林漁業金融公庫法（昭和二十七年法律第三百五十五号）
（略）	（略）	（略）	（略）
二（略）	二（略）	二（略）	二（略）

改正案		現行	
別表第二 非課税法人の表（第五条関係）			
名称	根拠法	名称	根拠法
沖縄振興開発金融公庫	沖縄振興開発金融公庫法（昭和四十七年法律第三十一号）	沖縄振興開発金融公庫	沖縄振興開発金融公庫法（昭和四十七年法律第三十一号）
株式会社日本政策金融公庫	会社法及び株式会社日本政策金融公庫法（平成十九年法律第 号）		
（略）	（略）	（略）	（略）
（削る。）	（削る。）	国際協力銀行	国際協力銀行法（平成十一年法律第三十五号）
（削る。）	（削る。）	国民生活金融公庫	国民生活金融公庫法（昭和二十四年法律第四十九号）
（略）	（略）	（略）	（略）
（削る。）	（削る。）	中小企業金融公庫	中小企業金融公庫法（昭和二十八年法律第百三十八号）
（略）	（略）	（略）	（略）
（削る。）	（削る。）	農林漁業金融公庫	農林漁業金融公庫法（昭和二十七年法律第百五十五号）
（略）	（略）	（略）	（略）

改正案				現行			
別表第二 非課税法人の表（第四条、第五条関係）				別表第二 非課税法人の表（第四条、第五条関係）			
名称	根拠法	非課税の登記等	備考	名称	根拠法	非課税の登記等	備考
(略)	(略)	(略)	(略)	(略)	(略)	(略)	(略)
(削る。)	(略)	(削る。)	(略)	国民生活金融公庫	国民生活金融公庫法（昭和二十四年法律第四十九号）	国民生活金融公庫法（昭和二十四年法律第四十九号）	第三欄の第一号又は第二号の登記に該当する
(削る。)	(略)	(削る。)	(略)	中小企業金融公庫	中小企業金融公庫法（昭和二十八年法律第一百十八号）	中小企業金融公庫法（昭和二十八年法律第一百十八号）	第三欄の第一号又は第二号の登記に該当する
(略)	(略)	(略)	(略)	農林漁業金融公庫	農林漁業金融公庫法（昭和二十七年法律第三百五十五号）	農林漁業金融公庫法（昭和二十七年法律第三百五十五号）	第三欄の第一号又は第二号の登記に該当する
別表第三 非課税の登記等の表（第四条、第三十三条関係）				別表第三 非課税の登記等の表（第四条、第三十三条関係）			
名称	根拠法	非課税の登記等	備考	名称	根拠法	非課税の登記等	備考
一 学校法人（私立学校法第六十四条条第四項）	私立学校法	一 校舎、寄宿舎、図書館その他保育又は教育上直接必要な附属建物（以下「校舎等」という。）の所有権（	第三欄の第一号又は第二号の登記に該当する	一 学校法人（私立学校法第六十四条条第四項）	私立学校法	一 校舎、寄宿舎、図書館その他保育又は教育上直接必要な附属建物（以下「校舎等」という。）の所有権（	第三欄の第一号又は第二号の登記に該当する

<p>専修学校及び各種学校（の規定により設立された法人を含む。）</p>	<p>質借権を含む。以下同じ。 （の取得登記（権利の保存、設定、転貸又は移転の登記をいう。以下同じ。） 二 校舎等の敷地、運動場、実習用地その他の直接に保育又は教育の用に供する土地の権利（土地の所有権及び土地の上に存する権利をいう。以下同じ。）の取得登記</p>	<p>ものである ことを証する財務省令で定める書類の添附があるものに 限る。</p>
<p>一の二 株式会社 日本政 策金融公庫</p>	<p>会社法及び株式会社会 社日本政 策金融公 庫法（平成十九年 法律第 号）</p>	<p>別表第一第一号から第二十四号までに掲げる登記又は登録（法人税法（昭和四十年法律第三十四号）第二条第九号（定義）に規定する普通法人のうち資本金の額が政令で定める金額以上の法人並びに相互会社及び外国相互会社に係る債権を担保するために受ける先取特権、質権又は抵当権の保存、設定又は移転の登記又は登録を除く。）</p> <p>先取特権、質権又は抵当権の保存、設定又は移転の登記又は登録は、第三欄の登記又は登録に該当するものであることを証する財務省令</p>
<p>専修学校及び各種学校（の規定により設立された法人を含む。）</p>	<p>質借権を含む。以下同じ。 （の取得登記（権利の保存、設定、転貸又は移転の登記をいう。以下同じ。） 二 校舎等の敷地、運動場、実習用地その他の直接に保育又は教育の用に供する土地の権利（土地の所有権及び土地の上に存する権利をいう。以下同じ。）の取得登記</p>	<p>ものである ことを証する財務省令で定める書類の添附があるものに 限る。</p>



改正案		現行	
別表第三（第三条、第六十条関係） 一次の表に掲げる法人			
名称 （略）	根拠法 （略）	名称 （略）	根拠法 （略）
学校法人（私立学校法 第六十四条第四項（専 修学校及び各種学校） の規定により設立され た法人を含む。）	私立学校法（昭和二十四年法律第二百七十号）	学校法人（私立学校法 第六十四条第四項（専 修学校及び各種学校） の規定により設立され た法人を含む。）	私立学校法（昭和二十四年法律第二百七十号）
株式会社日本政策金融 公庫	会社法及び株式会社日本政策金融公庫法（平成 十九年法律第 号）	国際協力銀行 （略）	国際協力銀行法（平成十一年法律第三十五号） （略）
（削る。）	（削る。）	国民生活金融公庫 （略）	国民生活金融公庫法（昭和二十四年法律第四十 九号） （略）
（削る。）	（削る。）	中小企業金融公庫 （略）	中小企業金融公庫法（昭和二十八年法律第百三 （略）

二 (略)	(略)	(削る。)	(削る。)	(略)	(略)
二 (略)	(略)	農林漁業金融公庫	農林漁業金融公庫法(昭和二十七年法律第三百五十五号)	(略)	(略)
				(略)	十八号)